

令和3年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

令和3年12月7日開会

令和3年12月22日閉会

宿毛市議会事務局

令和3年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和3年12月 7日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第26号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
(議案第3号)	
質疑	8
1 今城 隆議員	8
福祉事務所長	9
今城 隆議員	9
福祉事務所長	10
今城 隆議員	10
委員会付託省略	11
討論・表決	11
散 会 (午前10時45分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (令和3年12月 8日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和3年12月 9日 木曜日)	休会

----- . . ----- . . -----
第 4 日（令和 3 年 1 2 月 1 0 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 5 日（令和 3 年 1 2 月 1 1 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 6 日（令和 3 年 1 2 月 1 2 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 7 日（令和 3 年 1 2 月 1 3 日 月曜日）

議事日程	1 3
本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
事務局職員出席者	1 3
出席要求による出席者	1 3
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 議案第 2 7 号から議案第 3 0 号まで	1 5
（提案理由の説明）	
市 長	1 5
○日程第 2 一般質問	1 5
1 今城 隆議員	1 5
市 長	1 5
今城 隆議員	1 6
教 育 長	1 6
今城 隆議員	1 6
教 育 長	1 7
今城 隆議員	1 7
教 育 長	1 8
今城 隆議員	1 8
企画課長	1 8
今城 隆議員	1 8
市 長	1 9
今城 隆議員	1 9
市 長	2 0
今城 隆議員	2 0
市 長	2 1
今城 隆議員	2 1
市 長	2 1

今城 隆議員	2 2
危機管理課長	2 2
今城 隆議員	2 2
市 長	2 2
今城 隆議員	2 3
危機管理課長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 5
今城 隆議員	2 5
市 長	2 5
今城 隆議員	2 6
教 育 長	2 6
今城 隆議員	2 6
教 育 長	2 6
今城 隆議員	2 7
市 長	2 7
今城 隆議員	2 8
市 長	2 8
今城 隆議員	2 8
福祉事務所長	2 9
今城 隆議員	2 9
福祉事務所長	3 0
今城 隆議員	3 0
福祉事務所長	3 0
今城 隆議員	3 1
福祉事務所長	3 1
今城 隆議員	3 1
2 松浦英夫議員	3 1
市 長	3 2
松浦英夫議員	3 2
市 長	3 3

松浦英夫議員	3 3
市 長	3 3
松浦英夫議員	3 3
市 長	3 4
松浦英夫議員	3 4
市 長	3 4
松浦英夫議員	3 5
市 長	3 5
松浦英夫議員	3 5
市 長	3 5
松浦英夫議員	3 6
総務課長	3 6
松浦英夫議員	3 6
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 7
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 8
市 長	3 9
松浦英夫議員	3 9
教育次長兼学校教育課長	4 0
松浦英夫議員	4 0
教 育 長	4 0
松浦英夫議員	4 0
教育次長兼学校教育課長	4 1
松浦英夫議員	4 1
教 育 長	4 1
松浦英夫議員	4 1
教育次長兼学校教育課長	4 2
松浦英夫議員	4 2
教 育 長	4 2
松浦英夫議員	4 3
教 育 長	4 3
松浦英夫議員	4 3
教 育 長	4 3
松浦英夫議員	4 3
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 4

	教 育 長	4 4
	松浦英夫議員	4 4
3	岡崎利久議員	4 4
	市 長	4 5
	岡崎利久議員	4 5
	市 長	4 5
	岡崎利久議員	4 6
	教 育 長	4 6
	岡崎利久議員	4 7
	教 育 長	4 7
	岡崎利久議員	4 7
	水道課長	4 7
	岡崎利久議員	4 8
	水道課長	4 8
	岡崎利久議員	4 8
	水道課長	4 8
	岡崎利久議員	4 8
	水道課長	4 8
	岡崎利久議員	4 9
	水道課長	4 9
	岡崎利久議員	4 9
	水道課長	4 9
	岡崎利久議員	4 9
	福祉事務所長	5 0
	岡崎利久議員	5 0
	福祉事務所長	5 0
	岡崎利久議員	5 0
	市 長	5 0
	岡崎利久議員	5 1
4	山戸 寛議員	5 1
	副 市 長	5 1
	山戸 寛議員	5 2
	副 市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 2
	副 市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 3
	副 市 長	5 3

山戸 寛議員	5 3
副市長	5 4
山戸 寛議員	5 5
市長	5 5
山戸 寛議員	5 5
環境課長	5 6
山戸 寛議員	5 6
環境課長	5 7
山戸 寛議員	5 7
環境課長	5 7
山戸 寛議員	5 7
環境課長	5 8
山戸 寛議員	5 8
環境課長	5 8
山戸 寛議員	5 8
環境課長	5 8
山戸 寛議員	5 8
環境課長	5 9
山戸 寛議員	5 9
環境課長	5 9
山戸 寛議員	6 0
環境課長	6 0
山戸 寛議員	6 0
環境課長	6 1
山戸 寛議員	6 1
環境課長	6 1
山戸 寛議員	6 1
環境課長	6 2
山戸 寛議員	6 2
環境課長	6 3
山戸 寛議員	6 3
環境課長	6 3
山戸 寛議員	6 4
環境課長	6 4
山戸 寛議員	6 4
環境課長	6 4
山戸 寛議員	6 4

市 長	6 5
山戸 寛議員	6 5
延 会 (午後4時19分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和3年12月14日 火曜日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
事務局職員出席者	6 7
出席要求による出席者	6 7
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	6 9
1 川田栄子議員	6 9
水道課長	6 9
川田栄子議員	7 0
水道課長	7 0
川田栄子議員	7 0
水道課長	7 0
川田栄子議員	7 0
水道課長	7 0
川田栄子議員	7 0
水道課長	7 1
川田栄子議員	7 1
水道課長	7 1
川田栄子議員	7 1
水道課長	7 1
川田栄子議員	7 2
水道課長	7 2
川田栄子議員	7 2
教育次長兼学校教育課長	7 3
川田栄子議員	7 3
教 育 長	7 3
川田栄子議員	7 3
市 長	7 5
川田栄子議員	7 5
環境課長	7 5

川田栄子議員	7 6
環境課長	7 6
川田栄子議員	7 6
副市長	7 6
環境課長	7 7
川田栄子議員	7 7
環境課長	7 7
川田栄子議員	7 7
環境課長	7 7
川田栄子議員	7 7
総務課長	7 8
川田栄子議員	7 8
副市長	7 8
川田栄子議員	7 9
副市長	8 0
川田栄子議員	8 0
副市長	8 1
川田栄子議員	8 1
土木課長	8 2
川田栄子議員	8 2
土木課長	8 2
川田栄子議員	8 2
土木課長	8 3
川田栄子議員	8 3
土木課長	8 3
川田栄子議員	8 4
土木課長	8 4
川田栄子議員	8 4
土木課長	8 4
川田栄子議員	8 5
土木課長	8 5
川田栄子議員	8 5
2 堀 景議員	8 5
総務課主監	8 6
堀 景議員	8 6
総務課主監	8 6
堀 景議員	8 6

危機管理課長	87
堀 景議員	88
危機管理課長	88
堀 景議員	88
総務課主監	88
堀 景議員	88
市長	89
堀 景議員	89
散 会 (午後2時27分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和3年12月15日 水曜日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
事務局職員出席者	91
出席要求による出席者	91
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで	93
質疑	93
1 川田栄子議員	93
長寿政策課長	93
都市建設課長	94
総務課長	95
川田栄子議員	95
2 三木健正議員	96
危機管理課長	96
三木健正議員	96
危機管理課長	96
三木健正議員	97
長寿政策課長	97
三木健正議員	98
長寿政策課長	98
三木健正議員	98
産業振興課長	98
三木健正議員	99
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	99

三木健正議員	100
委員会付託省略（議案第1号及び議案第2号）	100
委員会付託（議案第4号から議案第30号まで）	100
散 会（午前10時40分）	
議案付託表	102

第10日（令和3年12月16日 木曜日）	休会

第11日（令和3年12月17日 金曜日）	休会

第12日（令和3年12月18日 土曜日）	休会

第13日（令和3年12月19日 日曜日）	休会

第14日（令和3年12月20日 月曜日）	休会

第15日（令和3年12月21日 火曜日）	休会

第16日（令和3年12月22日 水曜日）	
議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
事務局職員出席者	103
出席要求による出席者	103
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで	105
（議案第1号）	
討論・表決	105
（議案第2号）	
討論・表決	105
（議案第4号から議案第30号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	105
総務文教常任委員長	109
産業厚生常任委員長	110
質疑	111

(議案第4号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第30号まで)	
討論・表決	111
(議案第22号)	
討論・表決	112
○日程第2 委員会調査について	112
継続調査	112
○日程第3 議案第31号	112
(提案理由の説明)	
市長	112
質疑	113
委員会付託省略	113
討論・表決	113
(閉会挨拶)	
市長	113
閉会(午前11時04分)	
委員会審査報告書	115
閉会中の継続調査申出書	118

----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 5
議案(令和3年第3回定例会提出分)	付一 5
議案(令和3年第4回定例会提出分)	付一 6

令和3年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和3年12月7日 火曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第26号まで

議案第1号 専決処分した事件の承認について

議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第3号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第4号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第5号 令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第6号 令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第7号 令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第8号 令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第9号 令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第12号 令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第13号 令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第14号 宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

議案第22号 指定管理者の指定について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第26号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君

総務課長	桑原	一	君
危機管理課長	上村	秀生	君
市民課長補佐	久保田	志保	君
税務課長	山岡	敏樹	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	谷本	裕子	君
環境課長	谷本	和哉	君
人権推進課長	山戸	達朗	君
産業振興課長	岩本	敬二	君
商工観光課長	長山	敏昭	君
土木課長	澤田	英典	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	河原	志加子	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	鎌田	勇人	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本	武	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下	哲広	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより令和3年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において岡崎利久君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による、市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本決算は、令和3年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審

査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山上庄一君） 予算決算常任委員長。皆さんおはようございます。

予算決算常任委員会の審査結果について、御報告をいたします。

令和3年第3回宿毛市議会定例会におきまして、閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告をいたします。

まず、審査方針といたしまして、令和2年度各会計の決算審査においては、監査委員より提出されました宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考とし、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているのか、また、財政の健全化並びに財産が適正に管理されているのか。

これらに加えて、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという観点から審査を行いまして、これからの予算審議に活用することを主眼といたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算につきましては、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の決算につきましても、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘をしました事項の中で、主なものにつきまして、以下のとおり御報告いたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

市税、国保税については、コンビニ納付の開始など、徴収率向上に向けた取組の効果もあり、収納率の向上や収入未済額の減少が見られるものの、依然として厳しい財政状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則から、納税者間の不公平感を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況等を十分に配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消に向けた、さらなる取組に努められたい。

2点目は、タブレット端末の導入についてであります。

昨年度において、タブレット端末を導入し、経費の削減や働き方改革を進めているところであるが、どういった効果があるのか、定量的な検証を行いながら、端末の有効活用に向けた取組に努められたい。

3点目は、財産管理についてであります。

庁舎等公共施設については、個別計画を策定し、今後、効果的に維持管理がなされていることになるが、担当者が異動する場合には、遺漏なく引継ぎを行い、施設管理に支障が出ないよう留意すべきである。

また、大島桜公園のように、市と民地の境界が確定できていない場所は、今後、高齢化が進むと、ますます困難になるおそれがあるので、速やかな境界確定に向けた取組に努められたい。

4点目は、市民への情報伝達についてであります。

現在、広報すくもなど市の情報発信の多くは、各地区の文書配布を通じて行われているが、地区への加入率が8割となっている現状を考えると、昨年度作成したハザードマップについても、全戸には行き渡っていないと考えられる。ホームページやSNSを通じて情報を得ている方も

いると思うが、広報や資料の広範な配布手段について、検討を求める。

5点目であります、防災情報伝達システムについてであります。

携帯電話不感地域へ対応するために改修を行い、固定電話を通じた情報伝達が行えるようになってはいるが、沿岸部を中心にサイレンが聞こえにくい地域があり、これを解消する必要がある。

そのために、市民からは屋外放送設備の増設要望もあることから、ふるさと納税の活用も視野に、毎年1基ずつでも増設していけるよう検討を求める。

6点目は、森林管理についてであります。

森林管理については、伐採届を提出されているものの、誤伐採などが発生し、山林所有者はもちろん、同業者にとっては業界全体の風評被害にもつながり、物心共に被害を被っている。

誤伐採等を防止するには、伐採届に基づく境界の厳守を図るため、関係機関を含めた協議を行い、対策への適切な森林管理体制の構築を求める。

7番目は、咸陽島公園整備についてであります。

当公園では、休日にはアウトドアレジャーや、キャンプをしている方が多く、本年度中には炊事場を設けることにしているが、宿毛市の観光資源として、早期に公園全体を見据えた整備計画を求める。

8点目は、認知症対策についてであります。

認知症が進むと、在宅での介護が難しく、施設入所での対応が増加することとなり、介護給付費も増加し、ひいては介護保険料の増額につながってくる。

このことから、認知症対策は高齢者だけではなく、全世代共通の課題として、若い世代から認知症に対する知識、予防等の啓発に努められ

たい。

9点目は、土地区画整理事業についてであります。

宿毛駅東地区の土地区画整理事業は、令和3年度で償還が完了する。土地区画整理事業完了後の保留地の売却に際し、販売価格の設定は周辺地区の地価の状況を考慮し、適正となるよう、十分な協議、検討を求める。

最後になります10点目ですが、水道管等インフラの維持管理についてであります。

松田川水管橋耐震診断が、耐震に適合しないという結果となり、今後は耐震対策を早期に行うことに加え、水道橋、水道管の日々の点検もこれまで同様に施設の適切な維持管理に努められたい。

以上、本委員会の審査によります指摘事項につきましては、今後の市政運営に反映され、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう申し添えまして、委員長報告といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるものとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」は、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第26号まで」の26議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第4回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどは、令和2年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、本年7月18日に発生した豪雨災害に伴う被災家屋撤去費用の追加により、緊急に予算補正する必要が生じたため、419万1,000円を追加したものでございます。

議案第2号は、令和4年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第3号及び議案第4号は、「令和3年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

まず、議案第3号につきましては、総額で1億3,618万8,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、18歳以下の子供一人当たり現金5万円を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金1億3,500万円、並びに給付に要する経費について、全額国庫補助金を財源として計上しております。

次に、議案第4号「令和3年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で3億8,584万5,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、寄附金1億円、基金繰入金1億6,656万4,000円、市債3,170万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、ふるさと寄附金事業関連経費として1億6,013万4,000円、民生費では3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業として2,097万8,000円、土木費では市道改良工事費として1,639万5,000円。また、これら以外に、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス対策関連事業として、総額で4,138万6,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、新庁舎清掃業務委託料以下16事業を新たに追加しております。

議案第5号から議案第13号までは、令和3年度の各特別会計の補正予算でございます。総額で、2,621万円を増額しようとするものです。

主な内容は、人件費の補正や定期船事業特別会計における燃料費の補正となっております。

議案第14号は、「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、新庁舎の所在地が宿毛市希望ヶ丘1番地となったことから、平成30年第3回定例会において議決いただきました、宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、コミュニティバスの経路の一部である「街区」の停留所につきまして、今後変更があった場合に速やかに対応できるよう本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、「宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成31年度から休園となっている橋上保育園について、今後も児童の大幅な増加は難しいことから、本年度末をもって閉園する予定であること、並びに来年度開

園する、きぼうが丘保育園について、所在地が宿毛市希望ヶ丘4番地となったことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、令和4年4月1日から出産育児一時金が、40万4,000円から40万8,000円に増額されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号及び議案第20号は、「宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」、及び「宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第14号と同様に、新庁舎の所在地が確定したことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、「宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、更新住宅に空きが出た場合の公募方法及びその家賃等について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号から議案第25号までは、いずれも「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、特定非営利活動法人宿毛市体育協会を、宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市立高砂グラウンド、宿毛市和田体育館の指定管理者として、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市特別養護老人ホーム千寿園及び宿毛市中央デイケアセンターの指定管理者として、株式会社ピアサーティーを、宿毛市国民宿舎椰子の

指定管理者として指定することについて、それぞれ地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、本年第3回定例会において議決いただきました、沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の診療施設の修繕、長浜地区給水管改修、母島地区公衆便所の修繕を追加を行うため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）これにて、提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号を先議いたします。

これより、議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号、令和3年度一般会計補正予算の子育て世帯への臨時特別支援事業費、1億3,618万8,000円について伺いたいと思います。

まず、この受給対象者について、具体的に説明を求めたいと思います。

続いてもう一つ、併せて聞きたいと思います。
初回、つまり児童一人につき5万円の給付方法、併せて給付スケジュールについて、これも具体的に説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） おはようございます。福祉事務所長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について、簡単に御説明いたします。

この事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、児童を養育している者の年収960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から18歳の児童一人当たり10万円相当の支給を行うことが、国において決定されました。

そのうち、児童一人当たり5万円の現金給付について、先行して実施することとなりましたので、議案第3号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）にて予算計上をさせていただきました。

8ページを御覧いただきたいと思います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、7目子育て世帯への臨時特別給付金、18節負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金分1億3,500万円の受給対象者を具体的に御説明させていただきます。

中学生以下を養育する者のうち、令和3年9月分の児童手当受給者や高校生を養育する者のうち、主な生計維持者の所得が、児童手当所得制限960万円未満の者。また、令和4年3月31日までに出生した児童の父母等となっております。

また、児童が高校進学等のために、保護者と別居している場合や就労している高校生相当の

児童も、婚姻している場合を除いて生計維持者に監護や養育されていれば、支給対象となることとなっております。

続いて5万円、初回の支給方法、給付スケジュールについて御説明させていただきます。

令和3年9月分の児童手当受給者には、申請不要のプッシュ型で児童手当振込時の指定口座への振り込みにより、約960世帯、1,730人分の8,650万円を12月末に振り込みをさせていただき予定としております。

そのうち、高校生の兄弟がいる場合がありますので、その際には申請不要で、高校生分も同時に支給できるよう、現在、関係機関と調整しているところでございます。

なお、高校生のみの世帯とか公務員世帯につきましては、申請をしていただくこととなっておりますので、令和4年1月以降、申請書を発行し、申請受付後、随時、支給させていただきます。

周知方法につきましては、まず、先行してお支払いする960世帯の方につきましては、議決いただいた後、すぐに個別通知と受給拒否届けを合わせて発送させていただきます。

そのほかの方につきましては、ホームページや令和4年1月号の広報に掲載するとともに、対象者になられる方には、個別にて通知をして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） まず、中学生までは、児童手当が給付されている方々に、12月までに自動的に給付されると。そして、その兄弟で、高校生がいる方も同時にできるようにする。12月までにとのことですね。

それから高校生だけ、もしくは公務員の家庭については、申請制度になっている。

これは、個別通知があるわけでしょうか。個

別通知があるということ。

ということは、基本的には全員周知ができるということになるということですね。

あと、中卒で家庭で扶養の状態にある方、こういう方についても、通知はいくわけということですが、その通知がいくということであれば、また全員周知ができると思います。

まず、このあたりが、市民が前もってこういう状況を知っておくということは大事になるかと思しますので、申告漏れ、申請漏れののないよう、またよろしく願いいたします。

次に、これ以降の追加、一人当たり5万円分の給付について、政府は自治体の実情に応じて現金給付も可能と方針が示されていたと思います。

給付については、クーポンあるいは現金、どのように給付を市として考えているのか。まだ決定していないでしょうけれども、その辺りのこと。

それから、追加給付のスケジュールも聞きたいと思います。

早くも報道で、群馬県太田市、あるいは静岡県島田市、宮城県石巻市、この3つについては、報道などで10万円現金で給付したいという旨が報道されていたと思います。

宿毛市の今後の予定、よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、1番、今城議員の再質疑にお答えいたします。

追加給付のスケジュールの予定を聞くということで、質疑をいただきました。

5万円相当のクーポン給付分につきましては、12月6日、昨日開会の臨時国会において予算成立する予定となっております、支給スケジュールや支給方法についても、まだ詳細が決ま

っておりませんが、令和4年春の卒業、入学、新学期に向けて支援するという本事業の趣旨も踏まえまして、子育て世帯の方にとって、利用しやすい方法で支給したい、そのように考えております。

国の決定を待って、また近隣市町村の動向も踏まえながら、支給方法や時期を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 困窮家庭につきましては、なかなか厳しくなっているところと、お話も聞きます。

例えば、今年の修学旅行で県下でも子供が行けなかったという家庭がかなり増えています。市町村の就学支援を受けている家庭でも、使ったものに対する後払いということで、頂けるんですけども、その前払いのお金がなかったということで、かなりの市町村の生徒が行かないという選択をした。

宿毛の話を伺いました。先払いで給付されたということで、非常にありがたかったと思います。

そのようなことも含めて、奨学金返済分とか、こういった修学旅行のお金にも使えるように、貯蓄に回したいという家庭も多くありますと聞いております。

そういうことも含めまして、より適切な検討をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

-----・-----・-----

午前10時43分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月8日から12月10日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月8日から12月10日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月8日から12月12日までの5日間休

会し、12月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時45分散会

令和3年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和3年12月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第27号から議案第30号まで

議案第27号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 工事請負契約の変更について

議案第30号 財産の取得について

第2 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第27号から議案第30号まで

日程第2 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君

副市長兼 市民課長事務取扱	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	桑原一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長補佐	久保田志保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下哲広君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第27号から議案第30号まで」の4議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第27号は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の要件が緩和され、支給対象者の増加が見込まれることから、259万5,000円を追加しようとするものです。

議案第28号及び議案第29号は、工事請負契約の変更についてでございます。

まず、議案第28号は、本年第1回臨時会において議決いただき、西松・テスク特定建設工事共同企業体と契約締結している宿毛市庁舎新築工事について、並びに議案第29号は、令和2年7月3日付で、有田建設株式会社と契約締結している高石地区（橋梁）災害復旧工事（その2）につきまして、それぞれ工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号は、財産の取得についてでございます。内容は、新庁舎で利用する備品の購入につきまして、12月10日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるも

のでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） おはようございます。今回もよろしくお願いいたします。

それでは、早速一般質問に移らせていただきます。

まず、最初に、平和行政について伺っていきます。

真珠湾攻撃から80年がたちました。太平洋戦争で日本人の戦死者は、軍人、民間人を合わせて310万人、そしてアジア、太平洋各国に2,000万人以上の死者をもたらす惨禍となりました。二度とこのような世の中にならないよう、宿毛市の平和行政について、伺ってまいりたいと思います。

最初に、市長に、平和行政の認識について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、平和行政の認識ということでございます。本市では、戦争の悲惨さと平和の尊さを深く心に刻み、未来を担う次の世代に継承していくために、毎年11月に、宿毛市戦没者追悼式典を挙行しているところでございます。

また、戦争の記憶を次世代へ継承するため、中学校におきましては、終戦記念日の前後に平和学習を実施をいたしまして、また小学校にお

きましては、総合の時間に平和学習を事前に行った上、修学旅行先として広島県を訪れるなど、戦争記憶空間に赴く、体験学習を実施しているところでございます。

平和行政に取り組むに当たり、戦争の記憶を継承するための活動は、非常に大切であると考えておりまして、次世代へ継承していくことは、持続可能な開発のための、平和で包摂的な社会を促進するため、SDGsの観点からも、重要な取組であるため、今後も継続的に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

平和行政ということは、まず戦争の回避や防止、それ以外にも戦争の要因となるような、構造的な暴力を生じさせない状態にするため、そのような行政ではないかと思うわけです。

昭和48年の宿毛市世界連邦平和都市宣言、これには、宿毛市はここに永久の平和都市であることを宣言する、とあります。

昭和60年の宿毛市非核平和都市宣言は、核兵器の完全禁止のため、宿毛市を非核都市とし、広く呼びかけるとうたっています。

この精神をもとに、平和意識の高揚や平和学習、そして平和を求める活動に、市としても今後も取り組んでいていただきたいと思っております。

それでは、啓発と教育について、伺っていきます。

まずはじめに、語り部の方々の高齢化による戦争体験の継承が難しくなっている現実があります。

また、戦争遺跡や資料の保存が重要な課題だと思うわけですが、どのように取り組んでいるかをお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） おはようございます。お答えいたします。

戦争体験の継承と戦争遺跡や資料の保存につきまして、学校教育や生涯学習、宿毛歴史館での資料収集の場面などで、継続的に取り組んでおりますが、御指摘のとおり、戦後長年経過し、資料の劣化や情報の減少などが徐々に進んでおります。

一方、宿毛歴史館では、これまで自宅に保管されている戦時中資料のお問合せや、御相談の対応、御経験者からの聞き取りによる資料作成などを行ってまいりました。

また、遺跡につきましても、宇須々木に解説板を設置するなど努めており、戦争体験の継承や資料保存と併せて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 分かりました。なかなか、私たちの頃は夏休みの宿題で、家で聞いてきなさい。結構、身近な方に体験者がいたりして、身をもって伝わってくる側面がありましたが、今はなかなか、家庭でも難しいんだと思います。

そういう意味で、まだ存命の方がおられます。その方のビデオ記録、こういうのが今ならまだ可能である時期だと思います。ぎりぎりだと思いますけれども。

そして、そういった地域で世代を超えた2世、3世でも、そういう家族の体験を語りつつ、世代を超えた地域の語り部さん、これがぜひ、困ったときに、学校教育とか地域教育とかで、この人に頼めば話がもらえるというようになりなどがあれば、いいのではないかと考えています。

学校だったら、学びが続けられるわけですか

ら、上級生がだんだんと学んでいくことを、下級生に伝えていくという営みが、継承の営みに変わってくるような気がしますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

それでは、今もちょっと話に入りましたが、啓発と教育をどのように進めるのか、あるいは進めているのか。学校教育の場、社会教育の面からも伺いたいと思いますが、分けてもらっても構いません。学校、社会教育と一緒に構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

まず、学校のほうからですが、市内の各学校の平和学習につきましては、例年、小学校では広島県へ修学旅行に訪れ、平和公園や原爆資料館の見学、語り部さんの話を聞いて、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学習を深め、学校に帰ってからまとめを行い、見たことや感じたことを下級生に伝えるなどの取組をしてまいりましたが、新型コロナウイルスの影響により、ここ2年間は広島県への修学旅行が難しくなっている状況でございます。

現在は、各学校において、総合的な学習の時間などを利用し、学習しております。

また、校区に戦争遺跡等のある学校では、現地を訪れ、地域の方から説明を受けるなど、授業の中に組み入れていると聞いております。

中学校では、8月の登校日などに平和学習を行うなど、各学校それぞれ工夫を凝らした平和学習を行っております。

こちらが学校教育のほうでございます。

次に、生涯学習関係ですが、議員御指摘のように、歴史や現実から平和の尊さや平和の悲惨さを学び、啓発していくことが重要であると考えております。

これまで、例年8月に、坂本図書館で戦争と平和を考えることをテーマに図書展示を行った

り、宿毛観光市民ガイドの会の御協力を得て、宇須々木の遺跡を御案内するなど取り組んでまいりましたが、社会教育施設での活動も含め、今後とも平和学習について推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 広島、長崎というのは、修学旅行で必ず入ってくるコースだと思いますけれども、地域の戦争遺跡という点、行かれているということで、安心しました。

しかし、地域にないところも含めて、ぜひ宿毛であったことっていうのを、リアルに感じていただく機会というのも、とっていただければと思うわけです。

鵜来島の砲台の調査というか、そういうことも何回か行かまして、自分もその中で驚いたこと、たくさんありました。ですから、市内の現場と、そこで起こったこと、住民の方から聞くことが重なってきます、大人であっても。そうすると、今まで思った以上に、こういう時代だったのかということとか、周辺の様子が分かってきます。ですから、ぜひ地域住民も含めて、あるいは世代を超えた、一緒にその場に集って話を聞いたり、ということと同時に、意見交換の場があればいいんじゃないかと思うわけです。

楽しく、あるいは真剣な、そういう企画が1日あるというのが、繰り返されるというか、その年々に繰り返されるということは、いいんじゃないかとも思いました。

それも、観光との連携も含めて、学習との連携も含めて広がれば、恐らくほかの地域にはない宿毛の史跡ということになるかと思っています。

これらのことについて、検討してもらえませんか。ちょっと聞かせていただければ

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今、議員おっしゃられたように、観光と教育であったりとか、歴史であったりと、そういったところの取組も含めて、今後、所管の事務局との検討を重ねながら、前向きに検討をしていきたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） あくまでもイメージというか、あればいいなと思ったことですので、具体的にいい形の進め方をしていただきたいと思っています。

それでは、非核平和都市として、話を聞いていきます。

2017年、核兵器禁止条約が国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により採択され、今年1月、50カ国の批准により条約が発効しました。

それから、どんどんと批准が進んでいます。この前の12月10日には、モンゴルも加入して57カ国となっています。

既に署名した国が86カ国ありますので、逐次増えていくものと思います。

こういうことにより、国際法で核兵器は不法とみなす方向に進んでいっているわけです。

来年3月、その核兵器禁止条約の第1回締約国会議があります。それに向けて、ノーベル平和賞、核兵器禁止条約の採決に大きな力を果たしたアイキャンという国際NGOが、世界核被害者フォーラムを開催しました。日本のアイキャンジャパンというのがピースボートですから、ピースボートが主催の形をとって、本会を開催されたということです。

宿毛の太平洋核被災支援センターにも参加要請がありました。ビキニ被災者の証言を紹介したところでした。

12月3日にありましたので、インターネットで世界核被災者フォーラムを検索すると、い

つでもビデオが見られますので、ぜひ皆さんにも見ていただきたいと思います。

このビデオを少し見ていただいたのかもしれませんが、見ていただいたとすれば、感想をお聞かせ願いたいと思いますが、どちらかからお願いします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

核被害者フォーラム2021についての感想ということでございます。

御紹介いただきましたこのフォーラムの動画全てを拝見したわけではございませんけれども、核被災者や御家族の声、言葉などを風化させることがないようにすることが、大事であるというふうに、再認識をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

なかなか長いフォーラムでしたので、前編が2時間半、後編が2時間半というものでしたので、なかなか大変ですから、じっくりまた見ていただければと思います。

その中で、簡単にまとめると、世界にはたくさん核被災者がいることが分かります。ウラン採鉱などで核被害を受けたオーストラリアやカナダ、インドなどの人々の証言がありました。

それから、原爆や水爆実験などによる核被害を受けたカザフスタン、マーシャル諸島、日本、タヒチ、中国、それから退役軍人の証言があります。

被害者は、自分の健康だけではなく、家族や友人、住民が病気になり、亡くなっていくことに苦しみます。

子供や孫に被害が出ないかと、心配が続きます。

共通点としては、情報が隠されているという

ものがあります。どこも軍事機密に当たるということで、一切出てこないわけです。

そこで、自分に何が起きているのか、何が起こったのかを知るために、自ら情報を集め、収集しなければならないという戦いが始まります。

世界の人に、深く、苦しい証言や経験を伝える決意、何が起こったのかを、教育の中で伝えていくことの重要性が討論を通して共有されたのではないかと考えています。

核兵器禁止条約では、重要なテーマとして被害者救済があります。それに必要なデータは、日本の黒い雨訴訟やビキニ訴訟で積み上げた調査報告が、国際的な注目を集めているわけです。

例えば、マグロ漁船員の航海記録と、その後の健康状態の分析は、世界の核被害者救済への重要な手がかりになるからです。

ということで、太平洋核被災支援センターが声をかけられたということになっています。

そこで伺いたいと思います。核なき世界、核被害者救済に向け、宿毛市にできることはないのかということで、伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市におきましては、議員御承知のとおり、非核平和都市宣言を行った自治体で組織をされております日本非核宣言自治体協議会に、平成25年より加盟をしているところでありまして、議員提案により、昭和60年7月に制定されました宿毛市非核平和都市宣言におきましては、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであり、宿毛市は核兵器をつくらず、持たず、持ち込まずの非核3原則を、将来ともに厳守すること。そして、核兵器完全禁止のため、本市を非核都市として広く呼びかけていくこととしており、本市におきましては、引き続き、

この宣言の趣旨や目的を十分に尊重してまいりたいと考えているところでございます。

また、教育の観点からも、戦争の記憶を次世代へ継承するための平和学習や、体験学習を引き続き行っていくことも大事であると考えているところでございます。

なお、これまでもビキニ環礁水爆実験に関連し、健康に不安をお持ちの方から相談があった際には、健康状態の把握を行い、相談者の了解を得まして、幡多福祉保健所へおつなぎをさせていただいておりまして、今後におきましても、高知県が実施する健康相談事業等による取組の実績や、動向を確認する中で、緊密に連携を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 非核平和都市として、具体的に進めていく事実というのを、重ねていただければと思うわけです。

フォーラムでもありましたが、事実その核被災というものが、核の恐ろしさがどのようなものかというのが、人々にリアルに知らされていないという現実があるわけです。

ですから、教育や市民啓発の中で、広島、長崎の被爆者はもちろんのこと、ビキニ被災船員のこと、船の航海記録からいえば、宿毛で200人ほどの乗組員が当時いました。そして、世界各国に、核実験やウラン採鉱・精製での被害者がいること。こういうことを多くの人に知ってもらいたいと思うわけです。

そして、核被害者に出会い、行動することが重要なわけです。ぜひ市民が被爆者、核被害者と出会い、体験を聞く会を設けてください。

原爆被爆者やビキニ被災船員は高齢となっているので、この時期を逃さないでいただきたいと思っております。

それから、外国の人々と中高生、市民を交えての互いの文化や歴史、平和について学ぶことも大事です。

ウイグルやカザフスタンの核被災の状況を知る留学生、広島や徳島、私も知っている方がいます。お呼びできると思います。

そういうことも含めて、ぜひ企画もしていただければと思っています。

ウイグルの大学生は、帰れない状況なんだと。100万人規模で収監されている現状、身内にも、そこで実験がされましたので、被害を受けているんだという話を聞いています。

そういうことですが、今言った啓発などについて、そういうことを検討は可能かどうかということでお聞きしたいと思いますが、よろしければお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るお話を頂きました。やはり、被害者の方から、直接お話を聞くというのは、非常に大切なことだと思いますので、またどういった形がとれるのか、また一緒になって考えていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。ぜひ、何か一つずつ進めていければと思うわけです。

特に、学生などの交流があった場合、すごくふだんの生活の興味から、お互いに交流がなされます。そうすると、言葉も、二、三日つき合えば、かなり通じるようになるわけですね、お互いですね。

面白いもので、お互いに日常の会話をしながら、それぞれの文化とか生活の背景とかをつかんでいきます。私たちよりも、一気に国境を越

えるつながりができたという感じがします。今は携帯ですから、1年前に会ったカザフスタンの学生などが、いまだに携帯などで交流が続いているということが起こっています。

次です。

それから、禁止条約への支援にもなるわけです。大きな支援になります。

ビキニで核実験が行われた昭和29年から30年代に操業したマグロ漁船員、この人たちの歯からは、正確に当時の被曝線量が測定できません。仲間の船員の消息も、なかなか紙で調べて、調査をしたいといっても、機密保護の問題でできませんが、もしそういう方々の話が聞けるといふか、集まるのであれば、大変な世界の被災者の救済に役立ちます。

歯科医や行政が可能な範囲で協力してもらえば、世界の核被災者の救済が一步も二歩も前進します。

こういったことで、例えば歯科医のところにはチラシがあって、心当たりのある方、治療したときに、歯を抜いたときには提供してくださいというのがあれば、その船で被災した、何ミリシーベルト被災したというのが出てくるわけですね。

そうすると、どのぐらいの被害が遭って、どのぐらいの健康障害が起こったか、これが如実に出てくるわけです。今、これが求められているということになりますので、可能な範囲で、でも行政として協力していただければ、一気に世界の動きが変わっていくはずですよ。

こういうところでも協力していただければ、できる範囲で協力していただければありがたいと思います。

この件について、ちょっと難しいかもしれませんが、答えられることがあったらお願いしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通告時に聞いておりませんでしたので、自分たちも確認をとらないといけないとは思いますが、担当課と県のほうからも情報を頂く中で、少し検討といいますか、どういうことなのか、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そうですね、通告のとき、この件は全然出していませんでした。フォーラムを見ながら追加した案件でした。

こういうことが世界で求められているということになるわけです。法的な問題は当然ありますが、本人の意思によって提供したいというのが広がっていくと、知るということが、一番大事なことになるかと思っておりますので、ぜひ何かできることがあったら、一緒に考えていただきたいと思っております。

それでは、次に、危機管理の件について、伺いたいと思っております。

これまで香美市や本山町、大豊町、土佐町、大川村では、米軍機の低空飛行が問題となってきました。しかし、2019年から突然に四万十市、四万十町、黒潮町など、幡多にも米軍機の低空飛行が急増し、近隣住民が不安に感じているという現状があります。新聞に時々出てきますね。

例えば、目撃機数、県の資料から拾ったもので、かっちはいきません、機数となると。目撃件数は出ますけれども。

2016年、県全体で53機、2017年で、県全体で17機、2018年、39機、そして2019年には、一気に155機。そのうち14機が幡多ということですよ。

去年は、328機、そのうち幡多が70機ぐらい。そして今年、1月から6月までで15

4機、そのうちの幡多が45機と、四万十町からこっちということで、拾ってみました。

少し正確性に欠けるかもしれませんが、大体こんなところだと思います。

とすると、今年2021年には、300機ぐらい県内で飛んで、80機から90機ぐらい、幡多で報告があったんだろうと思います。

けれども、実際に見ると、四万十市とかの報告が入っていません。けれども、毎日のように聞こえるよという、夏頃よく聞きました。オスプレイも見たと。

ということで、報告の、この地域では、それほど大きな心配はなかったものですから、山間部と比べて。連絡網というか、情報収集体制ができていないんじゃないかと思っています。

そういうことについて質問します。

まず、幡多での米軍低空飛行の増加に対する市長の所見を伺いたいと思っております。

また、市民からの低空飛行の目撃情報があれば、どこに伝えたらいいのか。収集体制について伺いたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知県では、長年にわたって県北部の嶺北地域など、いわゆるオレンジルートで低空飛行訓練を行う米軍機が度々に目撃をされているところでございます。

過去には、県内で4回の米軍機の墜落事故が発生しておりまして、低空飛行訓練は住民に不安を与えているといったところでございます。

今城議員のほうから、四万十町が幡多ということでお話ありましたが、その議論については置いておいて、県西部では、四万十町を中心に、目撃回数が増加をしております。中には配慮があるべき夜間及び休日における飛行や、低空

飛行も確認されていることから、住民の不安はさらに増大しているのではないかと考えているところでございます。

こうした不安を抱かせる訓練が続けられていることは、安全安心を守る立場の者として、誠に遺憾であると考えているところでもございます。

なお、情報収集体制につきましては、高知県に関わる米軍の訓練等の情報がある際には、高知県より情報提供がなされており、また宿毛市内において、米軍機の低空飛行訓練等の目撃情報があれば、その都度、県へ報告することとなっているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 去年は私の住んでいるところにもプロペラ機が、自衛隊機なのかもしれませんが、結構低いところを何回か飛んだなという記憶がありました。

ですから、こういうのも報告件数とすれば、上がっていているんだと思います。記録用紙を見れば。

ということで、報告が重なると、米軍の訓練なのか自衛隊なのかということも、チェックはできると思いますけれども、危機管理課でよろしいんでしょうかということと、報告事例はどんな感じか、記録から見てみると、こんな感じでいいのかということと、目撃者名、誰ですがということで、例えば、12月13日10時20分頃、時刻、それからプロペラ輸送機2機、機体ははっきり見えたとか、あるいは音だけだったとか。ガラス振動がする轟音だった。福良集会所の上空、西から東へ飛んだ。このような記録がなされています。

こんな感じの報告でいいんでしょうか。危機管理課にかけたらいいんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市内におきまして、そういった米軍機であろう低空飛行を確認した際には、危機管理課のほうまで一報を入れていただければ、職員がそのときの状況を聞き取りさせていただきたいと思っております。

今城議員が言われたように、県からも市町村に対して、飛行訓練の情報につきましては、様式を定めまして、この様式で報告をしてほしいということがありますので、できるだけその詳しい状況を職員が聞き取りする形で、うちの職員が作成して、県のほうに報告したいと考えておりますので、皆様の情報提供をよろしく願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） わかりました。ぜひ、幡多で、四万十市、黒潮町、結構、毎日聞こえるんだという話を聞いていますが、報告が上がっていないということで、幡多地域の市町村とかで連携して、また集約をすれば、新しいことがつかめるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思っております。

幡多が連携で情報集約という件について、よければお答えください。検討していただけますか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やや県下全体の話になってこようかと思っておりますので、各市町村から県のほうに情報を流して、県で集約したものを、また各市町村に下ろしていただいたらいいのではないかというふうに思います。

また、そういった危険な訓練等が頻発に起こるようであれば、そのことについては、幡多の首長会で相談をするということもいいのかなどと思いますが、情報収集を幡多で1回集めて、それから県に上げるということになると、タイムラグも生じますので、県のほうで集約をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 集約は県でしょうけれども、実際に事実があるという話が、市民同士で聞くと。けれども、記録に残っていないということがあります。

ということは、市に通報していないわけですよ。心配はしているんですけども、市に連絡していない。そうすると県に上がらない。ということは、どういうことかということ、確認して、行政として地域で確認して、まず市にあげてもらいましょうと。何かあったら報告してくださいというのは、各市町村でよくあるところはそれができています。必ず報告してくださいですから1分違いでも、別の地域からどんどん上がってきます。

けれども、余りそれが少なかったところはないですので、最近、毎日来ているよと聞くんですけども、上がっていないんです。

ということのないように、ぜひ危機管理課同士で交流して、各市町村に上がってくるものをつくらせていただければと思うわけです。

そういう取組、連携がなされると県に正しく状況が上がる。

新聞でもよく出てきます。やっぱりこういう状態は、日本の航空法に完璧に違反する訓練になっている。

日米地位協定の問題というのを、こういうことの報告で、やっぱり米軍に要求していかなければ

ならないんだ。こういうのは、新聞の社説でも出てきますよね。

ということで、そういう取組、お願いしたいと思うわけです。

もう1回聞きます。そういう通報体制というのは、地域で上がっていくような形をとれないかということですが、もう一度お尋ねします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

市民の方々が、米軍であろうと思われる低空飛行を確認された際に、要は市町村、きちんと自治体が、いわゆるうちだったら危機管理課のほうに情報が上がってくるような体制をとるという質問であったかと思えます。

今城議員が言われるように、宿毛市におきましては、関連幡多市町村との連携もしていますので、その中で、幡多の市町村に情報収集を行うとともに、また市民の方々がこういう情報があったら、危機管理課に上げたらいいんだ。それがなくても、市役所に時々、ヘリコプターは何なのかという情報は来ますけれども、またホームページ等で、こういった県に報告しているということを皆様に周知することで、目撃情報を、うちで受けやすい体制を皆様に周知したい、このように考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。ぜひその取組をお願いします。

まだまだ宿毛は少ないんだと思いますけれども、それが広がっていくことをお願いいたします。

次に、オスプレイ反対署名の件をお伺いします。

署名というよりも、出してきた報告ということとです。

1月26日にオスプレイに反対する宿毛市民の会が、知事宛署名1,337筆を提出しました。

その際、副知事は、オスプレイは誘致の予定もないし、検討もしない。そして県として、誘致に手を挙げることはない、はっきり述べました。

そこで市長に確認したいと思います。

宿毛へのオスプレイ誘致を検討しないということで、よろしいでしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

オスプレイ誘致について、宿毛市の姿勢ということでございます。

これまでの一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、国におきましては、本市へオスプレイを配備するといった具体的な配備計画もなく、オスプレイ誘致について、議論をした経緯もありませんので、宿毛市の姿勢といたしまして、お答えできるものはございません。

以上でございます。

同じ答えになっております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） このあたりが微妙な、いつも回答になるわけですね。

どう聞こえるかというと、宿毛市へのオスプレイ誘致も検討し得るということに聞こえてしまうわけです。

計画もないので、答えることはないという、いつもこうやって繰り返すのが心配ですよということを、いつも言っているわけです。メッセージがですね。

だから、全く国からの要望もないし、国の計画もないし、そんな話はない。宿毛市として、今、誘致を検討するという話ではないと。検討

しない。自ら手を挙げるものではない。こういう発言なら、よく分かるわけです。答えないという感じになっていきますので、もう一回聞きます。

宿毛へのオスプレイ誘致を検討しないわけですね。確認したいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 求められている答えと、言っていることが違うということなのかなとは思いますが、要するに、誘致について議論をしていませんので、手を挙げるも何も議論しておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） まあそういうことなんだろうということで、全く受け取る印象というか、県はオスプレイに手を挙げることはない。計画もないし、誘致を検討することもないと答えたのに対して、今の発言というのは、何か見当もし得るんだというふうに聞こえてしまうということだけは、言っておきます。

やっぱりしっかりと、これも核兵器と同じなんだろうと思います。オスプレイが住民の生活を脅かすという点では、核兵器と同じ構造を持っているということは、あると思うんです。

国防に必要なものだという点であっても、住民の生活や命を脅かす点で、心配なんですよという意味を持って、こういう質問をしてきたということがありますので。

何かこの点について、お答えできることがありましたら、お答えください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えすることは、別にございませぬ。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、今回はここ

までにします。

次の問題に入っていきます。

ゼロカーボンシティについて、伺っていきます。

今年8月、国連の気候変動に関する政府間パネルIPCCは、各国が取組を怠れば、気温上昇抑制は2030年代半ばまでに突破されると指摘しています。

ですから、取組が急がれているということになります。

そこで、ゼロカーボンシティ施策の進捗状況について、伺いたいと思います。

具体的な行動が急がれると思いますが、本年度中の実施計画があれば、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ゼロカーボンシティに関連する取組といたしましては、フードロス対策や庁舎でのウォームビスの徹底、自動車から自転車への移手段の転換を図り、健康づくりや子育て支援にも寄与することを目的として、電動アシスト自転車の購入補助を開始をしているところでございます。

また、来年度以降に策定を予定しております宿毛市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を作成するにあたり、他地域の取組事例等の情報収集を行う中で、参考となる事例の抽出を行っているところでございます。

今後、CO₂排出量を削減していくためには、住民や事業者の皆様の御協力が必要不可欠であると考えており、様々な取組を実施していきたいと考えているところでございまして、皆様の協力についても呼びかけを続けて、さらにしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 脱炭素生活について、市民の具体的な実践交流が行われて、暮らしの

アイデアと、大事なものは、そうしたことによるCO₂削減の成果です。自分がこういう生活をした。今月は約何キログラムの排出量を削減できた、というようなものがないと、恐らく実感が出てこないと思います。このような生活をすれば、今の生活の何割削減できるんだというのが、市民に広がっていくことが一番ですよ。

それがない限りは、なかなか行政にお任せして、自分は待っているだけの生活になるんだろうと思います。

そういうことで、実践交流と家計簿によって、カーボンフットプリントというのがあるので、これに幾ら出費したら、大体何キログラム減るんですよ。何キログラムになるんですよというのをやると、誰でもが、大体概算ができますから、そういったものの取組を、こういう生活をしたらこれぐらい減りましたというのが、広報に載ってくると面白いんだと思います。

ぜひ、市長の取り組んでいる自転車通勤してみました。今月はガソリン代、どれぐらい削減できましたということであれば、それによって排出量削減が概算できます。

こういった事例をどんどん広げていってもらおうという取組が必要じゃないかと思うわけです。ぜひ検討してください。

どうでしょうか、このような案ということで。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり数字で一つの指標として、数字というものは大切でありますので、そういったものを市民の皆様方にお示しをするということは、非常にいい取組だと思います。

どういった形でできるのか、さらに検討して、市民に広報していきたいと思えます。

市役所庁舎の中でも、昼食をお弁当とは言っていますが、家で作ってくるだけではなくて、

お弁当を買ってきたり、または歩いて庁舎の近くに食べに行ったりとかという形で、昼休みに自宅に毎回、車を使って帰っているのを、週に1回やめましょうという取組なんかもしているところでは。

これに関しては、どの程度のガソリンの減になるのか、そのことによって、どの程度のCO₂排出量の抑制になるのか、そういったものを示しながら、庁内ではやっていますので、こういったものを市民の方々にお示しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ市民生活の変化と同時に、その先にあるのは、多分、市の職員だと思いますけれども、一緒に取り組んで回っていくサイクルをつくってください。よろしくお願ひします。

それでは、次に、ジェンダー平等について伺っていきます。

日本が男性優位社会である現状と状況というのは、女性の政治参画とか雇用や賃金の統計を見ても明らかになってくるわけです。

そして、男らしさとか女らしさとかを規定する意識とか、文化が日常に差別やハラスメントを生んでいるという事実にも気がつかなければなりません。

そのような構造を改善していくという必要があるわけです。

そこでお聞きしたいと思います。

学校におけるジェンダー平等についての具体的な取組があればお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

近年、性的指向・性自認についての社会的関心が高まり、メディアでも取り上げられておりますが、その理解については、十分進んでいる

とは言えない状況であります。また、その割合は、調査によっては約10人に1人が、性的マイノリティとされているとの報告もあります。

さらにジェンダーの平等の実現については、持続可能な開発目標、SDGsにも位置づけられており、今後、非常に重要な目標であると認識しております。

学校教育におきましては、本年度改訂された中学校の教科書では、性の多様性についての記述が大幅に増えていると報道もある中で、本市では性的指向や性自認などの性の多様性について、各校の教育計画に位置づけ、保健体育や学級指導の中で、学習を行っているところであります。

また、学校によっては、出席簿など、これまで男女別の名簿ではなく、男女混合の名簿をつくるなど工夫をしているところでございます。

児童生徒の呼び方も、学校によっては、「君」「さん」から、男女ともに「さん」づけで呼ぶようにしている学校などもあり、学校教育の中にもジェンダーフリーの考え方が浸透し、様々な取組がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 進捗状況、分かりました。

高知市議会9月議会で、ジェンダーレス制服を、全ての市立中学校で採用することを求める請願が全会一致で採択されたということをお聞きしました。

ジェンダーフリー制服採用の検討が各地で進んでいるわけですが、宿毛市では、その動きというのはどうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の一般質問にお答えします。

男子生徒はスラックス、女子生徒はスカート

といった、垣根をなくしたジェンダーフリーの制服の採用は、各地域で進んでおります。ジェンダー平等の「にじいろのまち宣言」を宣言した高知市では、以前から女子生徒が防寒対策のため、スラックスを選択したいとの要望が生徒会を通じて学校にあり、学校内で協議を進めて、選択可能とした学校もあるとお聞きしております。

本市の中学校では、現在、男子が詰襟の学生服、女子がブレザーでスカートを制服としておりますが、個別の相談については、各学校において、対応していただいている状況でございます。

ジェンダーフリーの制服の導入については、これまでの学校の伝統や費用負担など、様々な検討を行う必要があります。即導入ということは難しいのではないかと考えております。

しかし、ジェンダーフリーの制服について、生徒が主体的に考えることは大事なことでないかと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解です。

高知市議会への請願は、性別で制服を決められることが深刻な精神的負担になっている子供たちがいるとして、スラックス、ブレザーなどのジェンダーレス制服を選択肢に加えることを保護者が求めたということで、採択。

これは、こういう自分の性認識との関わる問題も含め、それから単に女子はこういう寒いのに我慢しているんだという問題も含め、これも恐らく、女子はこうあるべきだとか、男はこうあるべきだとかという社会的な認識の側面というか、そういうはざまで苦しんでいるということになろうかと思えます。

これは、今言われたように、恐らく学校とか生徒会とか、十分に論議するということが、一

番大事なことなのかもしれません。

子供中心というか、子供の現実を捉えているんなら、どういうところを捉えているのかという論議を進めていくことを、ぜひ進めていくということが必要ではないかと思っています。

よろしくをお願いします。

続いて、市の施策ということで、若者の政治の要求として、よく上がってくるものが、選択的夫婦別姓や同性婚、割とこういうのが出てくるようです。

そして、性教育の充実、セクハラ対策などを進めてほしい。それから、多様な性を想定してくれと。これはどういうことかということは、家族の在り方の多様性という問題と絡んでくるのだと思います。

若者たちは、こういう認識になってきているんだということなんだと思います。

それでは、宿毛市のジェンダー平等施策の進展について聞きたいと思いますが、何か一歩進めるようなことを考えていることがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知市のにじいろのまち宣言による、パートナーシップ登録制度については、報道等を通して承知をしているところでございます。

宿毛市では、これまで人生のパートナーとして生活する同性カップル等についての調査を行っておらず、その実態は把握できておりません。

また、高知市の登録制度のきっかけとなったような相談事や問合せ等も、これまではないというのが実情であります。

本市といたしましては、現在のところ、高知市と同様の登録制度について、設置の検討は行っておりませんが、こういった制度の在り方や、これも重要な課題であるLGBTに関する理解

を深める取組など、人権課題全般について、今後、予定しております宿毛市人権施策に関する総合計画の改定の中で、差別解消に向けた具体的な取組を検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

今後、進めていくという形、具体的な形は、こういったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 恐らく、具体的に本当にピンチに陥っているとか、困っている方がいるという、こういうことの解決が先に出てくる必要があるんだと思います。

パートナーシップ制度でいうと、高知市は同性パートナーシップ証明制度を導入して以来、現在、夏には2組だったようですが、今、9組になっています。

LGBT宣言も行いました。そして、東京都も始めるようです。証明制度。全国では、130自治体、そして登録者数は2,277組になっています。まだまだ数は少ないですね。

しかし、自治体でいうと、日本人の半数をカバーすることになりました。東京都の分が入ってきますね。

日本人の半数をケアする状態で、このパートナーシップ証明が動いてきたと。宿毛市でも、具体的に検討してみたい時期になってきているんじゃないかと思っています。

高知の取組においては、レインボー高知とか、セクマイ倶楽部～土佐～という団体があるようですので、こういうところの要請とか、市との意見交換により、「よし、いこう」という話になったという話を聞いています。

法の体系の中で可能なことで、支援できることをきっちりとやることで、ケアができるという側面が多くあるということを思えば、こういう制度を使って、ピンチになったときに、その

人たちを救えるという体制を、市からメッセージを出すということになるかと思っておりますので、ぜひ宿毛市でも検討を進めていただきたいと思います。これについては、いかがでしょうか。検討をしてみるということについて、どうでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどお答えをした内容でございます。

今まで、これについては検討していないということではありますが、制度の在り方や、これも重要な課題である、LGBTに対する理解を深める取組など、こういったことについて、宿毛市人権施策に関する総合計画の中で、取組を検討していきたいということでございますので、そういった形の中で、こういったものの必要性についても、検討をしてみたいと答えたいつもりでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ具体的に、啓発のレベルから具体的に構造を変えるという動きに、急いで取り組めるような動きをお願いしたいと思っています。

それでは、最後の内容に入っていきます。

特別障害者手当です。

前回、一般質問させていただいた特別障害者手当は、二十歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時、特別の介護を必要とする方に対して、月2万7,000円が支給される制度ということです。

これについての取組です。支給対象者、ケアマネジャー、施設職員や医師、つまり直接関わっているのは理学療法士などでしょうか、などへの制度周知の状況や、申請への手だてについて、進捗状況をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

9月議会の後、御家族や関係機関、ケアマネジャー等から数件のお問合せをいただいたところでごさいます、その制度について、御説明をさせていただきました。

また、今月からいろんなところに周知をするということで、要介護認定等結果通知書を送付する際に、特別障害者手当の説明文書を同封をさせていただきことといたしました。

このことによりまして、御本人や御家族はもとより、ケアマネジャーや施設の方等にも、一定の周知ができるようになったと考えておりますので、お問合せをいただいた際には、引き続き、丁寧に御説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

ということは、通知書の送付により、対象者全員に渡っていくということですね。通知は渡る構造はできたということになります。

あと、認定基準等複雑な問題があるので、本人がそれに該当するかどうかというのは、まだまだもう少し工夫がいるのかもしれない。

今も報道などでも、各市町村も徐々に進んできている状況も、宿毛と変わらないのだと思えます。

新聞などで見ても、一番先に出てくる文章が、障害者手帳がなくても、要介護4・5の人は受け取れる可能性がある。可能性ですよ。すなわち、全てではないですけども、要介護4・5の人は、受け取れる可能性があるということ。ということは、ここで受給対象者は、自分も範囲に入っているかもしれないという認識がある必要があると思うのです。

これは、まだ知らなかった人が多かったわけですね。

そして、幾つかの認定基準がありますが、次の点も、各市町村でまだ認識が図られていない部分があるようです。

肢体不自由の場合は、両腕、両足、体幹のいずれか一つに当てはまり、8項目の生活動作を判断の上、認定するんだということで、もう一回言うと、肢体不自由の場合は、両腕もしくは両足、もしくは体幹いずれか一つに当てはまり、8項目の日常生活の判断を認定すると。

そして、肢体不自由以外の場合は、その障害の場合は、両目、両耳、その他の身体機能、精神障害のうち2つ以上の障害が重なっていること。そして生活項目の8項目に判断上認定するということの立てつけが交ざって、例えば両手と目が見えないといけないという捉え方があるところが、まだあります。ということ、こちらでも確認しています。

ですので、一つでよい項目と多重でないといけない項目があるということも、対象者は知るといわけですね。

そこがもう一步、進めていく必要があろうかと思えます。

確認したいと思えます。

例を挙げてみます。こういう例が対象になるのかということ。

例として、独りで座っていることができない程度、体幹の問題ですね。独りで座っていることができない程度。または独りで立ち上がることができない程度に障害があって、そしてボタンのシャツを止めたり、かぶりシャツの脱ぎ着ができないなら、市の窓口にご相談してみてくださいと、こういう感じでよろしいか。

独りで立ち上がれない、例えば、両足に問題があるということで、独りで立ち上がれない。そして、8項目の中で、シャツの脱ぎ着が自分

できない、ボタンが留めれない。表から見ると、完璧にこれは、あと診断書が要るわけですけども、入ってしまいます。

こういう状況であれば、市の窓口で相談してみてください。こういう感じでよいか、確認したいと思います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今城議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、言われました一例につきましては、その状況がどこから起因したものなのかとか、いろいろ、そこについても、障害程度認定基準というものに、一つ一つ照らし合わせながら、判断をさせていただく形となると思うのです。

そのために、今、言っていたことについても、窓口に来ていただきましたら、一つ一つ、その内容について、丁寧に対応させていただいて、対象になるのかどうなのかというのは、そこを踏まえた上で、判断になるかと思しますので、特別障害者手当という制度そのものが、かなり複雑なものになっておりますので、一例を挙げて対応できるというものではないということも、一定御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今言っていた行政側の、市側の言葉としては、分かります。判断をする側の立場は分かります。そういったことで判断していること、もちろんそうなんです。細かい判別基準がある。

ただし、対象者の皆さんが、申請できるかもしれないと思って、申請できるという窓口は広げないといけない。

だから、自分から控えて、申請できる人が申請できなかったということにならないようにしていただきたい、という話を私しております。

とすれば、これは審査してみる必要があります

すねという状況の判断としては、今あった肢体不自由の一つに値して、あと8つの生活基準表、タオルを絞ることができないとか、ボタンをつけれないとか、あるいは独りでつけれるとかという特典があるわけですね。

とすると、そこに係る領域に来ているなということ、対象者あるいは介護者が分かるということが必要だと思いますので、今言ったものは、自分は窓口で相談していいレベルだと思っています。ですよね。

ひょっとしたらかかるかもしれないということで、相談するぐらいのレベルが、そこじゃないかと。

要介護4の場合でも、話ができるけれども、車椅子で、常時介護が必要という場合も、非常に認定は難しいかもしれませんが、窓口には入っているから、要介護4の人でもなる人があるわけですね。という話だと思いますので、そのあたりが分かるというか、窓口を広げるというか、本人たちも申請してみようかと思う、窓口を広げるということの考えで聞きました。

そういう感じで、お願いしたいと思います。

何かありましたら、お願いします。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 下手な質問でごめんなさい。

窓口を広げる意味で、先のような、ここにかかるなと思う人たちが、相談していける状態をつくっていただきたいということですが、もう1回聞きます。その件に対して、いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

9月議会において、特別障害者手当の制度について、議員より御質問いただいたことにより、一定、お問合せなんかもいただきまして、周知

も図ることにつながりました。このことにおきましては、大変感謝申し上げます。

一つ一つ、先ほども申し上げましたが、この制度におきましては、なかなかいろんな角度から見ていくという視点が必要でございます。本当にこの制度内容も広げていきまして、一人でも多くの方が対象になればという気持ちで、窓口でも対応させていただいておりますので、該当になるかもしれないと思われる方がいらっしやいましたら、ぜひ福祉事務所のほうの窓口でお問合せをいただきたいと思っております。

丁寧に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

最後に、9月以降、新たな申請状況がありましたら、構わない範囲でお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

新たな申請件数といたしましては、1件となっております。福祉事務所におきまして、今、審査を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、今後につきましても、ケアマネジャーや施設の方、関係機関のいろんな方と連携をとりながら、制度についての理解や周知について、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 新たな申請者が一つ出たということで、これが進んでいくことというか、自分から申し出て、申請されたという事例が増えていくということは、恐らくどんどん進んでいくんだろうと思っております。

最後にお願いしたいことですが、ケアマネジャーが、恐らく行政との間で一番、患者の側面が分かっていると思いますから、ケアマネジャーが、もうそろそろ対象になるなどというように分かるということが一番早いかもしれません。

意見交換とか情報交換、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時37分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。中途半端な時間帯になろうかと思っておりますけれども、以下通告しておる内容について、市長並びに教育長に対し、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、これまでもこの議会において質問してまいりましたが、宿毛市において、人口減少と少子高齢化の波が一向に改善の兆しが見えないとの判断から、あえて市長に対し、質問をいたしますことを御理解を頂きたいと思っております。

人口減少と少子高齢化が進むことに対し、我々議会としても、見逃すことのできない大きな課題でもあると思っております。全議員が一丸となって問題解決に向け、取り組まなければならないのではないかと考えます。

そこでまず、はじめは人口減少と少子化対策について、市長にお伺いをいたします。

宿毛市の現状と市長の認識について、お伺いをいたします。

高知県は、全国に先駆け、人口減少と少子高齢化が進んでいると言われております。

先日は、高知県の総人口が95年ぶりに70万人を割ったとの報道がありました。高知県の中でも、特に郡部に位置する宿毛市をはじめ、多くの自治体では、大変な問題となっているのであります。

現在の宿毛市を見た場合、少子高齢化に歯止めがかかっていません。

一方、人口減少という問題は解決されていません。昨年の3月に作成した宿毛市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、国立社会保障・人口問題研究所は、国勢調査を受けた推計によると、令和22年、つまり19年後には1万2,756人まで減少すると推計しています。大変厳しい推計であります。

こうした厳しい推計を受けて、問題の解決をしていくことは、宿毛市行政が抱える大変重要な問題であり、喫緊の問題でもあります。

中平市長も、この問題について強く認識されております。過去2回の市長選挙においても、宿毛市が抱える課題の中で、最優先課題であるとの認識を示しております。

そして、その解決に向けて、真正面から取り組むことを市民に約束をされています。

当時の新聞報道によりますと、第1回目の市長選挙に勝利をしたとき、声高らかに、人口減少を食い止めますと、市民に対し強く抱負を述べています。

人口の減少と少子化による影響は、端的に購買力の減少にあらわれておりまして、市内の店舗の廃業が続く一方、経営基盤の弱い本市の事業者の中には、経営権が県外の事業者へ移る等の問題も生じております。

また、人口の減少は、ほかにも税収の落ち込み、教育分野をはじめ、福祉、介護問題等、市民生活のあらゆる分野において、大きな負の影

響を及ぼしているのが現状ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

先日、配布された広報すくもの12月号によると、令和3年11月1日現在の宿毛市の人口は1万9,573人とありますが、市長就任以降、人口の減少を食い止めるために、移住の促進をはじめ、あらゆる対策を講じてきたと考えます。

市長就任時における人口は何人であり、就任以降の対策により何人増加したのか、まず市長に、就任後から現在までの人口動態について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

市長就任時の人口と、現在の人口についてでございます。

私が市長に就任いたしました平成27年12月時点は、本市の人口は2万1,598人であり、平成28年度より、企画課内への移住定住推進室の設置や子育て支援策の充実など、定住促進、人口減少対策に取り組んでまいりました。

その結果、平成28年度から令和3年度までの6年間で、県外からの移住者数は425人を数えておりますが、本年12月1日時点での本市の人口は、1万9,542人であり、この6年間で2,056人の人口が減少している、そういった厳しい状況でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長からいろいろ取組をしたけれども、2,000人を超える減少ということが言われました。

市長就任時からの動向については、今、市長が答弁されたわけでございますけれども、一つの問題を解決しようとするなら、現状を把握、分析をする中で、原因はどこにあるのか、しっかりと認識して、対策を講じなければならない

と考えます。

市長として、宿毛市において少子高齢化が進む現状について、どのような認識をお持ちなのか、まずお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少子高齢化、国全体の問題でもありますが、現在、国、県等の支援も受けながら、人口減少対策の推進に努めておりますが、人口減少、少子高齢化が進んでいる状況にありまして、本市におきましては、少子化の進行に加え、特に若年層の流出に歯止めがかからないことが、さらなる人口減少につながっていると感じているところでございます。

このような状況の中、本市におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけるよう、様々な取組を行っているところであり、今後も引き続き、諦めることなく、強く人口減少対策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、若年層の流出の問題が話されました。実は、私の孫も、この4月に大学から千葉県の実業に就職ということで、1票が減ったということでございます。

市長として、宿毛市の人口減少が進むことについて、どこに問題があるとお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり問題については、一口ではなかなか言い表せないところもあるのですが、議員も御存じのように、本市には海、そして川、山、そして素晴らしい有人の離島もございます。

そういった豊かな自然が産業や人を育み、人情や気風が培われた歴史・文化のあるすばらしいまちであると、私自身も思っているところでございます。

しかしながら、全国的にも出生数が低下をしております、また首都圏から離れた地理的条件によりまして、先ほど、議員からもお話ありましたが、進学や就職などによって多くの若年層が、都市部や、そしてこれも問題なんです、県内におきましても高知市周辺に、特に転出するなど、他の地方都市と同様の課題・要因によりまして、人口減少が進んでいるというふうな分析、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次に質問をさせていただきますが、現在の宿毛市を見た場合、人口減少傾向が端的に表れており、非常に大きな問題として挙げられるのは、山間部や限界集落地域と言われるところで生活をされている方が多いのではないかと思います。

私は、高齢化が進むにつれ、人口が減り大変な思いで、日々の生活を行っている地域の皆さんに寄り添う活動等の推進に取り組むべきであると考えます。

このような中にある宿毛市において、人口減少の波をまともに受けているのは、まさに限界集落といわれている地域や山間部ではないでしょうか。

人口問題を考える上で、大変参考になると思いますので、今こそ宿毛市独自の集落の実態調査を行い、集落が掲げる問題がどこにあるのかを明らかにする中で、対策をしていくことが重要であると考えます。

私は、集落の実態調査を行う中で、現状や問題点を明らかにし、それをもとに、今後どのような対策をしなければならないかと考えます。

高知県は、本年度、県内の50人未満の全集落において、その実態調査をすることとしていると聞いております。既に調査が終わったところもあろうかと思えます。

そこで、宿毛市として、独自の集落の実態調査をする予定があるのかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

集落実態調査、非常に大切だというふうに思っています。

先ほど議員からも紹介ありましたが、今年度、高知県による県内のおおむね50世帯未満の集落を対象としているようでございますが、10年ぶりに集落実態調査が実施をされているところでございます。

調査の方法につきましては、各集落の代表者等から、直接、地域の課題や住民の皆様の声を、対面をして聞き取りをさせていただくものとなっております。県内では約1,560地区、本市におきましても65地区が対象となっているところでございます。

この聞き取りの調査に当たりましては、市役所の職員も、できる限り同行をさせていただき、一緒に地域の声を聞かさせていただいているといったところでもございます。

調査結果につきましては、高知県からは、宿毛市への共有、そういったものも共有いただくとお聞きをしておりますので、今後の様々な施策の参考とさせていただきたいと考えているところでもございます。

そうしたことから、本市独自での集落実態調査を実施する予定はございませんが、先ほど申しましたように、同席をさせていただいている市役所の職員、そして県からの情報を頂く中で、今後は市政懇談会をはじめ、様々な機会を通じ

まして、地域の実情や御意見をお聞きをし、できる限り市政運営に生かしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほど、市長から、県では50世帯未満という地区の1,560地区を調査をしているので、宿毛市独自の取組はしないというお話でございました。

集落の実態調査を行う中で、現状や問題点を明らかにし、今後、どのような取組と言うか、対策をしなければならないかについて、考えていかなければならないと思っております。

再度、このことについて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたように、宿毛市独自ではしませんが、ある意味、一緒にやっているという形で捉えていただければと思っております。

人口減少、少子高齢化により、地域生活を支える基盤や地域コミュニティ機能の維持が非常に難しくなってきておりまして、様々な生活課題が出てきている、そういったことは十分、承知をしているところでございます。

高齢化や高齢単身世帯、特に独居の方の増加などによりまして、地域の支え合いの仕組みづくりや移動手段の確保、生活支援の取組などが、今後ますます重要になってくると考えておりますので、引き続き、安心して生活していただける地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

やはりこういった限界集落で生活をするに当たっては、医療の問題も非常に大切になってこようかと思えます。離島においてもそうでございます。そういったものを、どのように安心し

て生活できるようになるのかという形の中で、医療関係者の方々とも相談をしながら、遠隔での診療であったりとかといったものも、実証実験の形で、現在、取組を進めさせていただいているところでもございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 宿毛市の取組というか、市長の決意。実態調査はしなくても、宿毛市の職員も同行しながら、県と一緒に、実態調査活動に取り組んでおるということで、宿毛市独自の実態調査は行わないということでございます。

そこで、1点お伺いします。

限界集落といわれておる地域への対策の推進は、宿毛市における人口減少対策につながるものと考えます。市長の限界集落といわれている地域の対策についての所見、先ほど少し触れましたけれども、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複するところがございますが、様々な問題がある中で、特に高齢化、それから高齢者の方の単身、こういった方々がいるいかな不安であるとか、買物難民という言葉もありますが、買物の面、そして医療の面、いろいろな形の中で年をとっていきに当たって、非常に生活するのが不便な状況になっているのだと思います。

そういった形を、どれだけ公がカバーができるのか、しっかりと地域の方々のニーズも聞きながら、取組を進めていきたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面で、今の

市長の答弁もありましたように、地域の住民、そこで生活されている皆さんが、どういうニーズがあるのか、そこら辺りをしっかりと把握をしていただきながら、対策に取り組んでいただきたいと思います。

次は、国に対しての取組というか、働きかけについてお伺いをいたします。

全国的に人口減少や少子高齢化がもたらす問題を解決しなければならない、地方の自治体にとりましても、大変重要な課題であり避けては通れない問題であります。

しかし、一つの地方の自治体だけで解決することは、大変難しいことは理解をいたしますが、手をこまねいてばかりではられません。国は、全国各地の地方の置かれた現状を受けて、大変、遅きに失した感はしますが、ようやく対策に乗り出そうとしております。

地方からそれぞれの自治体の掲げる問題について、声を上げていくことは大変重要なことでもあります。

そこで、国に対する取組というか、働きかけであります。国に対して、地方の現状を訴える取組を継続していかなければなりません。どのような働きかけをしてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国に対しての要望活動ということでございます。

地方におきましては、様々な課題が山積をしております。国に対しての要望活動は重要でございますので、これまでも市から直接、あるいは市長会や、そして県、それぞれ団体や組織などを通じまして、要望活動は積極的に行っております。

また、私自身も東京出張時などには、有効に

時間を活用いたしまして、国会議員や関係省庁などへの要望活動なども行っているといったところでございます。

要望内容につきましては、人口減少や少子高齢化対策、防災対策、社会基盤整備など、特に近年は高速道路の整備について、要望活動を行っているところでございますが、こういった交通基盤は、社会経済活動の土台となり地域経済の活性化への効果が、人口減少対策や流動人口の増加にもつながるものであると考えているところでございます。

先ほど来、お話にありました、若者がこの地域になかなか定住ができない、仕事がない、いろいろな形、こういったものにも社会基盤整備というのは大切になってこようかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 大変難しいというか、言うは簡単だけれども、実際、生活する皆さん、しておる皆さんの苦労というものは、大変なものであるということを理解をしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

私は、人口の減少と少子化問題を考えたとき、一番は、安定して働くことのできる場を確保していくことが、何よりも重要であると考えます。

今日の宿毛市を見た場合、働く場があったとしても、その職務内容は、パートとか臨時職員が非常に多いのが実態ではないでしょうか。

そして、今日の経済状況を考えると、新たに企業数社はあるようでございますけれども、新たに企業の誘致をすることも、大変、厳しい状況でないかと考えます。

少子化問題を考える場合、医療面や子育て支援等の環境整備も充実しなければなりません、今回は、安定をした職場を確保する一つの対策

として、私なりの考えを申し上げ、質問をいたします。

市内で一番安定していると言われているのが、市役所で働くことではないでしょうか。しかし、職員の雇用形態を見ると、非常に会計年度任用職員が多いのではないかと思います。

まず、宿毛市の会計年度任用職員の賃金状況の実態、会計年度任用職員として雇用している職員数を含め、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） この際、松浦英夫君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時30分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松浦英夫君の質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の会計年度任用職員の給与実態と職員数についての御質問でございます。

現在、雇用しているフルタイム会計年度任用職員の平均給与月額、約15万9,000円となっております。また、フルタイム会計年度任用職員数は51名、パートタイム会計年度任用職員数は59名の合計110名の職員を雇用しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、総務課長から答弁をいただきました。実態的には、110名、15万9,000円平均。

非常に、幾ら真面目に働いても、このような労働条件では、結婚し子供を産み育てることは大変なことではないかと思います。まさに少子

化対策を考えると、真剣にその改善に向けて取り組まなければならないと思います。

こうした取組や行政改革の取組に反することと思いますが、労働条件の厳しい会計年度任用職員の占める割合を減らし、正規職員化していることも、少子化対策を考えた場合、一つの対策につながるものではないかと考えます。

このことにより、正規職員化することにより、職員のモチベーションも上がり、市民への行政サービスの向上にもつながり、少子化対策の一助になるものと考えますけれども市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

職員の採用につきましては、今後も市の施策の推進や市民サービスの維持向上のため、適正な職員配置をしていく必要があると考えております。

そのため、引き続き、職員の年齢構成や技術・経験の継承等に配慮した、計画的な人員確保に取り組んでまいりたいと思っております。

また、会計年度任用職員に関しましては、市民サービスに取り組む上で、短期や中期的な事業において雇用させていただくこととしておりますが、勤務条件等についても、国の制度に沿った運用に努めることで、働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

人口減少や少子化対策としては、市の職員のみならず、安定した雇用を確保することは大切なことであると考えておりますので、引き続き、企業誘致や産業振興などに積極的に取組、雇用の確保をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひ、引き続きの取組の要請をしておきたいと思っております。

次は、財政支援についてお伺いをいたしたいと思っております。

中平市長は、自身が自転車に非常に関心があり、自転車によるまちづくりに向けて取り組まれ、自転車の普及に対して、多額の財政支援を行っています。

市民の健康づくりや、交流人口の拡大等を考えた場合に、そのことに対しては、一定、寄与していることについては理解をすることでございます。

しかし、今、市長がしなければならない取組は、自転車の普及を急ぐのではなく、少子高齢化対策なり、人口減少に対する取組を優先すべきではないかと考えます。

新型コロナウイルス対策として、政府から多くの財政支援が図られています。しかし、現在の宿毛市を考えた場合に、今こそ人口減少対策に向けて、財政的裏づけをもった対策をすべきではないでしょうか。

その一つとして、多子家族等に対しての財政支援であります。私としては、多子家庭等に対し、税制優遇を図る等、財政面での支援を行うことを求めていると思っております。

ヨーロッパの国の中では、多子家族に対し、固定資産税の免除や出産一時金を給付している国もあると聞いています。ぜひ宿毛市も、全国の自治体に先駆けて、多子家族等に対し、税制面での優遇対策を講ずるべきではないかと考えます。

こうした取組をすることにより、少子化や人口減少対策の一つとなり、移住促進策にもつながるものと考えております。

今こそ全国から注目される政策を打ち出すべきではないでしょうか。

市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

先ほど、松浦議員のほうから、自転車の普及に対しまして、多額の財政支援というお話がありました。この点につきましては、9月の補正予算で認めていただきました、これもコロナ交付金を活用した電動アシスト自転車購入費補助金、150万円でございますが、こちらを指しているのではないかと思います。

この補助金は、健康づくりや交流人口の拡大だけではなく、小さなお子さんを前や後ろに乗せることができる、そういった自転車の購入にも御利用いただけるということで、PRもさせていただいているものでございまして、子育て支援の一環にもなるなど、幅広い分野での活用が期待できるものと考えて、導入をいたしているところでございます。

私自身は、自転車にだけ関心があるわけではなくて、市長として、多くの課題を解決するために、いろいろなツールを活用していきたいというふうに考えているところでございまして、自転車というのが、その一つのツールとして取り上げさせていただいているところでございます。

ほかにもいろいろな取組できると思っていますので、皆さんと一緒に、いろんなことを、多方面にわたって、取組をしていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解のほどもお願いをいたしたいと思っております。

次に、御質問にある、宿毛市における独自の多子家族等への支援策につきましては、保育料等の軽減といたしまして、これまで同一世帯に18歳未満の者が3人以上いる場合に、3人目以降の3歳未満児や、そしてゼロから2歳に第1子、第2子がいる場合に、第2子に対する保育料を無料としておりまして、また、3歳から5歳の副食費も、市が負担をしているところでございます。

この保育料等の軽減の実績につきましては、令和3年3月1日現在、第3子3歳未満児の保育料減免、こちら649万1,000円で、対象の児童数が22人となっております。

同時入所、第2子無料は、206万5,000円となっております、こちらは17人。そして副食の無償化事業につきましては、1,417万5,000円で、267人となっているところでございます。

また、住まいにつきましては、子育て世帯や移住者を応援するため、宿毛東団地の分譲地を購入し、住宅を建築する方に補助金を交付する、宿毛東団地住宅支援事業費補助金制度を行っているところでございます。

この実績につきましては、令和2年度に宿毛市在住の子育て世帯1件で50万円、令和3年度におきまして、市外に5年以上在住した子育て世帯1件で150万円の交付を行っているところでございます。

また、税制面につきましては、個人住民税において、扶養家族が多いことで非課税や税額が減額される仕組みとなっております。

税制面における優遇策につきましては、若者子育て世代が住居を新築をした場合に、固定資産税の減免等を行っている自治体もあると聞いておりますので、引き続き、税制面も含めまして、多子家族や子育て世帯への支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

いろいろ先進事例も研究をさせていただく中で、財源的に非常に厳しいんですが、いろんな方策を考えながら、できる限りの、独自の宿毛市としての支援策を、市長就任以来続けさせていただいているところでございます。

さらに努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、るる市長から、

宿毛市が取り組んでおる内容等については、説明がございました。

ぜひ、これに限らず、他市町村等の先進事例を参考にするというお話でございますので、ぜひ、そういった面で、優しいまちづくりを目指して取り組んでいただきたいと思います。

最後にお伺いをいたします。

人口減少対策、並びに少子高齢化対策について取り組む、市長の強い決意をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

人口減少対策、そして少子高齢化対策について、私の決意ということでございます。

今年度のはじめの行政方針でも申し上げさせていただいているところでございますが、人口減少対策、そして子育て支援対策、さらには高齢化が進んでいる、この高齢化社会対策は、私の市政運営における基本理念に位置づけ、取り組んでいるところでございます。

移住・定住の促進、結婚支援、保育園の高台移転、母子保健事業の推進、宿毛いきいきサロンの開設など、これまでも様々な事業に取り組んでまいりました。

また、コロナ禍における若者支援の一環といたしまして、就職活動の遅れやアルバイト収入が減少するなど、不安を感じながら、日々、頑張っている、そういった市外在住の学生を応援するため、宿毛の特産品などをお送りをし、ふるさと宿毛を感じていただきながら、前向きに、ウイズコロナ時代を乗り越えていただけるように、学生応援ふるさと便事業も実施をさせていただいたところでございます。

本事業につきましては、コロナ禍におきまして、厳しい不安定な環境の中で、ふるさとと学生をつなぐ、大変好評を頂いた事業であったこ

とからも、再度の実施に向けまして、本議会に関係予算を提案させていただいている、そういったところでもございます。

加えまして、来年度におきましては、大学や専門学校等への進学により、市外へ転出された若年層のUターンの増加、帰ってくる方々の増加に併せて、奨学金返還に対する負担を少しでも解消することを目的として、奨学金の返還についての助成事業をスタートさせたいと考えているところでもございます。

今後におきましても、これまでの取組も継続して行うとともに、状況に合わせて、積極的に人口減少対策、少子高齢化対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

先ほども少し、答弁の中でも触れさせていただきましたが、東京等に出張した際には、宿毛市の関係者の方々に、宿毛のことを非常に心配して下さっている方が多くございます。そういった方々ともお話をする中で、いろいろな形で支援をしていただけるような、そういったお話も頂きながら、またお知恵も頂きながら、取組をさせていただいているところでございまして、さらにこういった支援拡充を図っていきたく考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長からあらゆる手段を講じてという部分がございます。私も大変、人口減少、少子高齢化の問題、大変厳しい真ただ中におる宿毛市のことを考えて、問題提起になればという思いがいたしましたので、質問をいたしました。

ぜひ、今後におかれましても、今の強いメッセージがあったわけでございますので、全力で取り組んでいただきたいと思います。

続いて、教育行政について、教育長にお伺いをいたします。

コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、宿毛市の教育現場でも、日夜取り組まれていることと存じます。本当に御苦労さまです。

そこで、6月議会でもお聞きしたと思いますが、宿毛市の取組について、どのような取組をしておられるのか、まず伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

教育行政におけるコロナ感染防止対策につきましては、文部科学省から出ております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じて、教育現場では対策を講じているところです。

衛生管理マニュアルには、例えば感染源や感染経路を断つことや、集団感染リスクの回避への対応といたしまして、密閉を回避するための換気の徹底、密集を回避するための身体的距離の確保、密接を回避するためのマスクの着用などの対策方法が記載されており、それに基づき、学校では手洗い、消毒、マスクの着用や清掃時における拭き消毒などの対策を状況に応じて感染対策を講じているところでございます。

また、各学校では、コロナの対策の財源を活用いたしまして、学校現場における感染対策を行うための消毒等の消耗品の購入や、非接触型体温計などの備品の整備を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、教育次長のほうから答弁をいただきました。文科省が作成をしたというか、作ったマニュアルに従って、宿毛市での取組を行っておるということでございます。

次に移りますけれども、本来は市長に対して

質問するべきであろうと思いますが、コロナウイルスの感染拡大が宿毛市の教育にも大きく影響をしているとの観点から、教育長にお伺いいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染拡大が少し落ち着いたとの認識から、GoToトラベルの再開と経済活動の再開にかじをきる政策を強化しようとしています。

こうした今日の政府のコロナウイルス対策について、教育長としてはどのようにお考えなのか、まず伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えさせていただきます。

政府の新型コロナウイルス感染対策について、この場で私が意見を申し上げることは難しいですが、学校現場における新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、これまで同様に、文部科学省から出ている、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じて、感染症対策を講じていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 答えは、だいたい分かっていたというふうに思いますけれども、おかしいものはおかしいと言える、政府、ちょっとそれはおかしいやないかという考えがあれば、正々堂々と発言をし、上申し、ものを言っていくという姿勢も必要かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

管理マニュアルが全てではないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、最近の新聞報道を見ると、コロナウイルスの感染拡大により、全国的に自殺や不登校の生徒や児童の数が多くなっている、との報道があったわけですが、宿毛市の状況は

どうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、お答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、全国的には令和2年度は不登校、自殺者共に、調査開始以来最多となっているという報告がございます。

本市の令和2年度の状況につきましては、不登校の児童生徒数は16名となっており、新型コロナウイルス影響前の令和元年度より、減少している状況にはございます。

しかしながら、幡多地域で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際など、自主的に登校を控えた児童生徒がおりまして、その際には、学校長の判断により、出席停止という措置が可能となっております。その場合は不登校の扱いということで、カウントはされておられません。

児童生徒においては、新型コロナウイルス対策により学校生活にストレスを感じていると思いますので、今後も引き続き、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を、組織的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次の問題も、6月議会で少し問うたかなという思いがしますが、重複する部分があったら、割愛をお願いします。

地域との連携について、お伺いをいたします。

学校の行事の中で、私としては、大きな取組が運動会ではなかろうかと思えます。

宿毛市の開催状況を見ますと、その運動会にも、保護者以外の観戦は禁止をしているところが多かったと思えます。

子供たちのふだんの取組の発表の場である運動会ではありますが、その運動会ですら、このような状況であります。

私は、こうしたことを見てみると、ますます学校と地域が離れていくという、許しがたい状況にあるのではないかと思います。教育長として、このことについて、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

運動会は、学校行事の中において大きな取組であるとともに、小規模の学校では地域の方々にも御協力をいただき、実施している学校もあります。

そういった中、昨年、今年と新型コロナウイルスの影響により、児童生徒の安心安全を第一に考え、運動会を実施するためには、学校現場としましては感染対策を講じる必要があります。PTAの方々とも相談する中で、保護者以外の入場禁止など、様々な入場制限を行った学校が多くありました。

このような措置は、コロナの影響を考慮し、一時的に対応したことでありますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

地域の方々には、円滑な学校運営のため、これまでも登下校時の見守りや挨拶運動、放課後の補充学習や部活動支援、郷土の伝統・文化芸能学習など、子供たちの成長に様々な御協力をいただいておりますので、今後も地域全体で子供たちの学びや成長を支えていただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これからの学校教育を考えた場合、地域との連携というのは、ますます強化しなければならないし、また地域の皆さん方のお知恵を教育の中に生かしていくという分での、大変重要な部分であります。そのことについては、教育長も理解をいたしております。

一例として運動会を申し上げましたけれども、

地域との連携、ぜひ今後とも強力に進めていただきたいと思います。

次は、就学援助の方法について、お伺いいたします。

私は、就学援助を必要とする家庭の実態の把握に努め、必要な世帯には公費負担の援助を含め、対策を講じていかなければならないと思います。

就学援助を必要とする子供に対しての宿毛市における実態把握の仕方及び公費負担の状況について、どのような取組をされておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） お答えいたします。

本市における就学援助制度につきましては、毎年2月から4月にかけて、学校を通じて各家庭に周知を行っているところでございます。

年度途中でも申請を受け付けておりまして、援助が必要となった際には、在籍する学校を通じて、随時、申請をしていただくことが可能となっております。

申請時には、申請者が援助を必要とする具体的な内容を申請書に記載していただいた上で、在籍する学校長から申請のあった家庭の生活状態について意見を付していただいております。

申請を受けた後、世帯構成や世帯収入等を確認させていただくことにより、就学援助を必要とする家庭の実態の把握に努めております。

公費負担の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が、比較的少なかったと考えられる令和元年度が、およそ2,440万円、多くの影響を受けたと考えられる令和2年度が、およそ2,244万円の支給となっております。令和2年度のほうが低い形にはなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今までの答弁の中で、宿毛市教育委員会は、文科省が策定をした学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、学校運営を行っているとのことでございます。

本マニュアルは、令和3年4月15日時点での最新の知見に基づき作成したものでありまして、今後、新たな情報や知見が得られたら、随時見直しをします。

このマニュアルは、先ほども申し上げましたように、文科省が策定し、全国の学校で適用をされております。

政府は、日本での新型コロナウイルスの感染拡大が一応落ち着いた感がするという一方で、先ほども触れましたけれども、経済活動の再開に向けてのかじを切ろうとしております。

しかし、最近では、オミクロン株の感染が全世界でも蔓延しているといわれております。

そこで、文科省が作成したマニュアルの改定について、教育長としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

文部科学省が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにつきましては、先月11月時点において、最新の知見に基づき、改訂がありました。

今回の改訂箇所は、感染状況のデータ及び分析の更新や子供への感染に係る知見の更新、さらには地域ごとの行動基準の設定の考え方の更新などがされております。

本市では、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省が示している本衛生管理マニュアルに基づいて取り組んでおりますので、今後も各学校においては、このマニュアルに準じた対応を行ってまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、これも6月議会で聞いたと思いますけれども、教員の長時間労働について、お伺いをいたします。

先日、宿毛市で長く学校での生活を送っていた方と話す機会がありました。

その中で、今日の宿毛市の教育を考えた場合に、教員の長時間労働の解消が最も重要な課題であると話されました。

まさに諸悪の根源は、教員の長時間労働ではないかと力説されました。私も全く同感であります。

話の中で、教員の早期退職や教職員の健康問題、そして土日出勤等によるサービス残業の実態についても話されました。

この問題は、宿毛市だけの問題ではありません。全国どこの教育現場でも言えることであります。

私は、6月定例議会において、鎌田教育長に対し、その実態や長時間労働の解消についての質問をしてきました。

鎌田教育長からは答弁の中で、この問題についての宿毛市での取組や取り組んでいる対策について、答弁があったところであります。

また、長時間労働の解消に向けて、国や県、他の自治体の状況を踏まえる中で、長時間労働の解消に向けて取組を進めてまいりたいとの答弁があったところでございます。

長時間労働を解消するために、まず教育現場での実態を把握することが大切であると思いますが、教育長として、就任後において、教育現場での長時間労働の実態を把握するために、現場の教員との話合い等してきたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

教職員の長時間勤務の解消につきましては、極めて重要な課題であると認識いたしております。

その実態の把握には、各学校の個々の教職員の勤務時間の確認を毎月行っているところでございます。

校長や教頭との面談や校長会などにおいて、勤務時間の短縮や業務量縮減の改善に向けた話を行う中、各学校でも全体で問題意識を持ち、時間短縮をはじめとする働き方改革の協議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、答弁があったのは、校長とか、その学校をつかさどるトップの方とは話はしておるけれども、現場との話合いについては触れなかったわけですが、その点、現場の生の声を聞く機会というのは、設けなかったわけですか。それについてお伺いします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、校長、教頭との面談の際には、そういった話をしてしています。

教員の先生方の話は、今のところ、まだ実施していませんので、その辺も今後、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） こう言うとあれですけども、学校を預かる校長、教頭の意見だけではなしに、現場の実際に働いておる皆さんの生の声を生かして、教育行政をつかさどっていただきたいというふうに思いますので、そういう機会をぜひ設けて、そしてコミュニケーションを図っていくことも重要であると思いますので、その取組をよろしくお願いします。

そして、長時間労働が、教育現場なり宿毛市の教育に一定の影響を及しているのではないかと考えますけれども、この点についてはどう理解していますか。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

教職員の長時間労働が及ぼす影響につきましては、一般的には、長時間労働により教職員が体調を崩してしまうことなどが考えられます。本市でも、長時間勤務をしている教職員もおり、大変危惧しているところでございます。

教職員が長時間勤務となってしまう原因につきましては、学校教育の質の向上や、児童生徒の健全育成のための授業の準備や教職員の研修、さらには児童生徒と向き合う時間の確保など、教員としての責任感のもと、業務に当たってくれていることが大きな要因であると考えております。

教育の質の向上と学校における働き方改革は、全国的な課題となっております。

非常に難しい課題ではございますが、本市でも学校と教育委員会が連携して、その改善に向けて取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 最後にお伺いいたしますが、先ほど触れました諸悪の根源といわれております長時間労働の解消に向けて取り組む、教育長の強い決意を、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

6月の答弁と重複いたしますけれども、本市においては、教職員の長時間労働の解消に向けて、夏期休業中の学校閉庁日の設定や、中学校では、部活動の休養日の設定、各種支援員等の配置など、様々な取組を行ってまいっております。

す。

さらに昨年度からは、教員の負担軽減につながる校務支援システムの導入をし、勤怠管理や情報の共有などに活用しており、このシステムを有効活用することで、教員の勤務の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

しかし、教職員の働き方改革は学校だけで成り立つものではなく、保護者や地域の皆様の御理解、御協力が不可欠であり、国、県、市町村が連携しながら、取組を進めていかなければ解決できない問題であると認識しております。

今後も、これまでの取組を継続しつつ、学校教育の質の向上も図りながら、教職員が働きやすい、やりがいのある職場づくり、そういった環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今回は、先ほども触れました、抱える問題の中でも大変厳しい、人口減少の問題とか少子高齢化の問題、そして教員の長時間労働の問題、宿毛市だけの問題ではない部分もあろうかと思っておりますけれども、一つの問題提起をする意味で、質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時19分 再開

○副議長（高倉真弓君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 皆さん、こんにちは。10番、通告に従いまして、一般質問をいたし

ます。

まず、はじめに保育行政についてお伺いをいたしたいと思います。

浸水エリアにある咸陽保育園と中央保育園を統合して、令和4年4月1日にきぼうが丘保育園が開園される予定になっております。

現在、浸水エリア内にある二ノ宮保育園、私立の宿毛保育園について、今後どうしていく予定なのか、この質問については、過去、多くの議員の皆様が質問をしていますが、今後どうしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

ずっと同じ答弁になっているところではございますが、やはり津波の浸水区域にある私立宿毛保育園、二ノ宮保育園につきましては、私立、そして公立関係なく、早期での高台移転が望ましいと考えているところでございます。

今後におきましても、私立宿毛保育園の意向も聞かせていただきながら、宿毛市全体として、市内保育園全ての園児が、安心安全に通園できるよう、そのように努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

市長の答弁が、早期への高台移転についてということでございましたので、咸陽保育園、中央保育園が高台に登っていくようになりましたので、あと2園、二ノ宮と私立の宿毛保育園ではございますけれども、早期への高台移転について、御検討を願って、いつていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、山田保育園と平田保育園について、お伺いをいたしたいと思います。

山田保育園は、昭和54年9月1日新築で、築年数が41年。平田保育園は、昭和62年3月20日新築で、築33年。両園の構造は、鉄筋コンクリート平家建てです。木造の建築物と比較すると、耐用年数が長いと思いますが、年数を重ねて老朽化が進んでおります。

この山田保育園と平田保育園については、一度、私自身もお伺いをして、建物の状況等々を見させていただいたところではございますが、老朽化が激しいところもございまして、いろいろな要望の中で、市が悪いところは直していただいているような話も聞いております。

今後、この両園については、建て替えをしていく予定なのか、それとも両園を統合して建て替えをしていくつもりなのか。それとも、現状、補修をしつつ現在の建物を使用していくのか、すぐに結論が出てくる話ではございませんが、現状として、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私が市長就任後、間もなく6年がたとうとしております。

そういった形の中で、宿毛小学校は昭和30年代に建てられた建物。そのほかの小中学校も、ほぼほとんどの学校が昭和40年代に建てられた学校という形の中で、現在、統廃合も含める中で、建て替えを進めているところでございます。

山田保育園と平田保育園の今後の計画につきましては、現在、まだ方向性は決まっておりますが、宿毛市立小中学校再編計画では、東部の小中一貫教育をより効果的に発揮できるよう、山奈小学校、平田小学校、東中学校の一体型施設を建設し、令和11年度の開校を計画をしているところでございます。

議員がおっしゃられたように、両園とも老朽化が進んでいるのは、私も見ているところがございますので、学校再編に合わせまして、東部ゾーンの保育園の再編計画についても、包括的に検討をしてみたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど市長の答弁の中で、東部の山奈、平田小学校、東中学校の令和11年の統廃合に向けての動きの話がございました。

そして、今後、平田、山田保育園についても、検討していくということでございますので、次の一般質問のところでもございますけれども、保育園もしくは幼稚園、小学校、中学校を含めた連携を図る上でも、そういうところも十分検討の上、考えていただきたいと思っております。

次に、小1プロブレムについてお伺いをしたいと思います。

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの1年生が、授業中に席に座ってられない、先生の指示が聞けない、集団行動がとれないといった状態が数カ月継続するような状態を指します。

幼稚園、保育園から小学校への入学は、親子にとって大きな節目であり、大きな環境の変化に直面し、小1プロブレムは、どの学校でも起こり得る問題と考えられます。

子供にも様々な性格の違いや、個性がありますが、小学校への入学時には、その喜びは期待とともに、子供にとって大きな不安も感じています。

学校での出来事をおうちの人に話を聞いてもらって、不安を解消したり、すぐに新しいクラスになじめる子供もいますが、その一方で、子供によっては、ある日突然、学校に行けなくな

ったり、体調を崩してしまったりするケースもあります。

精神的にも肉体的にも、まだ幼い小学校1年生には、自分だけでは環境の変化にうまく順応できず、突然、心身の不調となって現れることがあります。

このように、幼稚園や保育園から小学校への移行がスムーズにいかず、小1プロブレムに直面してしまうと、その後の人生にも大きな影響を与えてしまう場合もあると思います。

そこで、本市では、保育園の年長さんや小学校1年生に対して、安心して学校生活を送るために、保育園、小学校では、どのようなことをしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 岡崎議員の一般質問にお答えします。

本市におきましては、小1プロブレムを解消し、年長児がスムーズに小学校での生活に移行できるよう、保育園と小学校が連携をとる保・幼・小連携の取組をはじめ、保育園、小学校それぞれにおいても、様々な取組を行っております。

保・幼・小連携の取組としましては、地域の学校行事への参加や、園児の学校訪問など、園児と小学生が交流する場を設けているほか、保育士と小学校教諭の意見交換や、保育園、幼稚園から小学校に対し、園児の健康や特性、家庭環境等の詳細が記録された保育所児童保育要録の引継を行うことにより、園児の成長記録を小学校と共有することで、園児の入学後の生活や学びに生かす取組を行っております。

また、小1プロブレムは、保育園と小学校での過ごし方のギャップが原因であるとも考えられておりますので、保育園におきましては、高知県の取組でもある生活リズムチェックカード等を活用した基本的な生活習慣の形成や、小学校

入学の数か月前からのお昼寝の廃止。小学校におきましては、幼児期の教育から小学校教育への接続を工夫した指導計画であるスタートカリキュラムを活用することにより、入学した児童が自然な流れで学校生活に適用していけるよう、様々な取組を行っております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、教育長の答弁の中で、安心して学校生活を送れるように、様々な取組をしているということで、具体例もいろいろと挙げていただいて、安心しているところでございます。

次に、不安を抱える子供や保護者に対して、どのような相談支援をしているのか、お伺いいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

不安を抱えているお子さんや保護者の方には、お子さんの状態を十分に把握されております担任の保育士さんや先生など、まずは身近な方々に相談していただきたいと考えております。

また、本市には、家庭児童相談室や教育相談センター、小学校に配置しているスクールカウンセラーなど、保護者の方々が抱える悩みや心配事について、相談できる体制も整備されておりますので、相談内容の段階に応じて、活用していただくことにより、問題解決につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

相談の支援体制についても、きちんとできているということでございまして、安心をいたしました。

引き続き、何か困ったこと等々があったら、相談に行かれる方がいらっしゃるかと思いますけれども、相談支援を十分に、引き続きしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、水道事業についてお伺いをいたします。

本市の水道施設は、松田川水系の良質で豊富な地下水など、恵まれた自然環境のもと、上水道施設2、簡易水道施設5、飲料水供給施設3の計10施設で、水道水の安定供給を行っております。

現在、安全な水を安定的に供給するため、老朽化した管路施設の更新を進めており、また、その際には、耐震管を使用していくことで、管路の耐震化も同時に進めています。

今後も水道施設の老朽化が進行していくことから、定期的に有収率を確認し、老朽管の更新を計画的に進めていく必要がありますと、宿毛市振興計画基本計画、平成28年度版に記載があります。

そこで、平成27年8月末現在で、水道管の経過年数割合を見ますと、30年以上が33.4%、20年から29年経過しているのが39%、10年から19年経過しているのが14.3%、10年未満が13.3%となっておりますが、現在の経過年数別の割合をお伺いいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

本市の水道事業は、平成30年に簡易水道3か所を上水道に統合し、現在は宿毛上水道1か所のほか、簡易水道2か所、飲料水供給施設3か所で管理運営を行っております。

令和3年4月現在の水道管経過年数割合は、30年以上が53.2%、20年から29年は15.7%、10年から19年は19.6%、

10年未満につきましては11.5%となっています。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、先ほどの課長の答弁の中で、水道管の経過年数割合、30年以上は53.2%、約半分以上が30年以上経過しているということでしたが、水道管の法定耐用年数は40年とお聞きしているところもごさいます。

現在、40年を経過しているのは何%あるのか、また施設が分かれば、どこがそのようなになっているのか、併せてお伺いをいたしたいと思ひます。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

経過年数が40年を超過している水道管につきましては、8.3%となっております。

その水道管の位置ですが、宿毛市街地の旧国道56号の市道宿毛線や、国道321号のほか、県道宿毛城辺線、市道和田中角線などの、昭和55年以前に道路改良工事を実施している場所が大半を占めております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁の中で、40年を経過している水道管は8.3%あると答弁をいただきました。

今後、40年を経過している水道管を中心に、水道管の更新をしていくと思ひますが、今後どのように更新をしていくのか。更新計画について、あればお伺いをいたしたいと思ひます。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道管更新計画について、お答えします。

平成29年から令和9年度まで、高知県生活

基盤施設耐震化等交付金の水道管路耐震化等推進事業としまして、先ほど答弁いたしました県道宿毛城辺線や、国道321号などの配水管布設替えを計画、実施しております。

また、鋼管、それから鉄管等の耐用年数を超過しても、漏水を起こしにくい管も多くありますので、耐用年数は一つの目安として、頻繁に漏水を起こしている水道管の布設替え工事を継続して実施してまいりたいと思ひております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解をいたしました。

次に、有収率についてお伺いをいたします。

有収率とは、水源から取水した水量と蛇口から出た水量の比率をいいます。

宿毛市振興計画の中には、平成28年から平成32年までの有収率の目標値が定められていました。平成22年は76%、平成27年は80%、平成32年、これは令和2年になりますけれども、85%と記載されていますが、令和2年度の有収率は何%になっているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

有収率とは、先ほど議員がおっしゃられたように、水道料金が得られた年間総有収水量を配水池から配水された年間総配水量で割り100を掛けた数値で、配水した水量と料金として収入が得られた水量の比率となっております。

これにつきましては、水道工事や突発的な漏水による濁水を排除した水、それから火事による消火活動に使用した水、これらの水量がそれぞれ有収率を下げる要因の一つとはなっておりません。

令和2年度の有収率につきましては、76.9%となっております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長より令和2年度の有収率は76.9%と答弁をいただきましたが、当初目標としていたのが、85%です。比較をすると、8.1%ほど、目標値に達成をしていないと思いますが、達成できなかった理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

有収率につきましては、平成22年度に76.2%、令和2年度に76.9%となっていて、ほとんど変わっておりません。

平成22年から平成32年まで10年間で9%、年間で約1%の向上を目標値としたものでありますが、振興計画にあります具体的な事業で、老朽管更新事業を進めますということで、その事業を実施する一方で、地盤沈下や土壌腐食により、亀裂が発生・進行するなどの、想定していない漏水が多かったものと考えております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 有収率が達成できなかった理由について、先ほどお伺いをいたしましたけれども、今後、有収率を上げる、できれば100%に近づけていただきたいわけですが、取組について、どのようなことを考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

漏水を防止することで、有収率を上げることができますので、漏水を早期発見、修繕する対処療法的対策、それと漏水が多発するような古い配水管や給水管を新しい管と取り替える予防的な対策の実施が必要であります。

今後につきましては、水道管の布設替え工事

の継続、それと併せて、定期的に漏水調査と修繕を実施し、有収率の向上に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 有収率を上げる取組について、お伺いをいたしました。今後とも、有収率が上がるように、漏水等あれば、すぐに補修をしていただいて、計画的に配管等の修理等をしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、18歳医療費無料化についてお伺いをいたします。

厚生労働省は、令和2年度乳幼児等に係る医療費の援助についての調査の結果を公表しております。

医療費の援助は、全ての都道府県、市区町村が実施しており、都道府県では、47都道府県全てが、入院・通院とも援助を行い、対象年齢は就学前までが多く、18歳年度末としているところも3県あります。

市区町村では、全てが医療費に対する援助を行い、対象年齢は15歳年度末までが最も多く、次に18歳年度末までとなっております。

愛知県の豊田市では、所得制限がありますが、入院は24歳年度末とされ、愛知県の東海市でも、入院は24歳年度末とされております。

また、北海道の南富良野町では、入院・通院とも22歳年度末とされ、茨城県の境町や奈良県の山添村では、入院・通院とも20歳年度末とされております。

大変多くの自治体で、子供医療費の支援が実施をされております。

高知県下でも、34市町村中、18歳年度末の援助を13市町村が行っています。また、15歳年度末まで入院・通院とも無料としている自治体が20市町村となっております。

その中で、幡多6市町村を見てみますと、18歳年度末での支援をしている自治体は、土佐清水市、大月町、三原村と幡多6市町村中半分の自治体が、18歳年度末までの援助をしています。

そこで、本市では、15歳までの医療費の無料化については実施をしておりますが、18歳までの医療費無料化を実施した場合の対象となる16歳から18歳までの子供の数について、お伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（高倉真弓君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 10番、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

対象となる16歳から18歳までの子供の数につきましては、令和3年4月1日現在の人口で、448人となっております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど答弁の中で、16歳から18歳までの子供の数については、令和3年4月1日現在で448人ということで、お伺いをいたしました。

次に、16歳から18歳まで、医療費助成を拡充した場合の試算額について、お伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（高倉真弓君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 10番、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

16歳から18歳までの医療費助成の試算額につきましては、今年度の小中学生分の児童福祉医療費助成の実績見込みをもとに、16歳から18歳の人口450人分で試算いたしまして、年間医療費助成額が1,180万円程度と想定され、一人当たり年間2万6,000円程度の助成となる見込みとなっております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 一人2万6,000円で、450人で計算した場合、1,180万円ほど費用がかかるということでございます。

最後に、18歳医療費無料化について、ぜひ導入を検討していただきたいと思っておりますが、御見解をお伺いいたしたいと思っております。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市の乳幼児等医療費の助成につきましては、先ほど来お話もありますが、平成20年10月に小学校終了まで、そして平成22年10月に中学校終了まで助成を拡大し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいってきているところでございます。

乳幼児等医療費の助成につきましては、全国的にも18歳まで拡大する市町村が増えておりまして、都道府県における乳幼児等医療費に対する支援、高知の場合は県のほうの支援になりますが、こちらの支援も就学後まで拡充が進んでいるところです。

しかしながら、高知県では、乳幼児等医療費助成への支援が就学前、全国的には就学後なのですが、高知県においては就学前にとどまっているため、就学後の医療費助成は、全額市町村負担となっているといった状況であることから、本市におきまして、令和3年10月の高知県市長会議におきまして、高知県に対して、私自身、直接そういった国内の状況を説明する中で、医療費の支援拡充を要請をしたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、医療費助成を18歳まで拡大した場合、1,180万円ほどの財政負担が見込まれますが、子育てに関する経済的支援は、未来への投資であり18歳までの医療費無料化につきましては、今後の子育て支援並びに少子化対策として、取り組むべき政

策と考えているところでございます。

今後は、引き続き、県への支援拡充の要請等、積極的な働きかけを行いながら、令和4年度中の導入をめどに、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしく願いをいたします。

○副議長（高倉真弓君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、市長より力強いお言葉を頂きまして、ありがとうございます。

令和4年度中の導入ということでございますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（高倉真弓君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

-----・-----・-----

午後 3時02分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、山戸です。

今回、私は、本人通知制度についてと個人墓地の設置についての2点、お尋ねいたしたいと思えます。

まず、本人通知制度についてですが、本人通知制度については、平成21年3月定例会における中川貢議員の質問を受け継ぐ形で、平成25年9月議会で私が質問し、宿毛市としても制度の実施に踏み切るべきではないかという提案を行いました。

その後、平成26年3月議会の場で、当時の沖本市長によって、同年度中の実施が表明され、平成27年1月に開始、今日に至っています。

そこで、この制度、現在も継続して実施されている制度ではありますが、どうもその内容に

ついて、多くの市民の方々には、よく理解いただけていない部分がある。それと同時に、改正を行ったほうがよいのではないだろうかと思われる点もあり、一連の質問を行いたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

本人通知制度が、平成27年1月から開始されるということが、平成26年12月号の広報すくもに記載され、その内容や手続についての説明がなされていますが、市民の方々も、もうお忘れになっておられる方がほとんどではないだろうかと思えます。

そこで、重複することにはなりますが、制度の目的、登録の対象者、有効期間、通知の対象となる証明書等々、広報記載の内容が中心になるかとも思うのですが、この制度の概要について、確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

9番、山戸議員の質問にお答えをいたします。

本人通知制度の説明でございます。本人通知制度とは、不正請求を抑止し不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的とした制度で、本市では平成27年1月から開始しております。

事前に登録した方の住民票や戸籍謄・抄本を第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人に通知する制度となっております。

登録の対象者は、宿毛市の住民基本台帳、もしくは戸籍に記載されている方で、それぞれ除票になった方と除籍になった方も登録が可能となっております。

通知対象期間は、登録から3年間です。

通知対象となるものは、本籍を記載した住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄・抄本となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ありがとうございます。
た。

これから、それぞれに関連した事項についての質問に入らせていただきます。

最初に御説明をいたしますと、この制度導入の大きな契機となった事件として、平成23年11月に東京都内のプライム総合法律事務所の社長たち5名が逮捕された、いわゆるプライム事件があります。

それ以前にも、個人情報の不正取得や流出の問題が指摘され続けてはいたのですが、このプライム事件は、戸籍関連情報の不正取得の規模の大きさという点で群を抜いたものとなりました。

その内容はといえば、プライム社が横浜の探偵社からの依頼に基づき、職務上請求書、それも偽造したものであることが判明しますが、その職務上請求書を用いて、3年間で1万3,000件の戸籍や住民票を全国の自治体から不正に取得したものであり、その背景に存在した名古屋の情報屋が個人情報の不正取得に絡んで、5年間で12億7,000万円もの荒稼ぎをしたということも明らかにされました。

さらに、その後、この事件が発覚した後、ハローワークの職歴情報や携帯電話情報、車両情報、市民税納付情報などの大量不正取得事件が発覚することとなり、司法書士や行政書士、職安職員、警察官、国土交通省の幹部、市役所職員、携帯電話販売店店員など合計33名が芋づる式に逮捕されたとの報告がなされています。

個人情報、中でも特に、戸籍や住民票の身元調査目的での売買が、大きな大きなビジネスとして成立し得る要因は何なのか。その使用目的の9割が、結婚や就職の際の差別身元調査であるといわれているのが事実です。

まず、目的として不正請求による権利の侵害防止を図るとのことですが、この制度によって、

何が守られるとお考えなのか。つまり、制度の有効性について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）
山戸議員の質問にお答えいたします。

本制度は、各個人が自分の情報について知る機会を確保しているという観点から、不正取得する側が警戒して、不正取得を抑止する効果があると考えられます。

市からの通知により、第三者に住民票等を取得されたことがわかりますので、万一、不正取得があった場合でも、早期発見が期待できることになっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 少し物足りない答弁ではありますが、要するに、不正取得をする側への牽制効果が期待できるということで、不当な情報流出から市民が守られる可能性が高まるということで、了解しました。

さらに、通知内容、つまり市から登録者に通知される内容について、お尋ねいたします。

この件は、先ほどから引用している広報すくもの記事には記載がありませんが、以前、私も市民課から一度、通知を頂いたことがあります。いま一度、確認の意味で、市としてはどのような通知を行うのか、その点お尋ねいたします。

通知の内容について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）
通知の内容について、お答えをいたします。

交付通知書では、交付年月日、交付した証明の種別、交付通数、また交付請求者の種別をお知らせをいたしております。

交付請求者の種別とは、本人等の代理人による請求か、本人等以外の方からの請求かを通知をしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この面に関しては、請求を行った人物の固有名詞までは特定されない。そのために、市役所から通知を受けても、それ以上の確認には支障が伴うという欠点があるとはいえ、行政として、できる範囲はそこまでだということで、了解するしかありません。

登録の対象となる人物には、どのような方を想定なさっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

山戸議員の質問にお答えいたします。

登録の対象者は、宿毛市の住民基本台帳、もしくは戸籍に記載されている方で、それぞれ除票になった方と除籍になった方も登録が可能となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 登録の対象となる方々として、特に限定された形の市民を想定しているのではない。市民全員が登録の対象として想定されている、ということをお聞きして、安心しました。

とかくこのような結婚や就職、さらには不動産の取得や転入などの際の身元調査と聞くと、ついつい、部落を暴くための悪質極まりない差別調査がほとんどであるという観点から、それ以外の、つまり被差別部落以外の市民には関係ないことであると思われてはいないか、実は私は、内心、心配していたふしがあります。

別に、自分は戸籍関連の情報を調べられたからといって、不都合な点は一切ない、とお思いの方がほとんどではないだろうか。そして、調べられて困る人が登録すればいいだけのことだと、そんなふうに使われてはいはしないかと心配していたわけです。

少し質問の線から外れる話になりますが、実は、この部落の地名について、つまり取得した情報の地名を比較識別するための資料となる文書が、これまでも、多々問題にされてきました。

今は削除されていますが、高知県の被差別部落の地名ということで、インターネットに掲載されているものを見たことがあります。本当にびっくりしました。

その文書には、宿毛市の被差別部落の地名として、宿毛市山奈町山田、宿毛市平田町黒川、宿毛市平田町戸内、宿毛市和田、このように記載されてあったからです。

現在の地名表記では、宿毛市〇〇町何々、中には町名なしの宿毛市何々という形の地域もいっぱいありますが、その何々の後は、番地の数字で表示されるために、例えば、山奈町の旧大字山田に属する旧字。下は長尾から上は天神、土居ノ内、一生原までの10か所ほどの集落全ては、複雑極まりない。そして、どこがどこも、それだけでは判別しかねる、番地で表記されるわけです。

したがって、私の見たリストでは、旧字の名称や番地名の記載がない以上、大字山田に含まれている集落は全て被差別部落だととられる。

少なくとも、知らない人が見たらそうとしかとれない、そういう内容だったわけです。

そのことはほかの3地区、黒川、戸内、和田についても、旧大字山田と同様に、その中に含まれている多数の集落、旧字に該当する様々な集落は、一くくりにされてある点で全く同じことです。

たとえばちょっと違いますが、まるで坂本龍馬の出身地を四国と表記されたようなもので、高知県の人間なら、えっと思うのでしょし、徳島、香川、愛媛の各県の人々は、ちょっとまとよと、なりそうなと同様に、この地名リストの記載については、私は大きな違和感とともに

に、大きな間違いの存在を感じないではいられなかったわけです。

そうして、同時に、このリストの記載について、今、申し上げました、それぞれの旧大字の中の被差別部落以外の部落の人が知ったら、どんな反応を示すんだらうかと、私は内心、複雑な思いを禁じ得ませんでした。

ひょっとしたら、その人たちも、御自分たちの知らないところで、被差別部落と同じような扱いを受けている可能性だってありはしないか。そんなふうにも考えたことでした。

このインターネットの地名暴露の問題は、そのこと自体が唾棄すべき問題なので、ここでこうして取り上げること自体、はばかれることとはいえ、極めていい加減なものでしかない内容の反映が、全く別の予想されもしない形での一つの差別事件として、後日、表面化することになりました。

それは今年、令和3年3月のことですが、市内のある隣保館に一人の青年が尋ねてきて、地域の同和地区の範囲を教えてほしいと。

どうも、インターネットで私が見たのと同様の文書を見たのではないだろうかと思われ、自分の住所が丸々という名で、被差別部落のリストに載っているために、県外のある女性と結婚するつもりなんだが、その親戚に誤解されて、自分も差別を受けることになりはしないか不安だし、両家の家族同士の間で、余計なトラブルを招きたくないの、地域の同和地区の範囲が知りたいと、そのような内容だったとお聞きしました。

この話の続きは、実は、ただでは、これ以上は話せません。ここから先は有料になっておりますという、某課長が口癖ではございますけれども、私はこの点、またここでは省略いたします。もしこの先の話をお聞きになりたい方は、御存じの某課長のところへ行って、お尋ねいた

できれば、多分、無料で教えてくれるものと思います。

さて、長々とお話をいたしました、質問に移ります。

私は、先ほど、平成26年12月号の広報すくもで、この制度について紹介されていると申し上げましたが、自分の知り得ないところで、戸籍に関する個人情報不正に取得されるということは、単に被差別部落や、その周辺の集落の住民に限らず市民全体の問題であるとするとき、市はこの制度の周知にどのように努められてきたのか。また、現に努めておられるのか、この点についてお尋ねいたします。

これまで、どのような手段によって、どれだけの回数、この制度の周知のための行動をとってこられたことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

山戸議員の質問にお答えをいたします。

先ほどお話にありました、ネットの掲示板の問題なんですけれども、私も以前、拝見したことがありまして、本当に、今どき、まだこんなことをやっているのかというふうな形で、強い憤りを感じた覚えがございます。

そういうところに関しては、本市からもプロバイダーに対して、削除要求を何度も出してきた経過がありましたけれども、なかなか表現の自由の問題というか、いろいろ難しい問題もあって、なかなかスムーズにいかなかったという部分も記憶をいたしております。

それでは、本題のほうに返って、説明をさせていただきます。

平成26年12月に制度の開始の周知を広報紙で行い、平成30年9月に、再度、広報紙での周知を行っております。

また、宿毛市ホームページで、制度についての概要や様式を掲載しているほか、窓口での制

度案内の掲示や転入者の方への制度案内文書の配付をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） いろいろやっておられるということですが、広報の内容では、何となく熱意の感じられない、通り一遍の紹介でしかないように思われる点、いささか不満ではありますが、一層の啓発に御尽力されることを御期待申し上げます。

次に、問題となるのは、登録の有効期間が3年に設定されている点です。

私は、これまでに一度、再登録を行っていますが、何年の何月の何日まで、それが有効なのか、それは市の問題ではなくて登録者である私自身の問題だと、そういうことになるのですが、この3年という年限をとっぴらって、一生死ぬまで、あるいは取消を求めるまでということにしませんか。

この制度の導入が早かった高知市では、令和2年12月1日から、要綱の一部を改正し、更新手続失念による、つまり手続を忘れることによる登録失効の防止及び市民の利便性向上を目的として、現行3年の登録期間を廃止し無期限となりました。

なお、既に登録をしており継続を希望する方は、自動更新を行いますので新たな手続は不要です、このような告知がなされています。

事務の軽減効果も期待されるようにお聞きしていますが、宿毛市として、高知市に倣って、有効期間を3年から無期限となさってはいかがでしょうか。その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在の宿毛市の制度では、登録期間を3年としているところございまして、満了の1カ月

前から更新手続は可能となっているというところでございます。

議員おっしゃるとおり、いろいろ忘れる方とかあるのかなというふうに、推察もするところでございます。

登録時に期限についての案内文書はお渡ししておりますが、満了のお知らせは行っておりませんので、更新手続を失念してしまうということ、あることだというふうに思います。

ただし、無期限としてしまうことで、本人通知制度への登録したこと自体をお忘れになったり、交付通知書が身に覚えのないお知らせになってしまうような可能性もあるのではないかと、いうふうに思うところもありますので、引き続き、定期的な登録をお願いしたいと、今のところは考えているところでございます。

そこで、満了のお知らせを行う、そういった運用を検討するなど、他の自治体での事例も参考にさせていただく中で、登録失効防止の仕組みづくりに、まずは取り組んでいきたいと考えているところでございます。

いろいろと、そういった忘れて登録が消えてしまうようなことがないように、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 一度登録してしまえば、無期限に有効とするほうが、登録者はもちろん、担当課にも事務の軽減という面で有利なのではないかとも思われますが、宿毛市としても、登録失効防止の仕組みづくりに取り組んでくださるということなので、有効な方策を講じてくださることを御期待申し上げて、この質問を終了し、次の項目へと移らせていただきます。

続いて、個人墓地の設置についてです。

まだ課長、今年の4月に代わられたばかりで、これまでのいきさつ等、全部受けて答弁しなくてはならないということで、非常にお気の毒と、まずお断りしておきます。

実は過日、ある方から、墓の移転に関する事で相談を受けました。その内容というのは、元からある墓の維持管理が、現在ある場所では困難になってきたために、自宅から近いアクセスも維持管理も簡単な所有地に移動させたいのだが、担当課である環境課からストップがかかって、全く話にならない状態で困っていると、そのようなものでした。

このような墓の移転のお話は、今に始まったことではありません。過疎化と高齢化、それに家族の分散化の進む中で、それまでアクセス可能であった先祖の墓が畑の耕作放棄や山林化などによる周辺環境の荒廃と、墓を恒常的に守り続けてきた人物、つまり御自分自身の体力の衰えとも相まって、維持管理が困難な状態になってきた。そのために、将来の子や孫の利便性も考慮して、元気な間に身近な場所へ移したいと考え、現に移した。

そういう例を、これまで何回も見聞きしているのに、今回、このように頑なに拒否される、それは一体なぜなのか、理解に苦しみ、困惑しているとするこの方の戸惑いも無理のないことだと私は考えたわけです。

ひょっとすると、これはこの方、一個人の例にとどまることではない。中山間地に居住して、同様の悩みを抱える市民の方々に広く共通することであり、市の方針というか、市としての基本的な認識との食い違いがあるとすれば、今後とも次々と発生する可能性のある事柄ではないだろうかとする思いから、今回、一般質問として取り上げさせていただくことといたしました。

どうかよろしく願いいたします。

私もこの方のお話を受けて、担当課を訪問し、一応の説明を受けた経緯があります。その中で、どうも釈然としない印象が強く残った。その関係で、今回の質問を行うことになったわけでもあるのですが、その際に御説明いただいた内容の確認から、質問を開始したいと考えます。

幾つかの項目を、順を追う形で確認していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

まず1番目、宿毛市では、この方の例に限らず個人墓地はその申請内容の当否にかかわらず、つまりあなたの申請の内容では、これこれの条件が満たされていないとか、あるいは条件の逸脱があるとかいった形の内容の吟味以前に、一切、設置許可の対象にはならない。設置そのこと自体ができないことになっている、そのような説明であったと思うのですが、それで間違いないでしょうか。その点、まずお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

説明内容が足りずに、誤解を与えてしまったのではないかと思いますけれども、個人墓地の新設につきましては、設置そのものを一切認めていないというのではなくて、特別な事情を除き、原則認めていないという御説明をさせていただいたところでございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） あれっと思わないでもない御答弁ではございましたが、その件はまた後で触れることとして、個人墓地の設置を不許可とする根拠として、墓地、埋葬等に関する法律と、それに付随した通達の存在を引用されたように記憶しています。

それで間違いないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

説明の際にお示しした法令等としましては、墓地、埋葬等に関する法律及び平成12年12月に、厚生省生活衛生局長から発出された墓地経営・管理の指針等についての文中、2. 墓地経営の許可に関する指針（2）墓地経営主体として、墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても、宗教法人または公益法人に限られること、との記載がありまして、こちらの解釈を引用しております。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 御答弁いただいた内容では、墓地の経営主体は地方公共団体と宗教法人または公益法人に限られる。

限られるとある以上は、個人墓地は認められないということによろしいんですね。

少なくとも担当課は、この通達で個人墓地は認められないことになったと判断した。平成12年12月のこの通達でね。そういうことですよ。

確認のために御答弁をいただきます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

先ほどの通達に加えまして、墓地納骨堂をめぐる法律実務を参考しております。

この中にも、個人墓地の開設は原則として認められていないとの記載があります。本市の運用といたしましても、個人墓地につきましても、墓地経営に当たるとの認識により個人墓地の新設は原則認めていないということになります。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この墓地納骨堂をめぐる法律実務というのは、新日本法規が出している法律実務ですね。この文書について、後ほど取り上げることとして、私もこの平成12年1

2月の墓地経営・管理の指針等についてという、厚生省生活衛生局長発出という文書をインターネットで検索し、かなり長い文章ではありますが、拝読しました。

この文書、どう読んだら、ただいまの御説明のように個人墓地にまで言及したものとなるのか、私には全く理解ができません。

この文書の目的とするところは、この文書冒頭部分にあるように、これからその本文を読み上げますが、墓地、埋葬等をめぐる状況の変化を踏まえ、厚生省では、墓地経営・管理指針等作成検討会を開催し、これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書（平成10年6月）において、検討事項として指摘のあった墓地の経営、管理の方法について利用者の期待権保護のための適切な対策を講ずること、利用者保護の観点から、墓地使用契約の内容の明確化等を図るための標準契約約款の作成等について、具体的に検討を進めてきたところである。

今般、本検討会の報告書が取りまとめられたため、これを踏まえて、「墓地経営・管理の指針」（別添1。以下「指針」という。）及び「墓地使用に関する標準契約約款」（別添2。以下「標準契約約款」という。）を通知することとしたものである。

「指針」は、墓地に関する指導監督事務を行う際のガイドラインであり、かつ経営者が適正な経営を行う上でも参考となるものである。と、墓地経営主体と利用者という文脈において、事業としての墓地経営に関する規定を定めたものであって、御答弁のように、個人墓地をも包含した内容と解釈することは、大いなる曲解、誤読でしかないと言わざるを得ません。

どんな読み方をすればそういうことになるのか、私には理解ができません。御説明を願います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

本ガイドラインにつきましては、基本的には、事業、生業としての墓地経営に関することが、議員言われるように中心となっております。

ただし、先ほどの墓地納骨堂をめぐる法律実務では、自らの所有地に自家用の墓地を設ける場合について触れられておりまして、個人墓地であっても、墓地経営という解釈によりまして、ガイドラインの運用を個人墓地にも適用しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 先ほど申し上げましたとおり、今、答弁者が引用いただきました、新日本法規の墓地納骨堂をめぐる法律実務の関連文書については、後ほど取り上げます。

過日、私は担当課を訪問した際に、今回の申請を行った方と同様の理由で墓地の移転が行われたと思われる例が、あちこちに見られるのだけれども、これはどういうことなのかとお尋ねもしました。

それに対して、5年前までならそれも可能であったのだが、現在は対応が変わっているとの御回答を得たように記憶しています。

このことは、私の聞き間違いではないものと思うのですが、市としての対応が変わった年度はいつなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

山戸議員に説明した際には、5年ほど前までは新設が可能であったとの回答を行いました。関係書類、それから前担当者からの聞き取り調査を行う中で、平成30年度途中から現在の運用を開始しておるところでございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 百歩譲って、担当課が個人墓地を認めなくなったもとする厚生省生

活衛生局長発出の通達が先ほどの答弁どおり、個人墓地にまで言及したものだとするならば、あくまでこれは百歩譲っての話でしかない点をお断りしておきますが、その発出された平成12年12月から平成30年度途中までのタイムラグは、どうして発生したのか。遵法精神の固まりであるべきはずの公務員が、なぜその時点で動こうとはしなかったのか、理解に苦しみます。

御説明を求めます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

平成12年当時は、市には墓地に関する業務の権限がなく、それらの事務につきましては、高知県が所管しておりました。

県は、平成12年12月の厚生省指針の発出より以前の平成3年3月には、既に高知県墓地対策要綱と施行細則を制定しており、この中で、面積がおおむね33平方メートル以内で、自身や親族のために設置する墓地を個人墓地とし、また個人墓地を設置しようとするものを墓地の経営主体としております。

本市では、平成18年4月に高知県から個人墓地の設置に関する権限移譲がなされ、その際、墓地、埋葬等に関する法律施行条例は制定しましたが、実務に関しましては、幡多福祉保健所の取扱いに準じて実施してきたものと考えられます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもあなたの御答弁は、数を重ねれば重なるだけ矛盾点というか、自ら墓穴を広げておられる、そういう印象がぬぐい切れないんですが、ただいまの御答弁は、その最たるものです。

平成12年当時は、高知県墓地対策要綱等により、幡多福祉保健所が所管していた。そして、

市は、平成18年からその取扱いを引き継ぐ形で実施している。

そうしたときに、もしも、あなたの先ほどの御答弁どおりに、厚生労働省からの平成12年の通達が、個人墓地を禁止するものであったとしたら、当然、所管していたとする県が、どうしてそのことを無視したのか。当然、真っ先に是正を図ってくるだろうし、引継ぎを行う市に対しても、それなりの指示なり何なり、あって当然としたものでしょう。そういう指示がありましたか。なかったでしょう。

それはそうですよ。厚生労働省の通達は、個人墓地にまで言及したものではないし、あなたが先ほどから述べられている内容とは全く別物であることを、所管する県は把握していた。

だから、市は個人墓地に関しては、何ら変更もないままに、幡多福祉保健所からそのまま引継いだ、そう考えるのが普通のごく当たり前の解釈ではありませんか。

それとも、平成30年になって気がついたとする宿毛市が正しくて、県のほうが間違っていると、そのように言われるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

高知県は、平成12年12月の先ほどの厚生省指針の発出以前の平成3年には、墓地対策要綱や細則を定めておまして、高知県要綱に基づき、業務を実施しております。

宿毛市においては、指針発出後の平成18年4月に、墓地、埋葬法施行条例を定め、個人墓地の設置に関して、県から業務を引き継いでおりますので、県のように詳細な要綱等の制定が難しかったのではないかというふうに考えております。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ではお尋ねをいたしま

すが、とにかく、市は個人墓地を認めないと言いだめたとする平成30年以降も、墓地対策要綱とか細則とか、県にあったものを一切制定しない、それできたんだということですね。

御答弁にありました、県が墓地対策要綱や細則を定めたのは、平成3年3月でした。

平成3年3月に制定されたとする県の墓地対策要綱や細則の文言に、個人墓地の禁止が平成12年以降に、果たして盛り込まれているのかどうか、その吟味までは、今回は行いません。

これ以上、言及する必要もないものと私は判断いたします。

続いて、ほかの質問、確認ですが、墓の放置、荒廃、無縁化の問題も話題となりました。

過疎化と高齢化の進む中で、担当課の抱える大きな課題の一つである空き家対策に加えて、墓の放置、荒廃、無縁化の問題も懸念材料になっている。

そうした中で、市としては個人墓地としてはなしに、集団的な維持管理が可能な墓地への集約を進めたいと、そのような内容だったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。御確認をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

個人の方々が、おのおのの所有地に個人墓地を新設することになった場合に心配されるのが、お墓の維持管理でございます。

例えば、お墓の墓守の方がお亡くなりになり、県外在住の身内の方がお墓を継承した場合には、墓参りや清掃などといった墓地の維持管理が難しくなったり、継承者がいなくなった場合には、無縁墓地となりまして、そのまま放置されるなどといったことが想定され、維持管理の面からも、好ましいこととは思いませんので、そういった意味から集約を進めたいとの説明は行いました。

現在、個人墓地の新設は原則認めていませんので、結果として、宗教法人など法律に基づく墓地経営主体が管理運営する墓地にお墓を設置することになろうかと考えております。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 自身の所有地に個人墓地を新設すること、移設も含めて新設することが、維持管理の面からも好ましくない。異なることをおっしゃられますなど、思わないではいられませんが、このことについては、またすぐ後で触れさせていただきます。

私は、インターネットで検索して見つけた幾つかの自治体の例を挙げて、個人墓地の開設を承認している例があることについても、お尋ねしました。

それに対して、現在では、集約化の方向を目指す傾向にあり、全国的に個人墓地の承認を行わない傾向が大きくなってきているという、そのような御回答をいただいたと思うのですが、間違いはないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

他の自治体につきましても、特別な事情を除きまして、個人墓地の新設の承認は行っていないものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 後で後でということがずっと続いていますけれども、今おっしゃられた、特別な事情を除き、原則個人墓地の新設の承認は行っていないとする文言。後で取り上げての論議となりますので、どうか覚えておいてくださいますよう、お願いいたします。

本論に入る前に確認しておきたかった事項は、以上で終わります。これから本論に入りたいと思います。

まず、先ほど後で触れると申し上げました、

墓の維持管理の問題。墓の放置、荒廃、無縁化の問題。

確かに放置された空き家があちこちに存在し、様々に問題となっている。墓にも同じような現象が見られるから、将来的な維持管理を考えて、法律に基づく墓地経営主体が管理運営する墓地に集約化を図りたいという考えも、理解できないわけではありません。

しかしながら、今回、見られるような個人墓地の申請は、申請している当事者からすれば、このままでは早晚、放置するしかないことになり、荒廃が進んでしまうから自分がまだ元気でいられる間に、アクセスのよい維持管理のしやすい、自前の土地に移しておきたい。そうすれば、たとえ山間地域であっても、子や孫の代になってからも他人の土地を気にすることなく、楽にみていけるだろうと考え、自分が今後、老いて車の運転ができなくなったそのときでも、近場であれば歩いて簡単に行けると。

放置、荒廃、無縁化を進めるどころか、今、直面している危機を回避し、将来的な維持管理まで考慮した行動だと、そういうことになるわけです。

無縁墓地にしたくないからこそその思いと行動とを、担当課の答弁は無視してかかるばかりか、侮辱するものだとしか私には思えません。

このような個人墓地の移転希望を荒廃のもととする考え方は、20年、30年、あるいはもっと先になるかもしれない集落消滅の可能性を読んだ形の第三者的な、理性的かもしれないけれども、冷徹としか言いようのない考え方であったとはしても、足元の今日明日、1年、2年、5年単位の今を生きる生身の人間としての心情を無視した、言うならば、森を見過ぎて木を見ない、一方的な判断にすぎていると思わないではいられません。

市は、これらの今にも放置、荒廃につながり

かねない御先祖様のお墓を抱えて、日夜、悩み苦しんでいる方々に、容易にアクセスが可能な、そして集約的な管理が可能な墓地を提供する用意があつてのことなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

現状では、住民の方の希望を満たすような墓地を市で提供することは困難でございます。

和田の市営墓地につきましては、改葬（墓の遺骨を違う墓に移す場合）、それから墓じまい等により空き墓所が発生した場合には、新規募集を行っておるところでございますが、墓所がいつ空くか分かりませんし、また墓所数も十分ではありません。

ただし、市内には宗教法人等が経営する墓地がありまして、十分な収容余力もあるとお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この件に関しては、高齢化に伴う交通弱者の問題と、もう一つ、市の条例について取り上げる分で触れることといたします。

そこで、次に私が個人墓地を認めていると御指摘した市の中には、お隣の四万十市があります。墓地を管掌する同市の市民・人権課を訪問し、個人墓地を承認している理由についてお尋ねしました。

その際、昭和27年10月25日の衛発第1025号、公衛局長から京都府知事宛回答という通達文書が提示されました。これが先ほどから後回しにしてきた、答弁者の答えられた新日本法規の文書そのものになるわけですが、その中で、昭和21年9月3日警発85と昭和43年4月5日環衛8058という2つの文書を根拠として、個人墓地は山間へき地等であつて、

近くに公営墓地、民営墓地や寺院墓地がなく村落共同体墓地もないなど、既存の墓地を利用できないなど、特別の場合以外は認めないものとされています。このように記載されている。このことを、先ほどから答弁者が言われているのだと思うのですけれども。

そのことから、四万十市としては、特別の場合と判断されるじゃないかと。特別の場合と判断される山間へき地に関しては、市として、該当地域に公営墓地を準備するだけの力もない現状を考慮する中で、個人墓地の承認を行っていると、このような回答をいただき、今のところ、その考えを改める方向にはない旨の御返答を頂きました。

同じ新日本法規記載の文章をめぐつての、この違い全くびっくりさせられます。

宿毛市においては、先ほど確認しましたように、個人墓地を認めないとする根拠として、通達をあげられていましたが、先ほどの平成12年の通達が御答弁どおりには読めないことを考慮すれば、四万十市の準拠する通達こそ、個人墓地に関する最初にして最新の通達であると考えるのが妥当ではないのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

四万十市につきましても、本市と同様の通達等を根拠に、事務処理を行っているものと考えており、山間へき地に関しましては、特別事情として認めているのではないかと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 昭和27年以降に発出された個人墓地を禁止する新たな通達はないと正当に判断するなら、四万十市の取扱い以外にも、私がインターネットで閲覧した各市の在り方、つまり山間へき地であつて、公共の墓地が

近くにない場合には、個人墓地の承認がなされているケースに納得がいくわけです。

宿毛市においては、原則などつけ足しみたいな言い逃れの文句が、行政の常套手段なのかもしれません。これまでの担当課の答弁に従えば、個人墓地は一切承認されないとするのが妥当でしょう。

また、そのとおり、一切承認されないとするならば、このような通達の中に触れられている特別の場合と判断される山間へき地等に該当する地域は、この宿毛市には存在しないということになるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

近年の交通事情の改善によりまして、埋葬場所は広域化しているものと考えており、自己所有にしか埋葬場所を確保できないというようなケースが少なくなりつつあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁は、私の山間へき地についての質問にお答えいただいたことにはなっていません。

高齢者の抱える問題、特に交通弱者に対する理解を全く欠いたものであるとしか思えません。

高齢化が進めば、誰もが車の運転がおぼつかなくなって、ついには免許返納という事態が待っている。

公共の交通機関が通っている町なかの話ではありません。まちの中心部から離れ、主要な交通網とは縁のない山間地で、高齢になるということが何を意味するのか、余りの想像力のなさというか、山間地の住民に対する思いやりのなさには唖然とします。

広域化に対応して、どこまでも車で行けるというのは若い間の発想でしかないのです。

さて、次の質問に移ります。

通告書では、2の（4）として、設置許可の転換時期後の農地転用事例についてということで、当初、担当課をお尋ねした際にお聞きしていた5年前から個人墓地を禁止することになったというお話に対して、4年前の平成30年に農地の墓地への転用を行っている農業委員会の記録との矛盾点についてお尋ねするつもりでしたが、今回、事前の聞き取りの中で、さらに先ほどの対応が変わったとする時期の答弁の中で、転換がなされたのは4年前の平成30年の途中であったとする訂正が担当課によってなされたために、この質問は当初予定していただけた意味をもたないものとなりました。

議長には誠に申し訳ないかぎりではございますが、割愛させていただきます。

続いて、宿毛市の条例と規則について、お尋ねいたします。

宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第7条には、次のように規定されている。

このことをどのように解釈すればよいのか。以下、長文を読み上げます。

墓地の構造等の基準。

第7条 墓地の構造及び設備は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、自己又は親族のために設置する墓地であって、その面積がおおむね33平方メートルを超えないもの（第10条ただし書に置いて「個人墓地」という。）については、第2号から第5号までの規定は、適用しない。

とした上で、第1号から第5号まで隣接地との境界、障壁・生け垣等、通路の幅員・材料、排水設備、給水設備、ごみ処理設備、駐車場等の規定がなされたその中で、個人墓地に関しては、第1号の隣接地との境界を明らかにすること、という項目以外は全て不適用とされている。

この点をどう解釈したらいいのか。

さらに、同条例第10条では、市の条例ですよ。第4条または第5条の規定により申請をした者は、当該申請の区域または施設に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。ただし、個人墓地の申請については、この限りではない。と、このように規定されている。

さらに、この条例の細則を定めた宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行規則では、墓地の新設等の許可について述べている第7条に、市長は、墓地の新設または区域の変更が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第10条の許可をすることができるとして、4項目が掲げられている中の第3項、山間その他交通の著しく不便な地域または付近に利用することができる市町村等もしくは地方公共団体の補助もしくは出資を受けている公益法人の経営する墓地がない場所であって、かつ、当該墓地の設置につき市長が特に支障がないと認める場合に、個人が個人墓地の新設または区域の変更をしようとするときと、明白に個人墓地設置の許可について規定されているわけです。

これら市の定めた条例規則に照らしても、宿毛市が個人墓地の申請を頭から認めていないとする考えには、間違いがありはしないか。

もしも、法や通達によって個人墓地の申請が一切認められないことになったものであるとするなら、平成18年4月1日から施行するとしたこの条例と規則とは、その一部とはいえ、根拠を逸脱した内容を含むものとなり法的正当性を失うこととなります。

この条例が施行される一月前、平成18年3月議会の場において、当時の中西市長が個人墓地の経営許可に関する事務が本年4月1日より、宿毛市に権限移譲されることとなったため、この条例を制定しようとするものでございます。と表明し、施行されてからこのかた、一度も改

正がなされたような形跡はないのですが、いつから個人墓地が許可の対象外になったのか。

個人墓地に対する担当課の解釈と市の条例並びに規則との整合性について、どのようにお考えなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

個人墓地の新設に関しましては、原則認めないこととしておりますが、特別な事情がある場合には、許可の対象となり得ることが考えられます。

したがいまして、個人墓地そのものが許可の対象外とする認識は持ち合わせてはおらず、条例、規則に関しましても、整合性は保たれていると考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これは一体どっちなんですかね。個人墓地は通達で認めない。個人墓地も経営主体だから個人は含まれない。

個人墓地は通達で認められていないと言ったかと思えば、設置そのものを一切認めていないわけではない。特別な事情があれば認めもする。一体どっちなんです。

しかし、だとすれば、その特別な事情というのは、一体どのような事項が該当するのか。

法律に基づく墓地経営主体が管理運営する墓地という先ほどからの答弁と矛盾しない形の個人墓地の設置のための特別な事情とは、一体どのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

特別な事情に関しましては、先ほど、議員も質問の中で若干触れましたが、宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行規則第7条第3号、それから第4号が該当するものと考えております。

第7条第3号は、山間その他交通の著しく不

便な地域または付近に利用することができる市町村等もしくは地方公共団体の補助もしくは出資を受けている公益法人の経営する墓地がない場合であって、かつ、当該墓地の設置につき市長が特に支障がないと認める場合に、個人が個人墓地の新設または区域の変更をしようとするとき、となっています。

続きまして第4号が、天変事変その他特別の理由により、墓地の新設または区域の変更をしようとするとき、となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁で、もはや結論は出たも同然ではございますが、念のために質問を継続させていただきます。

先ほど、条例の部分で触れると申し上げました市内に存在するという、宗教法人等が経営する墓地についてですが、つまり、個人墓地はそこに集約したいとする、そういう墓地についてですが先ほど読み上げました施行規則第7条、墓地の新設等の許可の第3号、今、担当課長が読み上げていただきましたが、もう一度、読み上げます。

山間その他の交通の著しく不便な地域または付近に利用することができる、ここからが重要な部分です。市町村等もしくは地方公共団体の補助もしくは出資を受けている公益法人の経営する墓地がない場所であってと。

この紛れもない、当宿毛市の施行規則で触れられている、逆に不許可となる場合に、付近に存在するべき墓地の条件に、御答弁にありました宗教法人等が経営する墓地は、果たしてどれだけのものが該当するのか、お尋ねいたします。

この条件を満たす墓地がどれだけあるかという事です。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

担当課が把握しているものでは、納骨堂を含め21か所となりますが、各地区にあります共同墓地を含めると相当数あるものと考えております。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これ以上、ノックダウンのパンチを出す気はないんですけれども、質問には正確にお答え願いたいものです。

私は、市の施行規則の規定、条件に該当する墓地はどれだけあるのかとお聞きしたのであって、誰が管理人やら分かりもしない共同墓地や株式会社などの営利団体が経営するような墓地について、お尋ねしたわけではありません。

とにかく、それがいいことを前提として、個人墓地の許可が考慮されている、そういう墓地は市内に幾つあるのか、もし把握されているなら、お答え願います。なければならぬ結構です。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

先ほどの21という数字ですけれども、市営墓地、それから第2次一括法の施行に伴いまして、高知県が設置許可を行いまして平成24年4月に、県から権限移譲された墓地等を含んだ数字となります。

また、管理者が把握できないなど、共同墓地などの数は、把握ができていないのが現状でございます。

今回、山戸議員の質問を受けまして、地域性や宗教上の理由などから、墓地が確保できない方がおられるという中で、一層、個人の諸事情に配慮した対応は必要であると、改めて考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私は何も、もともとなかったものを新たに作り出せと言っているのではありません。条例に定められていることと矛

盾するようなことを、まるで思いつきみたいな形で振りかざされる市民の当惑を当然のことと考えるとともに、以前、可能だったとされるように、条例や規則に合致した形で一定の条件は設けながらも、既存の墓地の環境悪化と高齢化に伴って発生する維持管理の困難解消のための個人墓地の移転について、山間地域を特例として承認をなされてはいかがかと。

また、市の条例に照らしても承認するのが当然ではないかと極めて穏当かつ正当なお伺いをしているだけです。

この担当課の私から言えば矛盾だらけの対応に対して、今後、どのように考え対処されるおつもりなのか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

個人墓地の相談に関しましては、毎年、数件の相談があるということを担当課から聞いているところでございます。

相談者に対しましては、職員が聞き取り調査や必要に応じて現地調査も行っているとも聞いておまして、調査結果に応じて丁寧に対応しているものと、自分としては考えているところでございました。

墓地やお墓につきましては、納骨のほか個人をしのび残された家族の心のよりどころとなるなど、非常に大切な役割があり遺族の心情を思うと、行政が設置や移設に関して認める、認めないといった判断をすること自体がそぐわないような、非常にデリケートなことだというふうにも認識をしているところでございます。

そういった形の中で、お墓の荒廃や放置、無縁墓地の増加といった問題が、全国的に表面化をしているといったのも、また一方で事実でもございます。

そういった形の中で、当然、一定のルールというのには必要になってこようというふうを考えております。

個人墓地の新設に関しましては、条例等に照らし合わせながら、議員からも多々御指摘もいただきました。しっかりと条例等に照らし合わせながら、個人の諸事情を勘案する中で許可判断を行ってまいりたいと考えておまして、頑なに拒否をしたりとか、一切許可にはならないといったことは当然ございませんので、そういった事情等を勘案する中で、条例に従って判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 条例や規則の運用を、まるで担当課が恣意的に操っているかのような現象には、全くあきれ返った。そういう思いの中で、今回の一般質問を行いました。

過激に流れた表現があったとすれば、おわびしますが、今回、私に相談された方の話では、個人墓地は認められていないの一点張りで、現地にはただの一回も、のぞきにも来ていないとのことでした。

条例や規則に定められた条件を逸脱する場合は、論外のこととして山間地の住民の切なる思いを切って捨てることのない対応がなされることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時19分 延会

令和3年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和3年12月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副市長兼 市民課長事務取扱	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市民課長補佐	久保田 志 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	山戸 達朗 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲広 君
総務課主監	有田 修 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、4番、川田栄子、質問をさせていただきます。

昨日も4人の方が一般質問を行いました。私もとても参考になりまして、分からないことも分かったり、そしてまた一般市民の方からも、質問の中で行政の答弁、また議員の質問、いろいろ情報が伝わってまいります。この場をお借りしまして、いろいろ質問をしていきますので、よろしく答弁、お願いいたします。

私は、最初に水道問題で質問を行います。

水道、非常に有収率が低いということも懸念をしております。そして、人口減少に伴って、料金が上がっていくということにもなりますので、その施設の投資など、コストなんかも、しっかり管理をしていただかないと、料金へつながらないと思いますので、そういう面から、そういう観点で質問を行ってまいります。

県内の上水道事業は、人口の減少や施設老朽化で経営が悪化し、水道料金が現在のままなら向こう50年間で県全体が収支不足になると試算をしています。

補うには今の2倍近くの料金にする必要があると、高知県水道広域化推進プランにまとめています。

施設の共同設置、経営一体化も考えています。

人口減少による水道事業会計の悪化は、全国的なものでありますが、施設の老朽化に伴う修繕費など多額の負担額は大きい。当市の水道事

業の今は、黒字経営と聞いていますが、人口減少による水道事業会計の悪化は避けられないと思います。

当市の上水道の業務の概要を見ていきますと、令和元年度は総世帯数1万87世帯、区域内世帯数9,790世帯、給水栓数1万504栓、総人口2万777人、区域内人口1万9,557人、給水人口1万9,538人。

2年度を見ますと、総世帯数1万48世帯、39世帯減となっております。区域内世帯数9,754世帯、36世帯減となっております。給水栓数1万439栓、65栓減となっております。総人口は1万9,723人、354人の減となっております。区域内人口1万9,218人、339人の減となっております。給水人口1万9,199人は、339人の減となっております。

上水道の保存工事の概要で直営及び請負修繕を見ると、執行額は1,513万830円となっております。人口減少など、事業規模の縮小が始まっていることが分かります。

県の水道広域化推進プランを当市が適用することで、課題の解決につながるのでしょうか。地域によって様々事情を抱える中で、県の水道広域化推進プランについては、どのように考えていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） おはようございます。水道課長、川田議員の一般質問にお答えします。

高知県の市町村振興課が作成しました高知県水道広域化推進プランにつきましては、水道事業のマスタープランとなる高知県水道ビジョンに記載された水道事業の現状と課題や広域化の推進方針を踏まえて、収支推計の実施及び広域化の効果を算定し、今後の広域化の方向性について検討したものです。

高知県水道広域化推進プランの進捗状況報告

の中では、幡多地域の圏域別現状分析といたしまして、施設利用率及び有収率の効率性の指標が、平均と比較してかなり低いため、保有施設の合理性に問題があると考えられる、ということになっております。

高知県水道ビジョンは、令和2年度から令和12年度までの計画期間でありまして、高知県の役割として広域統合の効果につきまして、定量的に検討・分析するということになっておりますので、経営統合を含めた広域化の検討を進めるための情報提供、あるいは意見の提示などについて協力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 本市は、中山間が多いので地形状況など要因はあると思いますが、その中でも、安全かつ安定的な水の供給、適正な水道料金の確保など、ビジョンはどのように考えているかお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、川田議員の再質問にお答えします。

料金につきましては、水道事業につきましては黒字経営となっておりますので、健全性を確保しておりますので、現時点では黒字経営で推移しているということで、すぐに広域化ということにはならないと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 漏水について、お伺いたします。

漏水防止の必要性は、高い費用や労力をかけて使用することなく消費します。漏水を防止することは、水源を開発することと同じ効果があります。

漏水は、水道事業に損失を与えるだけでなく、出水不良や道路陥没、交通事故が起きる浸水な

どの二次的災害を起こします。

工事による断水や、その他の理由による配水管内の圧力低下時に、漏水箇所から管内に汚染された水が浸入し水質事故を起こす危険もあります。

昨日の岡崎議員の質問とは重なりますけれども、主な要因と漏水対策をお伺いたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

漏水の原因と対策につきまして、昨日の岡崎議員の一般質問でお答えしたとおり、漏水の原因といたしましては、地盤沈下や土壤腐食等ということがあります。

また、対策につきましては漏水を早期発見、修繕する対処的療法と、漏水が多発するような古い配水管や給水管を新しい管と取り替える、予防的な対策があります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 漏水の放置は、水道事業経営にマイナスです。コストをかけて集水、浄水、送水した水が、顧客に届く前に失われます。

老朽化した水道管は漏水につながるし、地震発生などに破損しやすい。水道管上水道管整備事業の予算額をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

水道管布設替えの工事につきましては、昨年度の実績は約1億8,000万円、延長で約2.5キロメートルで、今年度の予算につきましては、約2億5,000万円、延長は約2.8キロメートルを予定しておりますので、工事費で約7,000万円、延長で約300メートルの増となっております。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） その中で、管のやり替

え工事などの改良費はどれくらい入っておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

布設替え工事ということで、今、予算額お答えしましたが、改良工事といえますか、布設替え工事は古い管を新しくやり替えるということで、現在につきましては、新しく集落ができたとか、そういうことはないですので、改良工事についてはいたしておりません。布設替えで工事をしているということです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 一概に、古くなっているから壊れやすいというわけでもありません。水道管のおかれている状況によっては、漏水や破損の確率は変わってまいります。

管路の状況把握として、どこから更新していくのか。優先順位がつけられているのか。昨日、岡崎議員の質問にもございましたので、これは省かせていただきます。

次へまいります。

水道事業は施設型事業であり、適切な投資が行われているかどうか、経営を左右することになります。

投資が適切であるか否かは、施設の効率性を分析することにより判断することができます。

施設利用率、有収率、配水管使用率という指標で施設の効率性を考えていきます。

施設利用率は、1日平均配水能力に対する1日平均配水量の割合を示すものでございます。

当市の施設利用率をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

施設の効率性につきましては、施設利用率、有収率、配水管使用率、これらの指標を用いまして、施設への適正な投資が行えるか判断する

ということになります。

施設利用率につきましては、1日平均配水量を配水能力で割り、100を掛けた数値で、配水能力に対する配水量の割合を示しております。

本市の施設利用率は、平成30年度、38.8%、令和元年度、38.5%、令和2年度が38.9%となっております。類似団体平均値の59.7%を下回っております。

施設利用率の向上のためには、施設等のダウンサイジング化が必要となりますが、その場合、多大な経費が発生し、経営状況の悪化につながる恐れがあります。そのため、今後は需要更新及び水需要の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 38.8%、類似団体で59.7%、かなり低くなっております。

全国平均は61.7%です。その数字が何を意味して何が問題なのか、今言われたとおりでございます。

施設の利用状況は、総合的に判断する上で、非常に重要な指標であると思います。

それから、次へいきます。有収率。

有収率は、年間総有収量、年間総配水量で割って100を掛けたものです。

施設率を見る場合、施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかについては、有収率を確認することが重要であります。有収率をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

本市の有収率につきましては、平成30年度、77.1%、令和元年度、77.5%、令和2年度が76.9%となっております。

類似団体平均値、82.9%を下回っているため、今後もより一層の漏水防止対策を進め、

有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 当市は、令和2年、76.9%、これは類似団体では82.9%、全国平均が89%ですので、これもかなり低くなっております。

漏水対策は重要だということが問われていると思います。

続きまして、配水管使用効率は、年間配水量を導送配水管延長に対する年間配水量の割合であり、給水区域内における人口密度の影響も受けます。

配水管使用効率をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） お答えします。

配水管使用効率につきましては、年間総配水量を、導水管、送水管及び配水管延長で割った数値で、給水区域内における人口密度の高い事業ほど高くなります。

本市の配水管使用効率は、平成30年度17.8、令和元年度、17.4、令和2年度、17.5となっております。類似団体平均値の25.6を下回り、施設効率は低くなっておりますが、集落が点在する地域的要因によるものと考えています。

施設の効率性につきましては課題となっておりますが、本水道事業は毎年、純利益を計上する健全経営を維持しております。

今後は、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加が見込まれているため、水道事業の効率的な運営を図り、経営の健全性を維持し安全かつ安定した給水に努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 17.5立方メートル、全国平均25.9立方メートルです。類似団体は25.6立方メートル。

今、課長が言われましたように、徴収金で賄っていると。黒字経営をしているということでございますので、非常に、まち全体が散らばっており、給水人口も9.6人と非常に低い施設効率でございますので、その中で黒字経営をなさっているということは、職員の努力があると思います。大変でしょうけれども、頑張ってください。

それから、2番目にまいります。

小中学校の老朽化対策と感染症対策について、お伺いいたします。

当市の小中学校は、老朽化した校舎で教育を受けている子供たちが多くいます。教育の場にいる子供たちこそ、命を預かる安全な場所の確保が優先されるべきであるのに、優先順位が低いのはなぜか、いつも考えます。

例えば、山奈小学校の正面校門で、交通安全の見守りをしたとき気がつきました。

門扉は閉じられています。子供たちは、両サイドの一人分だけ通れる狭い空間ですね。そこは30度ぐらいの坂になっていまして、95センチあります。真ん中の門扉のあるところは、2メートル、3メートル近くありました。

子供たちは、両サイドの一人分だけ通れる、この狭い空間を通過して毎日登校していることが分かりました。

子供たちは器用ですので、ささっと何の危なげなく渡るのですけれども、学校へ来たら門を開けて帰りは閉めると、それが先生の役目ではないだろうかと思いました。

そのとき、父兄の方もいらっしゃいましたので、聞いてみました。

気がつかなかったと。運動会とかマラソンとか、行事があるときには、いつも門扉は開いて

おりますので、こういうことが日常であると思
っていましたけれども、そうではなかった。

校長先生にお伺いしますと、非常にその門扉
が重たいと。開けるのに大変だから、いつも閉
めていると。閉めているのは、ボールが転がっ
ていくから、そのために門扉は閉じているとい
うことでございますけれども、やはり門扉は開
けておいて、ボールが転がらないように、網な
んかで対応するのがいいんじゃないですかとい
うことで、先生とお話をしたことでした。

こういうことが、子供たちの教育の場の環境
を整えるということには、とても大事なことだ
と私は思っています。

校舎も老朽化していることは周知だと思いま
すが、小さなところを放置され続けているのは、
教育環境にはよくありません。

教育委員会は修理をすると言われましたが、
今、門扉を開けたままネットを張っています。
この門扉について、どのように解決をしていく
つもりでしょうか。

また、今の状態はどのようになっていますで
しょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 川
田議員の一般質問にお答えいたします。

山奈小学校グラウンド南側の門扉についての
御質問でございます。

川田議員から御指摘いただいた後、教育委員
会も現地を確認いたしまして、扉片側の基礎が
落ち込み、門扉が開閉しづらくなっていること
を学校長とともに確認し、改修方法について学
校と協議を行ってきております。

学校からは、体育の授業や休み時間に、ボー
ールが外へ出ないように、かつ開閉がしやすい仕
切りとなるようにできないかとの要望がござい
ました。

現在は、改修費用の見積りを依頼中でござい

ますが、改修の内容は、門扉を撤去し可動式ネ
ットフェンスを設置するなどの工事ができない
かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） コロナウイルス感染症
の流行で、学校のトイレに手をかざすだけで水
が出る自動水洗が普及しています。

学校トイレの感染症対策で実施している自動
水洗、照明の自動化が、全国で53%あると聞
いています。

今後の改修時に、有効と思われる対策として
も80%と、高い意識を持っています。

感染症対策にしても、子供たちの環境が優先
されるべきではないでしょうか。頻繁に利用す
る水回りだけでもリニューアルして、衛生的に
安心できる教育の場を提供して、子供たちを守
っていかなければならないと思います。御見解
を伺います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） トイレの手洗い、便
器の自動水洗化の御質問について、お答えいた
します。

感染症対策につきましては、本市でも昨年度
から国の補助金や交付金を活用し、消毒剤など
消耗品の購入や、非接触型体温測定器、3密を
避けるため教室への大型モニターの導入など、
各学校長の判断により、実施しております。

一部の学校では、自動手洗い器を導入してい
る学校もありますので、今後も各学校における
感染症対策を講じる中で、どのような方法がよ
いか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次は、一般廃棄物収集
運搬事業について、お伺いいたします。

今年度から5年となりました委託事業の指定

管理の入札について、お聞きいたします。

入札に不信感を持っている。不信を持ち続けたという市民また業者、複数の声がありましたので、それらを集めて代表としてお聞かせください。質問をしてみたいです。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業は、平成21年度からの事業で、2年間ずつきました。平成30年は3年で令和2年まで、令和3年から令和7年までの5年間となっています。

最初は、2社同額でくじ引となり、そのまま最初の業者が継続している状態です。

平成28年、29年度、2年間を見ますと、予定価格3,410万4,000円で、落札価格は2,898万9,200円、最低制限価格は、予定価格の85%、2,898万9,000円を200円上回る額を提示した業者が落札しました。

平成30年、令和元年、2年の3年間であり、ます。予定価格5,286万円、落札価格は、4,493万3,000円、最低制限価格は、予定価格の85%、4,493万1,000円を2,000円上回る額を提示した業者が落札しました。

そして令和3年、5年間で予定価格は1億3,002万円、落札価格は1億401万円、最低制限価格は予定価格の80%、1億401万円と同額落札であります。

6月議会で本市の入札業務についてお伺いいたしました。競争性を確保しながら、地域経済の発展と地元企業の成長を支え、受注機会の拡大を図るため、地元優先発注を基本としながら、公平性、透明性、また事業の特性などを考慮して選定業者を決定し、一般競争入札、指名競争入札を主体としている。

市内業者のみの指定では、品質の確保または入札不調の懸念があるなどの検討の結果、一般競争入札にするなど、金額の多寡によってのみ

指名競争入札との使い分けではない。

また、市内業者同士、市外業者との共同企業体の発注や受注者の実績、また資格要件を参加条件と付すなど品質確保に努めている指名競争入札については、建設工事においても、1入札に対して8社以上、その他の業務や物品購入についても、1入札5社以上を原則として指名している、との答弁がございました。

自治法167条の10にある最低制限価格制度は、全ての工事または製造についての請負契約についての本制度が適用されるものではなく、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認める契約について採用されるものであるから、首長においては、特に必要があるかどうかを判断し、最低制限価格制度の採用の是非を決定するとあります。

公共工事の落札への選定に当たっても、等しく適用される原則であり、公共調達において、このような原則がとられているのは、財政的消費が納税者の負担に基づいて行われているところから、納税者の機会均等と公正な処理を行うべきとの思想と併せて、発注者の最も有利な条件を提示した相手方を選定するとの理念に合致することによるものと思われま。

言い換えると、この原則が機会均等の原則にのっとり、透明性、公正性、競争性、経済性を最も確保することができる調達方法であります。

指名競争入札は、競争参加者が限定されるところに、参加者名も明らかになるところから談合が行われやすく、また発注者が恣意的に指名権を行使することにより、事業者との癒着を招きやすい方式との見方もあります。

そこで、多様な指名競争入札が生み出され、共同企業体運用準則の改正、入札監視委員会の設置などの条件が進んだ予定価格を入札で公開する事後公表に取り組むなど、自治体によっては様々工夫が行われています。

お聞きいたします。

平成27年度は3年間でした。令和3年度は、5年間の委託事業となっております。今年度は令和7年度まで5年間となっております。今後この事業の展望をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

展望ということですが、計画について何うというふうに通告を受けておりますので、計画についてお話をさせていただきます。

家庭ごみの収集運搬業務につきましては、議員の皆様にも御説明して、御承知だとは思いますが、平成20年度までは宿毛市清掃公社に業務委託しておりましたが、平成21年度からは、民間事業者にも業務委託を開始しているところでございます。現在は、小筑紫町、山奈町、平田町の収集運搬業務について、民間事業者に委託をしている状況でございます。

令和4年度からは、先ほどの地域に加えまして、橋上町、和田、坂ノ下、高砂、沖新田、新田の6つの収集エリアにつきましても、民間事業者に業務委託する計画としております。

今後、家庭ごみの収集運搬業務につきましては、民間事業者へ移行する方針が示されておりますので、公社職員の退職に伴う職員数の減少に併せまして、民間事業者への委託地域を拡大していく、そういった計画になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 予定価格について伺います。

発注者には、事前に安定した予定価格の制限範囲内で、最低価格を入札した者が落札する最低価格落札方式がとられています。

これは、物品や役務の調達における基本原則

です。落札者の選定に当たっても、等しく適用される原則でございますので、これが理念です。

私の過去の質問に、予定価格の事前公表については、職員に対する不正防止、透明性の向上。令和3年7月の豪雨に、多数工事が発生されていることに、事前公表することで、業者の入札参加意欲を向上させる等の目的とするなどの答弁がございました。

最低制限価格や予定価格を公表すると、それを目安に最低制限価格の推測がしやすい。そこへ集中し、くじ引入札増加と無積算業者が入札可能になります、ともいわれています。

しかし、漏えいによる談合や贈収賄事件などを防ぐため、予定価格を公表するのが安全といわれることもあります。

予定価格の事前公表は、漏えいを防止し、職員の不正行為防止に資する。また、落札可能金額が事前に分かるので、競争性が弱まる。落札価格が高止まりする。適切な積算も行わずに、入札が受注される。経営をゆがめる環境が厳しい状況にあることなど、事前公表は取りやめ落札決定後の公表とすることで、令和元年10月、国土交通大臣、総務大臣により公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、市区町村担当課、財政担当課、契約担当課に推進について届いていると思います。

予定価格は、事前公表か事後公表か分かれるところですが、今回の一般廃棄物収集運搬事業委託事業の入札においては、事後公表と聞いていますが、確認をいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

本事業につきましては、予定価格の事前公表は行ってはいないところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 確認したとおりのお答えを頂きました。

再質問にまいります。

聞き取りのときも、また今も同じ状態で、事後公表と確認いたしました。課長が言われたとおりです。

業者に当たってみますと、業者は、予定価格の情報を入札前に既に周知していました。これについては、どういうことでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えします。

質問の内容で、環境課でそういうふうな事実があるかどうかということが、まず把握できておりませんので、市として、そういうことをお答えすることはできないので、この場では、感想もそうですけれども、このような答弁しかできないので、お許しをいただけたらと思っております。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市のほうは把握していないということでした。業者も、それから市民の方も予定価格は御存じでした。私もびっくりしました。

再質問を行います。

平成20年3月31日付で、総務省、国交省による通知が出されており、その要旨は予定価格、最低制限価格の入札前の事前公表については、取りやめなどの対応を行うとともに、事前公表を行う場合には、その理由を公表するというものがございます。

それは予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各自治体において、適切と判断する場合には、国と異なり事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって、適正な競争が起こりにくくな

ること。予定価格を事前公表しますと、最低制限価格も類推されますので、適切な積算を行わずに、入札を行った業者が受注するという事態が発生される懸念があるといわれているからです。

だから、予定価格の公表はしないのがよいと思いますが、なぜ漏れているのか。市は把握していないということでございますので、これ以上お聞きすることもないかも分かりませんが、予定価格は知っていました。皆さん全員。

あと、80%、ここに問題があるわけですが、予定価格が分かれば、また最低制限価格も分かっています。積算根拠の正確性について、お聞きいたします。

令和3年2月19日に行われた一般廃棄物収集運搬業務委託事業の入札について、予定価格を決めるデータを相手からとること自体が間違いと指摘されています。とりたいたいと思ったら、予定価格よりも下げてくる。予定価格の設定に当たっては、これから5年先の経済を考えて、予定価格は適切に、正しく決められたかということです。

燃料など相場商品で、業者による推測は難しい。市場における労務単価及び資材、機材などの取引価格など、仕様書などに基づいた取引の実例価格、労務経費は適正に計上され、的確に反映した積算の設定がされたか、予定価格の積算根拠をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 副市長。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

川田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど予定価格に関しまして、業者、市民の方が、皆さん御存じだという発言がございましたけれども、本市として、予定価格を公表した事実は一切ございませんので、その点、明確にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、川田議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業務の積算につきましては、過去の家庭ごみの収集量や収集ルート、それから収集距離、それから業務日数などを勘案しまして、担当課職員が詳細に計算し算出した数値が根拠となっているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に、最低制限価格と同額落札について、お聞きをいたします。

最低制限価格制度は、全ての工事または製造、その他についての請負契約について、本制度は適用されるものではなく、先ほど言ったように、首長において必要があるかどうかを判断し、その是非を決定するものであります。

建設工事入札は、事前に示す予定価格や設計書、単価表などから、積算ソフトを使って最低制限価格を予測して、入札額を決めていくのが建設工事などでは、ソフトである程度、分かって同額もあり得るかも分かりません。

ただ、この廃棄物収集運搬事業業務委託事業の場合は不確定要素があり、算出が簡単な入札ではなかったのではないかと。算出が難しい中でも、今回、最低制限価格同額で落札でした。

予定価格の80%。今までは、前回の2年ずつきたときは、85%できている。今回の5年間は、80%となっています。最低制限価格と同額を提示した1社が落札しました。

一般廃棄物事業入札も、最低制限価格の算出基準があり、基準を知らないか計算を間違えない限り、大きな誤差にならないということですが同額です。この観点からも、疑問を持っている市民も業者も複数の声が上がっています。

事業をとるために、多くの時間をかけて、真面目に情熱を持ってやってきたが、もうやる気

がなくなった。これまで85%できたが、今回、80%で同額を1社だけが知っていたことはおかしい。流れからいくと、本来は失格になる話なのに、と疑問の声があります。

最低制限価格が、今回は85%から80%について、事実かどうか伺います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長。最低制限価格が80%になっているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、85%から80%に、今回なったというのは、何か根拠はございますか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

最低制限価格の設定につきましては、適正な範囲での設定が重要なものでありまして、低価格での入札となるダンピング受注は、業務の質の低下を招くだけでなく、下請企業、労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招くものであります。

本業務は、複数年契約を基本としまして、市民サービスにごみ収集といった形で、日々、毎日のように直結する業務でありまして、この業務の重要性から、当時の業務遂行状況や入札状況、当時の社会情勢等を踏まえ、入札の都度、最低制限価格の適切性について検討をして、設定した数値となっているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 根拠をお聞かせいただきました。

自治体が自治法施行令167条の10第2項に基づいて最低制限価格を設定する場合、通常は、予定価格に一定の割合を乗じた額を、入札

前にあらかじめ決めておくのが一般的です。

事前確定型最低制限価格です。設定上の基準としては、自治体の規則などで予定価格の10分の8から3分の2の範囲内で、また予定価格の100分の85から3分の2の範囲内で設定すると規定している自治体も多いです。

当市の状況は、このことについて、どのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

規定があるもの以外につきましては、現在のところ60から80%ということで公表をさせていただいております。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 60から80%にしているということでございますね、規定のほかには。

そして、次に制度に内在する問題として、特定の個人にこの価格を決定する権限を与えると、特定入札者を落札者とする不正な契約が、絶対的な最低制限価格制度を採用。こうした古い仕組みは、業者側のコスト削減意欲をそぎ、自治体の審査能力を低下させる要因にもなります。

この制度を廃止して、極めて低い価格で入札した業者のみ工事の施工能力などを確認するなど、いかがでしょうか。

入札価格調査制度を設けて対処すれば、不適合業者も排除できます。最低制限価格を設けずに適正な予定価格のもとに、自由に価格競争を行わせること自体が、自治体にとって益することになるとの主張もあります。

市としても、積極的に改善を取り込むことが望まれます。

それでは、再質問にまいります。

最低制限価格を設ける留意点として、予定価

格の10分の8以上とか、画一的な割合をあらかじめ定めて運用することは適切ではありません。おのずから落札価格を予定することができるからです。

そして、最低制限価格を設けた場合、予定価格を絶対に探知されないように、厳に、おのずから落札価格を予定することができる注意をすべきです。

最低制限価格の情報を取得したものが、常に、確実に落札者足り得ることが予想され、情報を持たない業者は、全く競争の方法がなくなります。すなわち、入札関係者職員から、最低価格の秘密を探り出すことによっても、确实、他の業者の指名し、利することができます。

業者は、あらゆる手段を用いて秘密を探ろうとするかも知れません。

見方を変えると、予定価格の探知に絡んで、契約担当者の腐敗と墮落を生み出すことにもなります。ひいては、不正事件の因ともなりかねません。

この入札の予定価格は、事後公表と伺いました。市は把握していないとのございますので、説明を求めることはできません。

次、3番の指名競争入札業者選定について、伺います。

発注者が選んだ企業へ指名競争入札を行う通知をして、参加をしてもらうようになります。次年度以降も取引が続く可能性も高いことから、年々、安定した受注があるので、指名されるような実績と技術を積み重ねることは大切ですが、長期的な付き合いが見込めるので、参加業者は真剣であります。

業者選定について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 副市長。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

川田議員の御質問にお答えをいたします。

指名業者の選定につきましては、宿毛市内に

事業所があり、一般廃棄物収集運搬の許可を受けている事業者のうち、業として1年以上の一般廃棄物収集運搬実績を有する業者といたしております。

ただし、一般廃棄物収集運搬の許可のうち、動物の死体や木くずなどの品目の指定のある事業者に関しましては、指名から除いております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、デメリットへまいります。

指名競争入札は、多くのデメリットがあるということも認識していかなければなりません。入札公告を公開しないで、発注者が選んだ企業へ指名競争入札を行う通知をして、参加してもらおうとなります。

既に取引経験がある業者が選ばれやすい方式であり、官公庁もいつも指名する事業者が固定されていたりすると、談合と不正取引が疑われるリスクが出てきます。

限られた業者だけが入札の対象者となるため、落札者の可能性が高くなることは長期にわたって入札に参加できるメリットがある、一方の方にはデメリットとなります。

6月議会の本市の入札業務の答弁で、競争性を確保しながら、地域経済の発展と地元企業の成長を支え、受注機会の拡大を図るため、地元優先発注を基本としながら、公平性、透明性また事業の特性などを考慮して、選定業者を決定し、と言いながらも、同一業者が何年にもわたって契約を繰り返している既存の業者、その案件を受注している業者が、過去の関連性のある経験の面においても、価格低減の余地の面においても、他の業者よりも優位な立場にあるのが一般的であります。

メリットとして、過去の実績や技術力で指名できる。実績や取引で、経験がある業者に指名

できるほうが、低リスクで取引もスムーズに進行が可能で、受注業者も繰り返し指名してもらえるケースが多いため、長期的な付き合いが見込めるのは分かります。

ライバルの事業者も少なく、落札できる確率も高くなってまいります。

指名されるものが固定化される傾向があるのは、やはり批判を受けるものになります。

発注機関からの指名がないと、参加もできません。競争入札の案件は、一度指名されると、次の指名がかかることが多くなるので、発注機関とのそういうことが、どんどん深刻になってまいります。

業者の方の声で、今までも指名競争入札に参加しても勝てる見込みがないから、もう諦めたとの業者の声もあります。

社員を抱えて、この価格では引き受けられないという業者もいました。

同一業者と何年にわたって契約を繰り返している既存の業者、その案件を受注している業者が、過去の関連性のある経験の面においても、そういう面で優位な点があることに、積算をし、提案書を作成するのは無駄に映る。採算が合わなくともダンピングで対抗すれば、受注できるかもしれないが、その合理性は見いだせない。業者に参入のインセンティブは見いだせない。それ自体、ある意味で競争の結果である。だから表面的に何社応募した、応札したということには、ナンセンスにも思えます。

つまり、競争は存在するが、競争の結果が事前に判明しているケースではないかともいわれています。

公共契約は不正の温床として批判され続け、中でも随意契約と指名競争入札は標的となっています。

当市を支えてくれている全ての業者の発展とともに、当市の発展が基本であります。決して

特定の業者を優遇することがあってはならないと考えますが、そのように感じる市民、業者がいることは深刻であります。

指名競争入札は、リスクばかり目立つので、おススメはできない方式ではありますが、このデメリットについて、どう考えていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 副市長。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

川田議員の御質問にお答えをいたします。

少し繰り返しになりますけれども、まず、本市の入札に関しての御説明をさせていただきます。

本市の入札については、一般競争入札と指名競争入札にて実施をしており、入札方式の決定については、競争性を確保しつつ、地域経済の発展と地元企業の成長を支え、受注機会の拡大を図るため、地元優先発注を基本とし、公平性や透明性、事業の特性等を考慮して決定をいたしております。

指名競争入札のデメリットにつきましては、一般競争入札と違い、指名された業者に受注機会が限定されてしまうという側面は、確かにございますけれども、本市では地元企業の受注機会を確保する観点を優先事項としておまして、入札の競争性、市内業者のみでも事業の品質が確保できると判断される場合には、指名競争入札を主体とし、入札を実施しております。

入札制度に関しては、様々な御意見、御批判あることは承知をしておりますけれども、今後も入札方式や業者の選定をはじめ、適切な運用をしてみたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市のほうは、予定価格を漏らした事実は確認していないと言われておりますけれども、業者の間、また市民の間では、

そういう話ともっぱら周知されている話でございますので、どこからか漏れたのか分かりません、それは。

分かりませんけれども、次、職員の守秘義務というところにかかってまいります。

○議長（寺田公一君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 一般廃棄物収集運搬事業の入札等について、質問をしてみました。

その中で、執行部から予定価格は事後公表であったと。私が伺っているとおり、執行部からも、予定価格は事後公表であったと確認をいたしました。

それで、市民の皆様とか業者の方は、予算額と予定額は、非常に近い額となっておりますので、もしかしたら予算額の間違えであったかも分かりません。

ですけれども、それも漏らしたというのは、予算額と予定額を見間違えたのかも分からないし、近い状態でございますので、そのあたりの確認も、またしていきたいと思っております。

いずれにせよ、この指名競争入札、問題が多いと皆さんは思っておられます。

それで、最後に再質問になりますけれども、このような重要な漏らしてはいけない秘密を、職員の皆様には責任を負っているわけです。それで、公正な入札を実施するためには、秘密情報については、極めて厳重な管理が求められ、注意をしていくのは、公表前の予定価格、最低制限価格、またそれらを容易に推測できる積算内容を入札前に教示する。公表されるまで、漏れは許されないとする公務員の守秘義務がご

ざいます。

また、一部の人の奉仕者ではなく、全ての奉仕者であるという理念を忘れないように進んでいかなければなりません。

事業には、人、物、金が動く。自治体の仕事は、全て予算で表され、予算書は一つ一つの事業や政策の細かな数字を積算して、ルールに基づいて行政が仕事をし、遂行するのですから、役所が持つ情報、作る文書は、全て市民の財産であり市民のもの。役所が預かっている市民の財産である行政の情報を市民に説明する責任と、市民に提供する責任があるということは、職員には理解すべきでございます。

情報は役所のものと思って、横柄だったり、また刑法197条には、公務員がその職務に関し、賄賂を收受または要求、もしくは約束したときは5年以下の懲役に処する。

ここで注意が必要なのは、金銭等のやりとりがなくても、秘密情報の価格を漏らしただけで罪になります。

入札等の公正を害すべき行為は、入札談合等関与行為防止法などで刑罰が科せられます。絶対に入札などの公正を害する行為をしないという強い意志が必要で、官製談合は厳に慎むことといわれています。

職員が談合に関与しないため、守るべきものは、市政に対する市民の信頼を大きく失墜するだけではなく、個人も犯罪行為による刑罰を受けることとなります。

そのような秩序を乱す行為がないように、組織と自分自身を守るため、職員として、日々どのようなことに注意されていますでしょうか。

守るべきものは何でしょうか。御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時21分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

川田議員の御質問にお答えいたします。

職員の不正防止というか、法令遵守についての日頃の指導というか、そういったものをどうされているかというお話だったと思います。

もちろん、職員として不正をしてはいけないということの意識は、常に持っていると考えておりますし、折に触れて、そういった指導もしておるところでございます。

ただ、それに関して、午前中からいろいろな話が出ましたけれども、一つ反問させていただきたいと思っています。

何がしか、そういったことに関して、午前中のことに関しては、予算との勘違いではなかったのかということ、御認識をいただきましたけれども、その他こういったことに関しての不正等について、何か確信を持ったお話でもあるのかどうかということ、少しお話いただければと思っております。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） この一般廃棄物収集委託事業については、皆さん御不満がありました。声もたくさんかかってまいりました。

私が言っているのは、市が漏らしたということを行っているわけではございません。こういう問題が多かったというお話をしているだけで、市がそういうのを積極的に、誰かに公表したとか、そういうことを言っているわけではありません。

御理解いただけますでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。時間も押しております。

樺3号線について、伺います。

樺3号線の一部に、30年近く道路の幅員が狭まり、道路の構造が変化している区域があります。場所は、樺3号線の東口は4メートル50ありますが、突然、3メートル75となり、狭いところは2メートル75となり、そして66メートルのところは、また3メートル80となっております。

長さは66メートルぐらいですが、この3号線の間、この66メートルの間を多くの住民が小学校へ通い、保育園へ通ったという住民がたくさんおられます。市長もそのお一人だと思います。

これは高低差がある道路でしたので、その高低差は今もう平らな状態になっておりますが、道路の構造がゆがめられたということについて、行政の管理がどれくらい、この現状を問題として認識されていますでしょうか。

そこのところをお聞きたいします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、4番、川田議員の一般質問にお答えします。

樺3号線の現在の道路状況について、市はどう認識されているかということなのですが、まず、樺3号線につきましては、咸陽小学校の西側にありまして、県道宿毛城辺線に接続する延長約286メートルの路線になります。

以前は、樺3号線の一部の区間で幅員が狭くなっており、自動車の通行に支障が出ている状況でしたが、令和2年1月の舗装工事により50センチ程度、道路幅員の拡幅を行いましたので、ある一定の安全性の向上は図られたものと認識しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先日、区長にもお会いしました。道路の正常化を訴えて、市のほうへお話をしてきたということも、区長から伺いま

した。

市は道路の移管、県から市へ移管されました。その名義変更ですけれども、市に登記替えをしたでしょうか、伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の一般質問にお答えします。

樺3号線を県から市に移管された際に、土地の名義は変更しているかどうかという御質問ですが、樺3号線の箇所について県から移管を受けまして、昭和61年9月に市道認定を行った際には、市への名義変更は行われておりません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、のり面の所有者はどちらかということで、伺ってまいります。

道路に高低差がある場合、工事によって車に出入口ができる面積は、道路の区域として存在するはずであります。

道路ののり面は、道路の本体または少なくともその用に関する土地として、道路区域に含まれ各道路敷地の一部であります。

道路がのり面になっている場合の道路の幅員は、道路の端がのり面になっている場合、たとえば、のり面や下の側溝が道路法の道路として管理されていても、道路として機能は、道路幅員には含まれません。

高低差のある場所ののり面は、道路区域となります。

道路をふさぐ占有は、道路法32条に違反、43条第2項で禁止されている内容は、みだりに竹木が堆積して支障を及ぼすについては、道路管理者は道路の占有を禁止している権利を持っています。

道路ののり面は、道路本体または少なくともその用に供する土地として、道路区域に含まれる故に、竹木の生えている土地部分は、市道の

道路敷地の一部であります。

公的書類を調査した上で、真の所有者の確認を行う必要があると思います。

のり部分の土地の真の所有者は、どちらでしょうか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

まず、今回の箇所に限らず、一般的な道路のり面の所有者につきましては、様々なケースがありますので、ケースごとに異なるため一概には申し上げることはできません。

また、今回の箇所については、のり面といえますか、国土調査などによって境界を確定しているところでありますので、境界については、その測量データに基づき決めていっているところであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国土調査の境界の線は、大分、畑の中に入っております。確認してまいりました。

のり面の管理責任はどちらかということがはっきりしないといわれておりますけれども、道路線が並行であれば、のり面は道路敷には含まれない。道路施設線より隣接する土地の高低差に応じて、道路敷地内と考えるのが一般的です。

かなり昔の工事による道路で、構図上、石積工事を国とか出先県土木事務所とか、施工したのり面まで、道路敷と判断されることがあるが、この場合は、管理区域所有権の境界であるか否かは、慎重に考慮しなければなりません。

洗面部分の所有権にかかわらず、のり面工事が公共工事でなされた場合には、管理する土木事務所へ申請して工事をもらうか、承認工事の許可が要ります。

接道について、敷地と道路に高低差がある場

合における接道の考え方について、お聞きいたします。

道路の端がのり面になった場合、のり面や側溝が道路法の道路として管理されていても、道路として機能しないため道路の幅員には含まれません。

道路区域内に盛土して、傾斜地であるのり敷がある場合、道路区域全体の水平距離ではなく、のり敷を除いた部分が幅員になります。

民地側が市道へ出入口を設定する場合、市の注意すべきは何かについて、道路に関する工事を行う場合は、道路法24条により道路管理者と協議の上、工事の承認を受ける必要があります。

その後、工事着手前は着手届、工事完成後には完了届を提出と言われております。この部分は、これに当てはまると思っておりますが、申請書は出されていますでしょうか。また、そのとおり工事が行われているか、完成写真などの書面の確認や現地の確認済の記録は残っていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の質問にお答えします。

道路管理者以外の方が道路に関する工事を行う場合には、道路法第24条により道路管理者と協議の上、道路工事施工承認申請書を提出していただき、許可を得る必要があります。

工事着手前には着手届、工事完了後には完了届を提出していただくようになっております。

ただ、道路法第24条に係る申請書等の文書保存期間は10年となっております、権3号線につきましては、ここ10年間申請がなく、それ以前については書類が残っていないため、確認できませんでした。

川田議員に反問させていただきたいのですが、先ほどからのり面と言われておりますが、

いつ頃までであったのか、御存じであれば教えて
いただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） いつ頃までのり面があ
ったということをお聞きしておりますけれども、
これはもう、行政がそういうことの保存、書類、
財産でありますので、そういうものが残ってい
ることが一番の証拠じゃないでしょうか。

平成5年には、もう既になかったですよ。ね。
道路もどんどん狭くなって。そういうものが、
私も嫁に来たものですから、そんなに詳しいも
のではありませんけれども、住民の方が一番知
っていらっしゃいます。この道路は高低差があ
ったと。

高低差がある道路には、必ずのり面が道路を
支えているわけです。だから、そののり面が、
今となって平らになっているということは、の
り敷は所有者のものであったのか、道路側のも
のであったのか。住民側のものであったのか、
そのところは、お聞きしているわけです。

分からないと言われましたので、次へ進みま
す。

住民側、所有者側とお話ができました。この
のり面の一番下には、石積の基礎があったとい
うことを言っております。住民側の、いろい
ろな範囲で聞いてきましたら、石積の基礎があ
ったと。そこも今、地面の底になっておりますの
で、もう分からないですねって、所有者の方
におっしゃいますと、じゃあ、掘ればいいんじ
ゃないかと言ってくれました。

そのことを、市のほうへも伝えてありますけ
れども、そのことの確認はなされましたでし
ょうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議
員の質問にお答えします。

議員よりお話を受けた後に、昔あったといわ
れる道路ののり面沿いにあるとといわれている
石積について、過去の資料を探してみましたが、
確認することはできませんでした。

ただ、先ほども言いましたように、この地域
は国土調査などにより、境界の測量が行われて
おり、境界については、その測量データに基づ
き決まっているものと理解しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国土調査が終わって
おりますので、そこまでの回復は求めていかな
ければならないと住民も言っております。

平成5年、住民の要望にやっと思えられて、
道路法42条に基づく舗装工事を行いました
が、道路を良好な状態に必要な維持修繕を行
いましたが、住民は根っこもとって舗装をかける
ようにとおっしゃっていましたが、十分ではな
かったと言っております。

今、道路の舗装はひび割れ、根っこで持ち上
げた状態で、ひび割れが何か所にも起こって
いる状態でございます。

住民の要望に思えられなかったと、住民は感
じております。十分な舗装道路工事だったで
しょうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議
員の一般質問にお答えします。

現地を確認したところ、一部の箇所
で舗装施工範囲外に生えている木の根が伸びて
きて、舗装にクラックが入っている箇所があ
りましたが、施工範囲外の根が伸びてきたも
のであり、工事の施工不良ではないと考
えております。

また、工事の状況写真を確認したところ、
舗装施工箇所の木の根などは施工前に撤去さ
れており、施工は問題なく行われたと考
えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市は、道路法71条に基づき簡単な手続で、不法占拠者に明渡し等の原状回復を命じることができます。

仮に不法占拠者が拒否すれば、行政代執行に基づく代執行により排除もできます。すなわち、道路の財産管理を全うするために、機能管理を怠ることはできないと考えます。

住民の願いとする解決に向けて、市のお考えをお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、川田議員の一般質問にお答えします。

先ほどからも言いましたが、市としては、これまでも幅員が狭くなっていた区間については、隣接者の御理解を得ながら令和2年1月の舗装工事により、50センチ程度、道路幅員を拡張し一定の安全性の向上を図ってきたところであります。

また現在、官民の境界について協議を行っている区間につきましても、引き続き説明を行い御理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 村木厚子さんが、退職された後、職員に講義をしたことが、ちょっと残っておりますので、そのことの中から、皆さんに申し上げたいと思います。

仕事の遂行に対する責任概念とは、能力が問われています。仕事の問題を起こしたことについて、やり遂げる自分が引き受けること、その能力を問われるということ。説明責任ともいう問題の原因をつくったことを認める能力を意味しています。

責任という概念、労力と苦痛を自分が引き受

けることであります。

トップは問題を収集するのが、自分の責任を認め状況改善をすることと、村木厚子さんは講演でお話しておられました。

皆様にこのことを伝えまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 2番、堀です。今回、一番最後の質問者となりました。

考えてみれば今年も終わりですので、今年のとりを私が質問することとなりました。本来なら、紅白のように大御所が締めるのがよかったのかもしれませんが、私が一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、早速、質問に移りたいと思います。

まず火災についてですが、昨日の今城議員が質問されている際にも、火災のサイレンが鳴り、一瞬、議場が静まりかえって防災アプリを開いてみると、池島で建物火災が発生され宿毛、片島、和田分団が招集されたということでした。

13時前には鎮火したようでしたが、私も気になり議会終了後、池島の現場の状況を確認させてもらいました。

3棟が全焼したように見えましたが、空気が乾燥して火災が起きやすい状態でありますので、市民の皆さんには、十分気をつけていただくとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、私が取り上げようとしたのは、昨日の火災ではなく、先月の11月5日に片島地区に

において、昨年に続き今年も大きな火災が発生いたしました。

新聞報道によると、民家3棟と倉庫2棟が全焼、ほかに民家4棟の一部を焼くというものでしたが、私の自宅は火災現場から100メートルほどしか離れておらず、サイレンが鳴り、玄関を出ると、火元に近い倉庫の2階が炎に包まれているのが見えました。

まだ消防車も来ていないこの段階で、この状況を見ると、自分が想像もつかないような、大変大きな火災になることを予感させられました。

そこで、まずお聞きしたいのは、私自身、現場近くにはいたのですが、右往左往して署の消防車がいつ来たのかを、確認はできていません。

今回、住民からの通報があつて、職員が現場に到着するまで何分かかったのか、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 総務課主監。

○総務課主監（有田 修君） 総務課主監、2番、堀議員の一般質問にお答えします。

今年の11月5日に発生した片島の火災は、20時36分に建物が燃えているとの通報があり、通報者から場所等を聞き取りした上で、職員は20時40分に出動し、20時47分に現場に到着しておりますので、通報から現場到着までに要した時間は11分であります。

現場では、消防団員及び職員の懸命な消火活動にもかかわらず、残念ながら全焼5棟、部分焼5棟の合計10棟に被害が出ました。

被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 再質問いたします。

現場まで11分で到着されたということですが、私がこの初動の時間をなぜ確認したかという、昨年9月の同地区で発生した火災の現場で、「火は燃えよるけど、消防車がなかなか来

ん」という住民からの声を聞き、後日、話を伺うと、事前に救急出動が重なっていたため、職員の出動が遅れたと聞きました。

今回の同地区における火災では、そのようなことはなかったか、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 総務課主監。

○総務課主監（有田 修君） 総務課主監、2番、堀議員の再質問にお答えします。

昨年9月21日の片島の火災は、火災が発生する前に救急要請が2件あり、当直勤務の職員8名のうち6名が救急出動していたため、人員確保に向けて、非番員を招集していた際に発生したものであります。

このため、片島分団長にはその旨を伝えた上で、初動の消火対応等を本分団に一任し、その後、職員が参集後に出動したことにより、通報があつてから職員が現場に到着するまでに21分かかっております。

しかしながら、こうした事態は通常業務の中で想定をしており、その上で消防団に初動対応を依頼し、消火活動に支障がないような対策をとっているところであります。

いずれにしましても、火災から市民の皆様の生命、財産を守るには、防火意識を普及させていくことが何よりも重要と考えておりますので、今後におきましても、広報やホームページ等を通じ啓発を図ってまいります。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 今回は、出遅れはなかったと確認いたしました。

火災については、通告の際、ほかにもたくさん議論させていただきましたが、所管が幡多西部消防組合でありますので、これ以上の質問はいたしません。昨年、今年と2度の消火活動を間近で見ると、消防団員や署の職員の命を張った懸命な姿は、ただただ頭が下がる思いです。感謝しかありません。

幸いにも軽いやけどをされた方はいましたが、大きなけがをされた方はいなく、周辺一帯は高齢者も多かったのですが、皆さんが声を掛け合って逃げたということで、安心しました。

また、現場には、自宅を焼失された方が数名、火災の行方を見守っていました。

ほとんどの方が、子供や親戚の家で今夜は過ごさせるといふように話されていましたが、どこにも身内がない高齢者がおられ、どうしようかというときに、市長の素早い判断で、宿毛市総合福祉センターを避難所として開設してくれたという連絡があり、無事連れて行くことができました。

本当に感謝いたします。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

2番の防災対策について。

長期浸水対策についてですが、長期浸水対策による防潮堤建設工事は、海風公園側は、入口とグラウンド近くの防潮堤工事が進み、どういった形状になるのか確認ができます。

また、最近まで軟弱地盤が見つかり、工事が中断されていたと聞いていた大深浦側の工事も再開され、昨日、現地へ行ってみると、大きな石を敷き詰め工事が行われていました。

命を守るためのこの事業は、県が行っている事業ですので、市としての現状の動き、県との連携をどのように行っているのか、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、2番、堀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、長期浸水とは、地盤沈降によって海水面より低くなった土地に海水が流入した状況が、長期間継続することをいいます。

本市では、南海トラフ地震発生時に最大2.4メートル地盤が沈降し、市街地において、広

範囲で長期浸水が発生することが想定されております。

長期浸水に対しては、高知県による河川、海岸堤防の耐震、かさ上げによる止水対策や国土交通省のポンプ車による排水対策が必要となります。

また、消防や警察、海上保安庁などの救助機関による孤立者の救助、救出など、本市だけではなく、多くの機関と連携した取組が不可欠となります。

そのため、本市におきましては、これらの関係機関が参加する長期浸水対策連絡会を開催し、各機関の対策の進捗や課題について共有を図っております。

今年度におきましては、6月に全体会、7月には止水・排水部会を開催しております。

主な内容といたしましては、昨年度に本市がまとめた宿毛市長期浸水対策検討結果による止水・排水対策、救助・救出対策の進捗状況や課題について共有、協議を行いました。

この検討結果につきましては、平成26年度にも高知県がまとめておきまして、当時の進捗として、止水対策におきましては、高知県による河川堤防の耐震、海岸堤防の整備の実施や計画、こういったものが明確化されました。

住民避難対策といたしましては、高台への避難道整備や津波避難タワーの建設など、津波からの避難については、一定の対策が進んだことから、今後は応急救助に重点を置いた課題の検討をしていくこととしています。

また、災害対応の司令塔となる庁舎などの高台移転、外部からの支援や物資搬送、被災者の搬送などを可能とする四国横断自動車道、宿毛～内海間の早期事業化に向けた取組につきましては、長期浸水対策においても重要な位置づけをして、推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 県や国も含めた話合いが行われているということをお聞きいたしました。

また、地域との連携という点では、片島地区の堤防特別委員会において、5月、11月に、地区、市、県の合同の話合いも行って、確認し合っていることもあります。

県や国、そして地域を含めた話合いが行われているということが、よく分かりました。

その中で、議論となっているのが排水対策であります。

確認の意味で地震発生後、津波が起きて収まった後の排水がどうなっているのか、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、2番、堀議員の一般質問にお答えいたします。

長期浸水の排水対策について、市街地には3か所の排水機場がございますが、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合、揺れと地盤沈降、そして5メートルを超える津波浸水深により、全て機能が停止するものと想定しております。

そのため、堤防の緊急復旧を実施した上で、排水ポンプ車による排水を行うこととなります。

早期に止水排水を実施するためには、宿毛新港や片島港の航路啓開ルートの確保とともに、四国横断自動車道の延伸による、内陸からのルートの確保が極めて重要となります。

また、議員も御承知のとおり、今年2月に片島地区から提出された提言書におきましては、海岸堤防について、平時は路面と同じ高さに倒れた状態で、津波の浮力によって立ち上がって堤防となる。そして、津波が引くと水面の高さに合わせて倒れることにより、越水した海水の排水も行うという、フラップゲートが要望されております。

今後、高知県におきまして、概略設計をもと

に検討し地域とも協議が進められることになっておりますので、引き続き、情報を共有してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 排水に関しましては、これから排水が効率よく、早く機能回復できる仕組みを協議していただきたいと思います。

次に、ウの消防の消火活動の弊害について、に移ります。

現在、県が進めている海岸堤防の整備により、1メートルのかさ上げがされることとなります。

先の火災でも、海水による消火活動を見てきましたが、消火活動時の海水の取水に影響がないのか、お聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課主監。

○総務課主監（有田 修君） 総務課主監、2番、堀議員の一般質問にお答えします。

南海トラフ地震発生時の長期浸水対策として、市内沿岸部への堤防の整備が進む中、構造の詳細については、現在、地元との間で調整中だとお聞きしております。

堤防のかさ上げにより、火災発生時の取水にどういった影響があるのか、現段階では分かりませんが、どのような構造の堤防であっても火災現場で行っている多様な取水方法を駆使することに加え、消防団と消防署の連携した訓練等を重ねる中で、影響を最小限に抑えるように努め、市民の皆様の安心・安全の確保を図ってまいります。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 確認はいたしました。本当は、堤防が高くなっても大丈夫です、と力強い言葉が欲しかったのですが、消防団と連携を図り訓練を重ねて、影響を最小限に抑える、食い止めるということですので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

3番、奥谷 博美術館建設について。

11月3日から、宿毛市出身で文化勲章を受章された洋画家の奥谷 博先生の大規模な回顧展「奥谷 博—無窮へ」が、県立美術館で開催され、宿毛市主催の観光バスツアーの企画があり、私も参加してきました。

当日は、奥谷先生の記念講演があり、直に話を聞けスクリーンに出された絵を解説され、創作の原点が宿毛にあると話されていたことが印象的でした。

今回は、幼少期の小・中・高の作品もあり、当時の風景を感じさせながらも、力強い作品の数々に感動させられました。

今回の奥谷 博先生の関連ツアーとして、この日曜日、12月12日に開催された事業ですが、「奥谷 博 創作の原点をたずねて」と題して、坂ノ下の実家を訪ねて当時の様子や幼少の頃を描いた風景と照らし合わせながら、親類の方よりお話も聞き、原点となる宿毛の地を振り返るといったコースで、宿毛観光市民ガイドの会の案内のツアーでありました。

先生のお母さんが宇須々木出身ということもあり、今回のツアーで宇須々木の戦争遺跡もガイドのコースに入っていたと聞いています。

先生の作品を見、関連事業ツアーも開催されて感じることは、やはり奥谷美術館があれば、いつでも作品を鑑賞でき観光推進の一つの起爆剤として、大変期待できるのではないかと思います。

以前、岡崎議員も一般質問で質問をされましたが、9,619名、追加を含めると1万人を超す陳情の署名があったと聞いています。

そこで、美術館建設について現在の状況と今後の取組について、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお

答えをさせていただきます。

御質問の中にもございましたが、宿毛市出身で本市名誉市民でもあります、画家 奥谷 博先生の大規模回顧展「奥谷 博—無窮へ」が、11月3日から来年の1月16日まで、高知県立美術館で開催をされているところでございます。

私も記念講演会とともに拝見させていただきましたが、本市の景色を描いた少年時代の水彩画から最新作まで、約100点が展示され感銘を受ける、大変すばらしい展覧会でございました。

ぜひとも多くの皆様に御覧をいただきたい、そのように思うところでもございます。

さて、奥谷美術館の建設についてでございますが、多くの方々の賛同を得ており本市にとれまして、大変意義深い事業であると考えているところでございます。

しかしながら、令和元年9月議会で答弁をさせていただきましたように、本市の単独財源によるもので、実現は、これだけでは困難な状況にあり、高知県とも建設や運営に係る現状や課題などについて、協議をいたしました。具体的な進展には至っていないといった状況にあります。

今後とも本市所管の作品の展示はもとより、芸術文化の振興や醸成に努めながら、引き続き高知県との情報交換に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、ぜひ御理解、そして引き続きの御支援をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 実現に向け、ツアーバスの中でも先生と友人、あるいは親戚の方かもしれませんが、「美術館建設に向け、寄附をした

い。死んでも遺言書くけん、絶対寄附はして」
というふうに、冗談交じりにも建設を望む声が
聞こえてきました。

なかなか宿毛市単独の財源では、実現が困難
だとは思いますが、火災の火は消しても、美術
館建設の火は消さず、継続して行ってほしいと
思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終
結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時27分 散会

令和3年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和3年12月15日 水曜日）

午前10時01分 開議

第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副市長兼 市民課長事務取扱	岩 本 昌 彦 君
企画課 長	黒 田 厚 君
総務課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市民課長補佐	久保田 志 保 君
税務課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	山戸 達朗 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 皆さん、おはようございます。4番、川田栄子、質疑をさせていただきます。一括質疑をさせていただきます。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、17節トレーニング機器購入費、230万9,000円について、老人用健康器具購入費についてお伺いをいたします。

人間は健やかに老いてほしいという願いを持っており、健康維持に役立つのであれば、大変結構なことだと思います。では、購入する器具は、具体的にどのようなものなのか、それが健康維持にどのような効果があるのか、宿毛のサロン設置ということですが、お聞きをいたします。

続けて行います。

2つ目として、議案第28号について、契約変更等についての内容は、当初、計画できなかったものなのか、その理由と変更項目の内容説明と、その金額をお尋ねいたします。

3つ目として、議案第30号についてであります。

本市の商工業振興の点からは、市内業者に発注することが望ましかったと思っておりますが、良質なものを低廉でということになると、また

変わった見方も出てくるわけでございます。

入札参加者が何社で、市内業者は何社であったのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） おはようございます。長寿政策課長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、22ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、17節備品購入費、トレーニング機器購入費、230万9,000円の具体的な種類と効能について、御説明をいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、この備品購入につきましては、本年5月から運営しております「すくもいきいきサロン」に設置する備品購入費としております。

主な内訳としましては、まずトレーニング機器のうち、電動ウォーカー12万5,000円がでございます。

こちらの機器は、危険も少なく天候に左右されない屋内で手軽にウォーキングができるということで、サロンの中でも使用率が高くなっておりまして、利用者を対象に行いましたアンケートでも、追加の導入を求める声が多くございましたので、予算計上させていただきました。

次に、サロンの当初の目的の一つであります、集いの機能を強化することを目的として、健康マージャンを実施するため、折り畳みのマージャン台や利用者に使用していただくためのテーブル、椅子等の購入費28万3,000円を計上させていただいております。

健康マージャンは、ねんりんピックの正式種目にも採用されておりまして、仲間との交流を楽しみながら、頭や指先を使って行う脳トレーニングとして、脳機能の維持や認知症予防にも

役立つとされておりますし、また、男性参加者の増加にもつながるのではと期待をしております。

そのほか、予算額には体の筋肉量やバランスなど、御自分の体の状態を測るための機器、体組成分析装置の購入費94万7,000円、モニター、パソコン等の通信機器95万4,000円を含んでおります。

体組成分析装置を導入することで、手軽に御自身の体の状態を測ることができ、運動機能の改善を見える化することで、運動習慣を身につけるためのモチベーションにさせていただくことを目的としています。

モニターとパソコンとの通信機器につきましては、体操などの映像を使い、運動していただくことや、遠隔地からの体操指導などを実現し、サロンにおける運動施設としての機能を強化することを目的としています。

なお、これらの機器の導入につきましては、財源の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金167万5,000円を充てております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第28号「令和2年度庁建第3号宿毛市庁舎新築工事」の変更内容、変更理由と、それぞれの変更額について説明いたします。

変更項目は6項目ありまして、1つ目は、3階の災害対策本部の機能強化に伴う変更、802万8,000円の増額です。

災害対策本部は、当初設計において、西側と東側の壁面へスクリーンを設置し、会議などで資料や画像を映せる設計にしておりますが、コロナ禍において職員のWebでの会議、研修、講習会などが増加し、日常的にWeb機器を使

用する状況になっております。

このことから、多様な会議に対応するため、西側壁面のスクリーンを4面分割液晶ディスプレイへ変更すると共に、画面を切り替えるスイッチャーの追加や音響設備の変更をしようとするものです。

2つ目は、太陽光発電設備の将来的な設置対応に伴う変更、176万円の増額です。

庁舎屋上への太陽光発電設備については、基本設計の際、設置費用と年間想定発電量を試算し、設置費用を発電量で賄うまで56年かかると算定されていたため、実施設計においては、太陽光発電を屋上へ設置しない方針としておりました。

しかしながら、本年7月、環境省より再エネのさらなる導入に向けた環境省の取組方針が示されまして、2030年度までに国、地方公共団体が保有する設置可能な建築物の屋根等の約50%に太陽光発電を導入することを目指すという方針が示されました。

このことから、近いうちに公共施設の屋上へ太陽光発電を設置するための補助制度ができる可能性が高まってきましたので、あらかじめ配線や受変電設備の設置に対応できる仕様へ変更しようとするものです。

3つ目は、サーバー室の分電盤とコンセント仕様の変更、これが196万2,000円の増額です。

本年11月、サーバー室へ収容する機器が決定いたしましたので、この機器に合わせた分電盤及びコンセントへ変更するものです。

4つ目は、3階の総務課への弱電総合盤の追加、363万8,000円の増額です。

当初設計では、監視カメラ、火災報知器、空調機等を制御する弱電総合盤、操作盤のことですけれども、これを1階の宿直室へ設置することにしておりますが、庁舎の日中消費電力はエ

エアコン使用によるものが多く、消費電力を減らす取組において、エアコン使用量を減らすことが大きな要点になっております。

このことから、3階の総務課にも弱電総合盤、操作盤を設置し、日中の電気使用量を総務課においてコントロールしようとするものです。

5つ目は、受変電設備の変更、453万5,000円の増額です。

受変電設備は、消防の認定品を使用することとしておりますが、災害時など庁内の電力供給が途絶えた状態で庁内火災が発生した場合、自家発電による電力を、消火機器へ自動的に優先供給する電気回路を追加するよう行政指導がありましたので、受変電設備の仕様を変更するものです。

6つ目は、つりかん設置位置の変更、335万3,000円の増額です。

庁舎の各階の外側には、雨や日差しを遮るひさしができ、ひさしの上は建物のメンテナンス用の通路及び作業スペースとしても利用をされます。

このひさしには、当初からメンテナンス作業をされる方の転落防止を目的に、命綱の親綱を通すつりかんを設置することとしておりますが、命綱を親綱へかける際の転落回避や、メンテナンスの作業性向上を図るため、つりかんの設置位置を変更し、それぞれの設置箇所における補強工事を追加しようとするものです。

以上、6項目の変更によりまして、合計で2,327万6,000円の増額となります。

それから、当初から分かっていなかったのかという御質問ございましたけれども、庁舎の基本構想を作り始めたのは3年前からですが、この間に新型コロナウイルスの感染が広がり、ゼロカーボンやSDGsの取組も始まるなど、庁舎として求められるものも徐々に変化はしております。

後に別発注しても、問題がないような項目であれば、変更契約という形でなくてもいいというふうには思いますが、建築時にやっておかなければいけないことは、状況に合わせて変更すべきだというふうに考えておりますし、今回の変更は、施工する中での対応の必要が出てきたこと、それから将来を見越した変更ということで、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第30号財産取得についての入札に関わる参加業者と、その市内、市外の内訳等についてということでございます。

宿毛市新庁舎備品購入事業の入札に関しましては、高知県内に本店・本社がある事業所、または市内に支店や営業所のある事業所という形で、条件を付させていただきました、一般競争入札を実施をさせていただきました。

その一般競争入札に参加いただいたのは、3事業者でございました。

その3事業者のうち、本社ベースで見ますと、市内は1社、市外が2社ということになっております。

なお、本議案で契約締結をさせていただく株式会社富士におかれましては、市内に営業所をおかれている事業所でございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 御丁寧な説明をありがとうございました。

機器のことに関しましては、健康維持をしたい高齢者は本当、市内の隅々まで、皆さん待っておられる健康器具を、地域差なくいただけたらという要望はたくさん出ておりますので、そのこともお伝えしておきたいと思っております。

それから、2番の議案第28号についてなんですけれども、コロナ禍という考えが入っておりますけれども、コロナ感染症、いつまでも続くわけではございませんので、そこの辺りの配慮なんかも、施設なんかの整備について考えていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。4点お伺いいたします。

まず、1点目でございます。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、10節需用費、その中にあります消耗品費1,154万1,000円についてでございます。

この新規事業調査表にもございますが、品目等につきまして、積算根拠となる各品目の数量及び単価をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、20ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、10節需用費のうち、消耗品費1,154万1,000円の内容について、御説明いたします。

本予算につきましては、感染症対策物品購入事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市が実施するイベントやスポーツ大会等の行事における感染症対策として、抗原検査キットやフェイスシールドなど、こういった物品を購入しようとするものでございます。

購入する物品でございますが、抗原検査簡易

キット、一つ1,100円程度のものを1万1,000個。マスク、約3円程度のものを5,000枚。フェイスシールド、500円程度のものを500枚。ペーパータオル600枚入り、約200円程度のものを20個。アルコール消毒液、15リットル、約3,000円。次亜塩素酸消毒液、20リットル入りを2缶、1缶が4万3,000円程度でございます。

最後に、非接触型体温計、これが約8,000円程度のものを20個。以上の感染対策用の物品を購入する予定としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点、再質問をさせていただきます。

先ほど、単価の説明がございました、抗原検査キットにつきましてですが、予算の大半というか、ほとんどの部分がこれを占めてくるんじゃないかと思いますが、この抗原検査キット、今回、購入を予定しているものは、どういったものなのか。ピンからキリまであるかと思いますが、どういうものを今回、予定しているのかを、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、3番、三木議員の再質疑にお答えいたします。

今回、購入を予定している抗原検査簡易キットは、唾液を御自身で採取して行うものでございまして、検査時間は約15分で結果が出るようなものを想定しております。

この検査キットにつきましては、新型コロナウイルスの確定診断用には使用されるものではなく、あくまでもイベント等に会場される方などが、より安心していただけるための検査キットでございまして、これまで以上に感染症対策に配慮したイベント運営となるよう、準備しようとするものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 説明ありがとうございます。
ました。

2点目に移ります。

同じく議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算の22ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料、高齢者スマホ教室業務委託料504万9,000円について、お伺いをいたします。

新規事業調査表にある事業内容、この部分にあります事業内容に記載されております内容につきまして、もう少し説明を詳しくお願いしたいと思います。

また、この中にもありますが、周知方法についての部分ですが、協議体メンバー等に声かけを予定と記載されておりますが、その範囲だけなのか、その点も確認も含めてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、22ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料、高齢者スマホ教室業務委託料504万9,000円の事業内容と周知方法について、御説明いたします。

まず、この事業の概要を簡単に御説明させていただきますと、市内に住民登録されている65歳以上の方で、スマートフォンをお待ちでない方を対象に、50名を上限に市が無料でスマートフォンを貸与し、スマホ教室に参加いただき、その後、利用状況の分析を行う業務を委託し実施するものです。

教室につきましては、5名程度を1グループ

として、約2週間の間に3回スマホ教室に御参加いただき、スマートフォンの基本的な操作方法や宿毛市公式ライン、高知家健康パスポート、パズルゲーム、今はぷよぷよというものを予定しておりますが、などのアプリケーションの使用方法やインターネットの検索により、介護予防に必要な情報を収集することなどを習得していただきます。

その後、約1カ月半の間に、市から発信しましたラインメッセージへの返信や、あらかじめ導入しているアプリケーションを積極的に使っていた後、利用状況等について、分析を行うものとしています。

併せて、スマホ教室開始前と終了後で、事業参加者の皆さんの意識の変化の確認や課題の分析を行うことで、スマートフォンがシニア世代の皆さんにとって、コミュニケーションや介護予防等に必要な情報収集ツールとして成立するか、といった点ですとか、また、今後、本市がDX施策のデジタル化を進めていく上で、高齢者の皆さんがその情報を得られにくいといったところが課題となると考えておられて、そういったデジタル格差解消に向けた対策となり得るのか、といったことを検証する実証事業とも考えております。

市民の皆さんのスマートフォンの所持率が上がれば、介護予防以外でも、例えば高齢者の皆さんの見守りであったり、様々な分野での事業展開がスムーズに行える、その第一歩になり得る事業と考えまして、本議会に提案させていただきました。

なお、事業費の財源内訳としましては、アプリのダウンロードや回線使用料なども含まれますが、スマホ使用料として約105万円、スマホ教室のテキスト作成料やスマホ教室実施のほか、携帯電話ショップ店頭や電話でのサポート料。

この店頭や電話でのサポート料は、延べ15

0回を想定しておりますが、それに対するものが約345万円、スマホ利用についての分析料に約55万円を試算しております。

財源の一部には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金366万2,000円を充てております。

次に、周知方法ですが、今回は実証事業としての約3カ月間という短い期間でもあり、また事業の目的の一つとして、本課が支援しております集いへの参加者、主にお世話人の方になりますが、リアルタイムでコロナの感染状況に応じた実施情報をお伝えしたいということもございまして、長寿政策課が実施しております地域支援事業への参加者のほか、公民館サークル活動等をされておられる方に、アンケートという形でお声かけをさせていただく予定です。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

1点だけ、再質疑させていただきます。

この新規事業調査表にあります、この事業内容の中にもありますが、契約日から令和4年2月28日までの期間というふうに、貸出期間という形で記載をさせておりますが、この事業自体がこの期間で終わってしまうのか。先ほど説明の中にもありました、長期的な展望もあるということではございますが、この予算を執行するに当たって、この期間までの予算ということなのか、それとも何か継続的にされていくものなのかを、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、再質疑にお答えいたします。

今回の事業の事業期間は、3月末日までを予定しております。

参加者へのスマートフォンの貸出期間は、今

のところは2月28日と想定しておりますが、受託者が決定されましたら、分析に係る時間等を聞き取り、その期間を3月末から逆算して、参加者の皆さんにスマートフォンを使っただく期間を、できるだけ長くとれるようにしたいと考えております。

今後の事業展開についてですけれども、課題を洗い出した後に、本市のDX化がどのような進捗で流れていくのか、今は、私のほうではまだ不透明なところがありましたので、確定してから予算要求をさせていただいて、本格的な事業化をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知をいたしました。

続きまして、3点目、議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算の27ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援宿毛ふるさと便事業302万1,000円について、質疑をさせていただきます。

前回行われましたふるさと便事業のこの事業、2回目ということの了解でいいのか。また、確認のためですが、今回、対象となられる方はどの範囲なのかの部分につきまして、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、27ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援宿毛ふるさと便事業委託料302万1,000円の事業内容について、御説明させていただきます。

まず、6月議会で御承認いただきました本事業についてでございますが、申込期間を8月か

ら10月末までとし、JAへ商品の荷造りから発送を委託し、8月下旬から順次、発送を開始、先月中に239名の学生へお届けすることができました。

受け取られた学生や保護者の方々から非常に好評で、メールなどによりまして、勇気づけられたなどの声が多く寄せられました。

今回の補正予算につきましては、いまだに先の見えないコロナウイルス感染症の影響を受け、苦勞しておられる学生さんたちを引き続き応援することを目的として、質問議員のおっしゃられるように、学生応援宿毛ふるさと便第2弾として、冬の味覚をセレクトしたいと考えております。

対象者の積算につきましては、前回と同様に、現在の高校3年生に当たる人数を200名程度と試算しまして、大学、専門学校等への進学率を高知県の統計調査によりまして、約6割と推計、在学期間を4年間として最大で480人と積算しております。

また、今回は、生鮮食品も含めたいと考えておりまして、クール便を利用する予定ですので、1件当たりの送料等、若干、単価が増えることとなります。

対象者につきましては、前回同様、平成4年4月2日から平成15年4月1日生まれで、保護者等の住民登録が宿毛市内にあり、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、予備校等に在学中で、市外に居住中の学生等を対象としますが、学校によりましては、既に課程が修了し来春の就職に向けて準備を始めている方なども想定されることなどから、申請時点では在学中ではなくても、今年度中に在学実績があったことが確認可能な方も、今回、対象に含めたいと考えております。

なお、対象者等、御不明な点等につきましては、御相談いただければ、個別に対応させてい

ただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） このふるさと便事業は、私の耳にもかなり、自分の子供がその年代に対応しているのもあって、ということもあるかと思いますが、それぞれの父兄の方から、かなり高評価をいただいていた事業だったと受け止めております。

今回、また冬の味覚ということで、宿毛市の真骨頂でありますブントンであるとか、イチゴでありますとか、そういった部分が期待されてくるんじゃないかなと想像しておりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

最後の質疑になります。

議案第22号、指定管理者の指定について、質疑をさせていただきます。

ほか、議案にあります議案第23号から議案第25号の指定管理者に対する議案につきましては、実績のある、いわゆる継続的に指定管理されるということで、この分は別といたしまして、今回、新たに予定されておりますNPO法人宿毛市体育協会についてですが、この指定管理者の選定に至るまでの経緯と、またその選定となった主な理由について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、三木議員の議案質疑にお答えさせていただきます。

議案第22号、指定管理者の指定について、令和3年第4回宿毛市議会定例会、議案書は34ページでございます。

議案内容につきましては、宿毛運動公園、通

称宿毛市野球場、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市立高砂グラウンド、宿毛市和田体育館における指定管理者といたしまして、特定非営利活動法人宿毛市体育協会を、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間で指定することにつきまして、議会の議決を求めるものとなっております。

まず、本議案の背景についてでございますが、御承知のとおりと思っておりますけれども、宿毛市行政改革大綱におきまして、運動施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図るため、指定管理者制度の導入を図ることが求められてまいりました。

御質問いただきました経緯といたしましては、本年4月1日に運動施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例等が施行し、7月からは公募型プロポーザル方式による募集要領を公表し、候補者を募集いたしました。

また、選定状況等として、提案については特定非営利活動法人宿毛市体育協会のみとなりましたが、9月27日に企画提案書等を受付し、10月6日に企画提案プレゼンテーションを実施いただきました。

選定委員会におきましては、業務履行体制が適切に構築されているか、災害時の避難誘導や利用者の体調不良など、非常時の対応方法が確立されているか。施設利用者の利便性の向上や、施設の効果的な運用ができるかなど、5名の委員からなる選定委員会により審査を実施し、候補者を選定した報告を受けまして、本議会におきまして、議案提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） それぞれ丁寧な御説明

ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第30号まで」の27議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月16日、12月17日、12月20日及び12月21日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月16日、12月17日、12月20日、12月21日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月16日から12月21日までの6日間は休会し、12月22日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時40分 散会

議案付託表

令和3年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (11件)	議案第4号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第5号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第6号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第7号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第8号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第9号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第10号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第11号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第12号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第13号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第27号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (7件)	議案第14号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第18号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議案第22号	指定管理者の指定について
	議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第30号	財産の取得について
産業厚生 常任委員会 (9件)	議案第17号	宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例について
	議案第19号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
	議案第20号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第21号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第23号	指定管理者の指定について
	議案第24号	指定管理者の指定について
	議案第25号	指定管理者の指定について
	議案第28号	工事請負契約の変更について
	議案第29号	工事請負契約の変更について

令和3年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和3年12月22日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで

（議案第1号、議案第2号、討論、表決）

（議案第4号から議案第30号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 議案第31号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 議案第31号

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 桑原 美穂 君

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君

副市長兼 市民課長事務取扱	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	桑原一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長補佐	久保田志保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号から議案第30号まで」の27議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山上庄一君） 予算決

算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第4号から議案第13号まで及び議案第27号」の11議案につきましての、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、12月16日と12月17日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月21日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経まして、意見調整を行いました結果、本委員会に付託されました議案11件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、7ページ。

第2表、繰越明許費補正、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、公用車駐車場解体事業272万8,000円についてであります。

本件は、現庁舎北側の公用車駐車場内のカーポート及び水道施設を今年度中に解体・撤去する予定で当初予算を計上していましたが、原状復旧条件として、アスファルト舗装の撤去まで所有者から要望されたことを受け、今回の補正予算において、アスファルト舗装の撤去分の追加予算を補正計上しているところであります。

アスファルト舗装の撤去までとなると、公用車が走行する際の周辺への粉じんの影響を鑑み、当事業を令和4年度に繰越し、返却前の4月下旬に工事を実施するため、繰越明許費補正に追加しようとするものであります。

委員からは、原状復旧条件を確認していなかったのか、との質問があり、執行部からは本年

度予算を計上する際に、令和4年4月末までの借上げについて了承していただいております、その時点では、屋根と水道施設の撤去の話だけで、アスファルトの撤去という話は受けていなかったが、最終的な確認をする中で、今回の形で原状復旧しようとするものである、との答弁がありました。

続きまして、9ページ、第3表、債務負担行為補正、事項、宿毛市地域公共交通運行業務委託料、期間、令和4年度、限度額、1,363万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内についてであります。

本件は、宿毛市のはなちゃんバスを、年度替わりにおいても、切れ目なく運行するため、今年度中に来年度の運行事業者を決定し、契約行為等を年度内に行う必要があるため、債務負担行為の補正を行うものであります。

本件に対し、委員からは、来年度5月には庁舎が移転するが、現在の路線をどのようにアクセスさせるのか。また、どのように住民に周知していくのか、との質問があり、執行部からは、住民への周知は、広報やホームページでの情報発信に加え、以前と同様に時刻表を沿線の地区に配布することを考えている、との答弁がありました。

本件に関して委員からは、高知西南交通バスが通っている場所であっても、病院の行き帰りの際に待ち時間が多といった問題があるため、はなちゃんバスのルート選定を行う際には、高知西南交通との連携を含めて、住民の利便性向上を図れるよう、十分に検討をいただきたい、との意見がありました。

続きまして、19ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、17節備品購入費、封入作業機購入費921万2,000円についてであります。

本件は、ふるさと納税事業において、お礼状

等、印刷及び封入作業が非常に増加し負担になってきているため、業務の効率化を図ることを目的とし、印刷から封入までを自動でできる封入作業機を、コロナ交付金を財源に購入しようとするものであります。

なお、メインはふるさと納税業務であります、そのほかの課の業務においても、使用することも想定しております。

本件に対して委員からは、封入作業機は何台導入するのか、との質問があり、執行部からは1台であるとの答弁がありました。

また、委員から、どのような作業に使用する予定か、との質問があり、執行部からは、この封入作業機は印刷用のデータがあれば、印刷され、封筒に封入された状態で出てくるものとなっている。人の手が通知文に触ることがなくてもよいものとなっていることから、コロナ交付金の活用を想定している、との答弁がありました。

続きまして、20ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、14節工事請負費、屋外子局移設工事費182万6,000円についてであります。

本件は、鶴来島放送施設の移設を63万8,000円で計上していましたが、内容変更に伴う不足見込額の51万7,000円を増額補正するものであります。

また、新庁舎に屋外子局のスピーカーを設置するための予算も入っており、その内容が130万9,000円を見込んでいます。

本件につきまして、委員からは、現庁舎に設置しているものを移設するのか、との質問があり、執行部からは、新設するものであり、庁舎骨組みにスピーカーを設置するものである、との答弁がありました。

本事業に関して委員からは、議員として、市民から直接聞いた声としては、放送施設が欲し

いという要望が強いので、検討してはどうかと、先の決算審査の委員長報告の中でも盛り込んでいるところである。

先日、押ノ川、市山南側の住民から、市の放送が全く聞こえない状況であり、諦めているという話を聞いた。地区の清掃活動すら、その地域の方々は知らないこともあり、地域のコミュニティ活動も合わせて考えると、そういった地域がほかにもあると思うので、調査を行ってみてはどうか、との意見がありました。

同じく20ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費、10節需用費、燃料費240万9,000円についてであります。

本件は、新庁舎の自家発電設備の燃料タンクに軽油を給油するための予算となっています。

本件に対し委員からは、バックアップ電源は自家発電システムではなく、バッテリーではないのか、との質問があり、執行部からは、サーバー等に関しては、UPS、無停電電源措置で一定の時間は対応することができる。その上で、大規模災害時の電力が喪失した際に、1週間程度は賄えるよう整備するものである、との答弁がありました。

続きまして、30ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費71万円についてであります。

本件は、電気代や水道代金が漏水等で不足が見込まれるため、補正計上するものであります。

本件に対して委員からは、漏水はどこかの学校か、との質問があり、執行部からは、大島、小筑紫とあったが、ほとんど全ての学校で発生している。どこから発生しているのか、専門家を呼ばないとわからない状況である、との答弁がありました。

続きまして、31ページ。

第9款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費399万9,000円についてであります。

本件は水道使用料等、予算計上時から、不足が見込まれる状況となったため、補正計上するものであります。

なお、宿毛小中学校では、夏場の湿気を解消するため、エアコンを活用したことも、不足が見込まれる要因となったものであります。

本件に対し委員からは、宿毛小中学校は24時間換気のシステムを導入していると思うが、湿気の影響でカビが発生したというのは、建物の構造上の問題があったのか、との質問があり、執行部からは、24時間換気は法律上しなければいけないためしているが、吸気口から温かい空気が入ることや、コンクリートに含まれた水分が揮発しているのではないかと、といったことが原因ではないかと、SPCによる調査が行われているが、原因を特定できていない状況である、との答弁がありました。

また、委員からは、建築から1年もたっていない宿毛小中学校の一部にカビが発生したということであるが、子供の健康上の問題となり得るので、早急に対応すべきである。調査を早急に出させるように対応すべきではないかと、との質問があり、執行部からは、原因はどういったことにあるのか特定できておらず、長期的に見なければならぬと考えているが、現状は改善されている。また、子供の健康に影響が出ないようエアコンを活用したものである、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、7ページ。

第2表、繰越明許費補正、第7款土木費、第2項道路橋梁費、地方道整備事業2億5,41

9万2,000円についてであります。

本件は、市道新田1号線の道路改良工事と6橋の橋梁補修工事の合計となっております。

このうち、市道新田1号線の道路改良工事の内容は、現在、施工している廻角橋完成後の後続工事であり、橋の完成時期に合わせて、工事に着手する必要がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による作業人員の縮減や支障電柱移設の施工時期の遅れが生じたため、令和4年3月に完成予定となったことに伴い、本事業を繰越明許費として工事を行うものです。

委員からは、四季の丘に続く道路の交差点に信号機を設置するなど、協議は行っているのか、との質問があり、執行部からは、警察とは協議をしていない。信号機を設置する計画には至っていない、との回答がありました。

これに対し、委員からは、廻角橋が完成すると、周辺の交通の流れに変化が生ずると予想される。信号機を設置するなどして、交通事故や危険な状況が発生しないように、関係各所との連携を密にとり、対処していただきたいとの意見がありました。

次に、22ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料、高齢者スマホ教室業務委託料504万9,000円についてであります。

本件は、スマートフォンを持たない65歳以上の方を対象に、50名を上限とし、市が2月末まで無料でスマートフォンを貸与しスマートフォン教室を開催するものです。

なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用を予定しています。

委員からは、この事業はスマートフォンで会話を行うことや、情報収集として利用する目的としたものなのか、との質問があり、執行部からは、スマートフォンの普及、デジタル化の推

進だけではなく、見守り機能や集団での関わりを苦手とする方に、例えば介護予防の体操動画をスマートフォンを通じて視聴することや、今後、普及割合が高くなれば、こちらからお知らせするプッシュ通知などもできると考える、との回答がありました。

委員からは、スマートフォンを高齢者が使えるようになれば、情報ツールの一つとして非常に有効であるが、ゲームで課金し過ぎたり、有料サイトにアクセスして高額な請求が来たり、様々な方と知り合い、知識・関係が広がる半面、犯罪に巻き込まれる可能性もある。功罪を十分周知する中で、事業を行ってほしい、との意見がありました。

同じく、25ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費2,097万8,000円についてであります。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種実施に伴う予算であり、不足分を計上するものであります。

本市で、令和3年12月13日から、医療従事者の接種が開始となり、令和4年1月からは、医療従事者や施設の利用者、施設に従事する職員などの接種、また住民接種は同じく1月から沖の島で始まり、本格的には、2月の中旬から順次進める予定となっております。

接種の体制は、一、二回目同様に、医療関係で実施する個別接種に加え、フジ宿毛店空き店舗で実施する集団接種を併せて進め、3月末までに対象者約8,500名の接種を予定しているものです。

委員からは、現在、ワクチン接種が済んでいない方は、打つことはできないのかとの質問があり、執行部からは、追加接種は2回接種済の方しか対象としていない。しかし、1回も打っていない方、あるいは1回は打ったが、2回目

は何らかの事情で打てていない方も、接種は可能であるため、市役所へ連絡していただければ調整する、との回答がありました。

また、委員からは、本市では、ファイザーを接種したが、3回目の接種においてはどうかのかとの質問があり、執行部からは、ファイザーだけでなく武田モデルナのワクチンも、実際、市に入ってきているが、一つの接種会場で複数のワクチンが混在しないように調整をしたいと考えている。

市としては、ワクチンの種類を選ぶことはできないため、住民がワクチンを選ぶことができない状況は出てくると考えられるため、周知をしていきたいと考えている、との答弁がありました。

また、委員からは、ワクチン未接種でも希望すれば接種ができることや、前回のワクチン接種の予約では、電話がつかないなど支障が出たため、住民への周知は十分に行っていただきたい、との意見がありました。

次に、27ページ。

第5款農林水産費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援すくもふるさと便事業委託料302万1,000円についてであります。

本件は、新型コロナウイルス対策事業として、本年8月から10月末まで行った事業の第2弾を行うための増額補正であります。本事業としては、第1弾と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大により、日々の生活や将来に影響が出ている本市出身で市外在住の学生への支援を目的としており、商品は内容を見直し、冬の味覚を中心とした本市特産品や本市の広報、求人情報として、本市ホームページ内のハローワーク情報ページのQRコード等を届ける予定としております。

対象者は前回同様、平成4年4月2日から平

成15年4月1日までに生まれて、保護者等住民登録が宿毛市内にあり、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、予備校等に在学中で、市外に在住の学生等を対象としております。

学校によっては、既に課程を修了していることも想定されることから、申請時点で在学中ではなくても、本年度中に在学実績があったことが、確認可能な方も対象に含めたいと考えております。

委員からは、せっかくこの事業を行うので、アンケートを取ってはどうか。

第1弾は、こちらから種々情報提供を行う色合いが濃かったが、第2弾は、逆に学生等から情報を提供してもらう姿勢に変えて、例えば宿毛を離れてみて、宿毛のよさを再確認したことはあるのか。また、若い人が宿毛へ帰ってくるためには、何が必要ななど、情報収集の一つの手段として利用してはどうか、との意見があり、執行部からは、アンケート等を実施し、活用できるようにしたい、との答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました11議案につきましても審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託された7議案の審査結果を報告いたします。

議案第14号は、宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新庁舎の所在地が宿毛市希望ヶ丘1番地となったことから、平成30年第3回定例会において議決した、宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例につい

てでございます。

内容につきましては、コミュニティバスの経路の一部である街区の停留所について、今後、変更があった場合に、速やかに対応できるよう本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第16号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令が公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、令和4年4月1日から、出産育児一時金が40万4,000円から40万8,000円に増額されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、特定非営利活動法人宿毛市体育協会を、宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市立高砂グラウンド、宿毛市和田体育館の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、本年第3回定例会において、議決した沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の診療施設の修繕、長浜地区給水管改修、母島地区公衆便所の改修を追加で行うため、本計画を変更する必要性が生じたので、

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号は、財産の取得についてでございます。

内容は、新庁舎で利用する備品の購入につきまして、12月10日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、7議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第22号を除く6議案につきましては、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号につきましては、審査の過程で、委員からは、組織として脆弱過ぎているのではないか。市が指定管理者として付するに足る組織となるまで、指定管理として指定するべきではないといった、議案に反対する意見や、体育施設の指定管理者をやるとすれば、体育協会しか受け手はないのではないか。3年間という指定管理期間の中で、市がしっかりと調整役・監視役としてしっかりと組織を育てていくという視点が必要であるといった、議案に賛成する意見がありました。

自由討議を踏まえ、採決した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての審査報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案9件について、審査結果を御報告いたします。

議案第17号は、宿毛市立保育所設置条例等

の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成31年度から休園となっている橋上保育園について、今後も児童の大幅な増加は難しいことから、本年度末をもって閉園する予定であること、並びに来年度開園するきぼうが丘保育園について、所在地が宿毛市希望ヶ丘4番地となったことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号及び議案第20号は、宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について及び宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第14号と同様に新庁舎の所在地が確定したことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、更新住宅に空きが出た場合の公募方法及びその家賃等について、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第23号から議案第25号までは、いずれも指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市特別養護老人ホーム千寿園及び宿毛市中央デイケアセンターの指定管理者として、次に、株式会社ピアサーティを、宿毛市国民宿舎椰子の指定管理者として指定することについて、それぞれ地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めものでございます。

議案第28号及び議案第29号は、工事請負契約の変更についてでございます。

まず、議案第28号は、本年第1回臨時会に

おいて議決した西松・テスク特定建設工事共同企業体と契約締結している宿毛市庁舎新築工事について、並びに議案第29号は、令和2年7月3日付で、有田建設株式会社と契約締結している高石地区橋梁災害復旧工事その2につきまして、それぞれ工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上9議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第30号まで」の26議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第30号まで」の26議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第30号まで」の26議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第22号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって「議案第22号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3「議案第31号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加提案申し上げます

た議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第31号「令和3年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で5億7,801万3,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、まず、1点目として、7日の開会時に先議いただきました、18歳以下の子供一人当たり現金5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金に、追加で交付する5万円の給付金といたしまして、1億3,500万円、並びに給付に要する経費について、全額国庫補助金を財源として計上しております。

本議案を議決いただきましたら、市内の対象者に対しては、できるだけ速やかに先議いただきました5万円分を合わせて、合計10万円を一括で現金給付する予定でございます。

次に、2点目といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。

内容につきましては、住民税の非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯などを対象として、1世帯当たり10万円を交付する給付金といたしまして4億3,580万円、並びに給付に要する経費について、全額国庫補助金を財源として計上しております。

最後に、3点目といたしまして、被災世帯救護費扶助についてでございます。

11月5日に片島地区、そして今月13日に池島地区におきまして火災被害が続発し、被害に遭われた方々に給付する見舞金について、予算の不足が生じておりますので、3万円を計上しているところでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜わり

ますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第31号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決さ

れました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました31議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今年も残りわずかとなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意をされまして、すばらしい新年を迎えられますよう、御祈念を申し上げます。

本当に、日々寒くなってきております。皆さん、本当に体には気をつけて、来年もまたよろしくお祈りをいたします。

閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和3年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 高倉真弓

議員 岡崎利久

議員 野々下昌文

令和3年12月21日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

予算決算常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第27号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当

令和3年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第14号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第16号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第18号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第22号	指定管理者の指定について	否 決	不適當
議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当
議案第30号	財産の取得について	原案可決	適 当

令和3年12月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 川村三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第17号	宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第20号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第21号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第23号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第24号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第25号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第28号	工事請負契約の変更について	原案可決	適当
議案第29号	工事請負契約の変更について	原案可決	適当

令和3年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年12月17日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年12月21日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和3年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 平和行政について（市長、教育長）</p> <p>（1）平和行政の認識について</p> <p>（2）啓発と教育について</p> <p>（3）非核平和都市として</p> <p>（4）危機管理などについて</p> <p>2 ゼロカーボンシティについて（市長）</p> <p>（1）施策の進捗状況について</p> <p>3 ジェンダー平等について（市長、教育長）</p> <p>（1）学校における対応について</p> <p>（2）市の施策について</p> <p>4 特別障害者手当について（市長）</p> <p>（1）制度理解・周知の進捗状況について</p>
2	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 少子・高齢化と人口減少対策について（市長）</p> <p>（1）市長の認識について</p> <p>（2）問題点について</p> <p>（3）限界集落対策について</p> <p>（4）今後の取組について</p> <p>（5）国への取組について</p> <p>（6）働く場の確保対策について</p> <p>ア 職員の労働実態について</p> <p>（7）多子家族の支援の在り方について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>（1）宿毛市の取組について</p> <p>（2）政府のコロナ対策について</p> <p>（3）不登校や自殺の現状について</p> <p>（4）地域との連携について</p> <p>（5）就学援助対策について</p> <p>（6）衛生管理マニュアルについて</p> <p>（7）教員の長時間労働について</p>

3	10番 岡崎利久君	<p>1 保育行政について（市長）</p> <p>（1）浸水エリア内にある保育園の今後について</p> <p>（2）山田保育園・平田保育園の建て替えについて</p> <p>2 小1プロブレムについて（教育長）</p> <p>（1）保育園と小学校の取組について</p> <p>（2）子供や保護者に対する相談支援について</p> <p>3 水道事業について（市長）</p> <p>（1）令和3年度水道管の経過年数割合について</p> <p>（2）水道管の経過年数が40年を経過している管は何%あるのかについて</p> <p>（3）今後の水道管更新計画について</p> <p>（4）令和2年度の有収率について</p> <p>（5）目標値に達成できなかった理由について</p> <p>（6）有収率をあげる取組について</p> <p>4 18歳医療費無料化について（市長）</p> <p>（1）対象となる子どもの数について</p> <p>（2）医療費助成を拡充した場合の試算額について</p> <p>（3）18歳医療費無料化の導入について</p>
4	9番 山戸 寛君	<p>1 本人通知制度について（市長）</p> <p>（1）制度の概容について</p> <p>（2）制度の有効性について</p> <p>（3）登録者への通知内容について</p> <p>（4）登録の対象者について</p> <p>（5）制度の周知について</p> <p>（6）登録期間の廃止について</p> <p>2 個人墓地の設置について（市長）</p> <p>（1）担当課による説明内容の確認について</p> <p>ア 個人墓地は設置対象外であるということについて</p> <p>イ 個人墓地を不許可とする根拠について</p> <p>ウ 個人墓地が不許可となった時期・年度について</p> <p>エ 市としての墓地集約化の意向について</p> <p>オ 全国的な墓地集約化の傾向について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 市としての墓地の提供用意について (3) 根拠となる通達の存在とその解釈について (4) 設置許可の転換時期後の農地転用事例について (5) 市の条例・規則との整合性について (6) 今後の対応について
5	4番 川田栄子君	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道事業について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 高知県水道広域化推進プランについて (2) 漏水について <ul style="list-style-type: none"> ア 有収率が低いことについて イ 水道管の予算について (3) 施設の効率性について <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の利用率について イ 有収率について ウ 配水管使用効率について 2 小中学校の老朽化対策と感染対策について（教育長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 門の修理について (2) トイレの自動水洗化について 3 一般廃棄物収集運搬事業について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の今後の計画について (2) 予定価格について <ul style="list-style-type: none"> ア 事前公表について イ 積算根拠について ウ 同額落札について (3) 指名競争入札について <ul style="list-style-type: none"> ア 業者選定について イ デメリットについて 4 権3号線について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 認識について (2) 登記替えについて (3) のり部分の所有者について (4) 接道について (5) 境界の確認について (6) 舗装工事について (7) 解決について

6	2 番 堀 景君	<p>1 火災について（市長） （1）通報を受けてからの時間について</p> <p>2 防災対策について（市長） （1）長期浸水対策について ア 今年度の長期浸水対策の市としての動きについて イ 排水対策について ウ 消防の消火活動の弊害について</p> <p>3 奥谷博美術館建設について（市長） （1）現状と今後の取組について</p>
---	-------------	---

令和3年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (令和3年第3回定例会提出分)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 5 号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 6 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 7 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 8 号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第 9 号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第10号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第11号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第12号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 7日	認 定
第13号	令和2年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 7日	認 定

議 案（令和3年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	1 2 月 2 2 日	承 認
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 2 月 2 2 日	同 意
第 3 号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 4 号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 5 号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 6 号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 7 号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 8 号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第 9 号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第10号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第11号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第12号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第13号	令和3年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第14号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第15号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第16号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第17号	宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決
第18号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 2 日	原案可決

第19号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業 施行規程の一部を改正する条例について	12月22日	原案可決
第20号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業 施行規程に関する条例の一部を改正する条例につ いて	12月22日	原案可決
第21号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について	12月22日	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第23号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第24号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第25号	指定管理者の指定について	12月22日	原案可決
第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	12月22日	原案可決
第27号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	12月22日	原案可決
第28号	工事請負契約の変更について	12月22日	原案可決
第29号	工事請負契約の変更について	12月22日	原案可決
第30号	財産の取得について	12月22日	原案可決
第31号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	12月22日	原案可決